

衆議院 國土交通委員会 議録 第二十一号

		平成十五年五月二十七日(火曜日)	
午前十時四分開議		出席委員	
委員長	河合 正智君	栗原 博久君	理事
理事	田野瀬良太郎君	玉置 橋 康太郎君	菅 義偉君
理事	今田 保典君	一川 保夫君	菅 義偉君
理事	赤羽 一嘉君	岩崎 忠夫君	菅 義偉君
理事	荒巻 隆三君	佐藤 勉君	菅 義偉君
倉田 雅年君	高木 純君	金澤 寛君	菅 義偉君
実川 幸夫君	谷田 武彦君	洞 駿君	菅 義偉君
竹本 直一君	中本 太衛君	西田 司君	菅 義偉君
西野 あきら君	松宮 敏君	林 幹雄君	菅 義偉君
原田 義昭君	森田 一君	菱田 嘉明君	菅 義偉君
福井 照君	阿久津 幸彦君	堀之内 久男君	鶴頭 誠君
松浪 健太君	大谷 信盛君	松野 博一君	鶴頭 誠君
松宮 敏君	奥田 建君	佐藤謙一郎君	砂田 圭佑君
森田 一君	岩國 哲人君	永井 英慈君	砂田 圭佑君
阿久津 幸彦君	川内 博史君	伴野 豊君	砂田 圭佑君
津川 祥吾君	土田 龍司君	瀬古由起子君	砂田 圭佑君
伴野 豊君	大森 金子	原陽子君	砂田 圭佑君
土田 龍司君	大森 金子	山谷えり子君	砂田 圭佑君
瀬古由起子君	日森 文尋君	原陽子君	砂田 圭佑君
原陽子君	後藤 茂之君	山谷えり子君	砂田 圭佑君
山谷えり子君			
議員	議員		
国土交通大臣	国土交通大臣		
国土交通副大臣	国土交通副大臣		
国土交通大臣政務官	国土交通大臣政務官		
高木 陽介君	吉村剛太郎君	扇 細川 井上	和雄君
高木 陽介君	千景君	細川 井上	和雄君
高木 陽介君	金子 哲夫君	吉村剛太郎君	和雄君
同日			
辞任			
補欠選任			
本日の会議に付した案件			
政府参考人出頭要件に関する件			
航空法の一部を改正する法律案(細川律夫君外 一名提出、第百五十三回国会衆法第二三三号)			
は委員会の許可を得て撤回された。			
五月二十七日			
航空法の一部を改正する法律案(細川律夫君外 一名提出、第百五十三回国会衆法第二三三号)			
は本委員会に付託された。			
五月二十七日			
航空法の一部を改正する法律案(細川律夫君外 一名提出、第百五十三回国会衆法第二三三号)			
は委員会の許可を得て撤回された。			
五月二十七日			
航空法の一部を改正する法律案(内閣提出第八 七号)			
航空法の一部を改正する法律案(細川律夫君外 一名提出、第百五十三回国会衆法第二三三号)			
航空法の一部を改正する法律案(細川律夫君外 一名提出、第百五十三回国会衆法第二三三号)			
航空法の一部を改正する法律案(内閣提出第九 八号)			
海上衝突予防法の一部を改正する法律案(内閣 提出第七〇号)(参議院送付)			
特定都市河川浸水被害対策法案(内閣提出第九 九号)			
油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案 (内閣提出第六九号)(参議院送付)			
海上衝突予防法の一部を改正する法律案(内閣 提出第七〇号)(参議院送付)			
密集市街地における防災街区の整備の促進に関 する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出 第九六号)(参議院送付)			
五号)(参議院送付)			
○河合委員長 これより会議を開きます。			
内閣提出、航空法の一部を改正する法律案及び 五百五十三回国会、細川律夫君外一名提出、航空 法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題 といたします。			
この際、お諮りいたします。			
両案審査のため、本日、政府参考人として国土 交通省航空局長洞駿君の出席を求め、説明を聴取 いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。			
○河合委員長 御異議なしと認めます。よつて、 そのように決しました。			
○河合委員長 質疑の申し出がありますので、順 次これを許します。今田保典君。			
○今田委員 おはようございます。民主党の今田 保典でございます。			
航空法の一部を改正する法律案について質問を いたしましたが、これまで、いろいろな方々からお 話がありましたように、いろいろな御意見もあり ました。そういう関係で、若干、私の質問の中で 今までお話ししたことと重複する部分があるか と思いますが、御勘弁をいただきたい、このよう に思います。			
この航空法の一部を改正する法律案の質問に入 る前に、きのう夕方の六時二十分ごろ、宮城県沖 で地震があつたわけですが、そのことで国土交通 省としてどういう対応をされたのか、あるいは被 害状況がどのような報告があつたのか、この部分			



○今田委員 そうなりますと、後ほどの私どもの附帯決議の中にも入れさせていただいたんですが、例えば、たばこを便所で吸つた者については刑罰を加える、しかし、通路とか座席とかそのほかでたばこを吸つても、禁煙場所で吸つた場合刑罰に値しないのかということになります。ちょっと私どもはなかなか理解しにくいところがあるな、こういうことでいろいろ今まで注文を申し上げてきたんですが、この部分はどうなんですか。

○洞政府参考人 私どもは、安全阻害行為という概念でそれぞれの行為をとらえることとしてござ  
る。そこで、恐れ入りますが、主に二つあります。  
一つ目は、運転者自身の危険運転によるもので、もう一つは、車両の構造上の問題によるもので、その二つがござります。

いまして、喫煙に関しては、せんたくでの答弁でも申し上げましたが、トイレの中において喫煙をすることは、非常に燃えやすい状況に

なっている、また監視の目も行き届かない等々の危険性の度合いが非常に高いということで、ここに着目してトイレ内における喫煙をその行為の対

象としているわけでござります。その他の通路であるとか客席における喫煙につきましては、そ

いう危険性が少ないと、その行為を特に罰金を科する安全阻害行為としてはとらえていないということでござります。

○今田委員 今ほどの回答でちょっと私もなかなか合点がいかない部分があるんですが、いずれに

しかし、何年かたってからいざな問題が出てくるた  
ろうというふうに思いますので、それらも含めて  
今後十分に検討する必要があるのではないかとい

うようなことでお願ひをしたいと思います。もちろん、その部分についても後ほどの附帯決議の中にお願いをしておつたところでござります。

次に、電子機器の規定についてお伺いをいたしました。

現在 平成十年三月に出された航空局技術部長  
通達に基づいて、航空機内での携帯電話等の電波  
を発する機器は使用してはならぬよ、こういうこ

とになつております。今回の法律改正に当たつてどのような点が、今までそういったものを通達を出していった部分以外の部分で新たに設定されたも

のがあるのかどうか、変更されたものがあるのかどうかお聞きをしたい、このように思います。また、携帯電話、世の中に非常に広く普及されておるわけでありますし、また、ビジネスマンが飛行機に乗るという機会が多くなるかと思われます。したがつて、電話も非常に重要なビジネスの一つになつておるわけですが、しかし、機内で電話はだめだよということであれば、機内にもっと機内用の電話の設置等、数をもっととやす有必要があるのではないか、また、利用客からそういうことも言われているんだろうというふうに思うんですが、この部分についてお伺いをいたします。

○洞政府参考人 お答え申し上げます。

平成十年の三月二十日、航空局の技術部長通達というのがございまして、そこにおきまして、機内での携帯用電子機器の使用について、次のとおり禁止措置をかけております。

携帯電話等の電波を発する機器については常に使用禁止、そのほかの一般携帯用電子機器については航空機の離発着時において原則禁止ということでございまして、補聴器とか心臓ペースメーカー等の極めて微弱な電力を使用した医療機器及び運航者によって航空機システムへの干渉を起さないことが確認されたものは使用してよいということになつてございます。

これは、財団法人の航空振興財団という調査機関において、長年にわたつていろいろ調査研究をした結果を受けてのものでございます。

今般、電子機器の使用につきまして、機長が禁止命令を行う対象行為を定めるに当たりましては、これまでの経緯を踏まえまして、現在禁止されている機器について禁止命令の対象とすることを考えておりまして、同じ措置を講じようとするものでございます。

それから、電子機器の使用を制限するのであれば機内電話が必要だという御指摘でございますけれども、おっしゃるとおりでございまして、我が国の航空会社が運航しております航空機のうち

で、中・大型機につきましては、国際はもちろんですけれども、国内線につきましても、ほんと衆電話といいますか、そういうものがついております。

ただ、そういう電話がついているということを知らないお客様も結構いらっしゃるというが実態ではなかろうかと想いますが、利用者の利便性の向上から、こういうふうに設置されているもののP.R.に今後努めていきたいと思いますし、実は、小型の飛行機というのはなかなかまだつ

でいいんですけれども、そういう意味で、公衆電話の設置について会社をいろいろ指導してまいりたいと考えております。

○今田委員 今局長が言われたように、本当に電話はどこにあるのかわからないですよ。私もよう

やく最近になつて場所がわかつたという状況でございまして、これはやはり周知徹底をしないとまづいのかなどという感じがいたしますので、ぜひお

願いをしたい、このように思います。

いたします。  
政府案によりますと対象は乗務員に限定されて  
いるというのは、なぜなのかというふうに思つわ

けでございます。いわゆる乗客同士のセクハラ行為であっても、法案の安全阻害行為、あるいは当該行為(二つ目)夫婦としても、まさに何を幾つか見直

話題、船内設備の利用を説いて、または船内設備の規則に違反する、こういう行為に該当するというふうに考えられますけれども、なぜその対象を乗務員

○洞政府参考人　客室乗務員は保安要員でござるだけにしたのかということについてお尋ねをしたいと思います。

ます。その保安要員に対するセクハラ等によって  
その業務に支障を生じさせた場合には、航空の安

全に支障が生じる。それがあることから、客室乗務員へのセクハラ行為等を禁止命令、処罰の対象になり得るよう、省令で定めることとしておりま

す。  
一方におきまして、乗客同士へのセクハラ行為につきましては、迷惑行為でござりますけれど

も、その性質上、航空の安全に支障を生じるものではないというふうに考えておりまして、今回の禁止命令、処罰規定の対象とすることは考えおりません。

しかしながら、ほかのお客さんへセクハラ行為をする者がいた場合に、客室乗務員が制止するというようなことになった場合に、その制止に従えばそれで済むわけでございますけれども、その制止を聞かず、客室乗務員に対して当該行為者が暴言を吐く等々、保安要員としての業務に支障を生じさせた場合には、この禁止命令、処罰の対象とすることになつてまいります。

そういう意味で、余りにも目に余つて、そしてそういうのをやめようとしない、それで客室乗務員の制止命令等にも聞かず反抗するというようなお客様に対しても、この罰則の対象になり得ると言ふことを考えております。

○今田委員 今ほどの行為、あるいはいろいろな、機内でのいわゆる秩序を乱す、こういう行為が行われる可能性が強いわけでありますけれども、そのことに対する機長は、やめなさい、あるいは継続してはならないよというような命令をすることができる。こういうことになつておりますが、現実として、機長は操縦に専念をしているわけですから、機長が客室に来て、それはやめなさい、こういうことはできないわけですね。

そういう場合、この法の解釈として、機長の命を受けた客室乗務員が當該お客様に対して命令することができる、あるいはそうしなければならない、こういうことなのか、その部分についてちょっとお知らせをいただきたいと思います。

○洞政府参考人 機長は、その航空機に乗り組んでその職務を行う者を指揮監督する権限を有しております、航空法七十三条でございますが、それで、これを受けまして、機長みずからが命令書を交付せざとも、機長の指揮監督のもとで、機長名の命令書をもつて客室乗務員が行為者に対して機長の権限を代行することができるということです。

卷之三

○今田委員 そこで、そういうことを何回も注意を申し上げたにもかかわらず、これはどうしても違反者とということで引き渡しをしなきやならぬということになつた場合、到着地において、いわ

ゆる命令したにもかかわらず違反した乗客を現地の警察に引き渡すということがあるんだろうというふうに思いますが、その場合、どのような方法をとるのかという問題があります。さらに、犯罪行為の立証をいかにして行うんだろうかという問題があります。

航空機は、公共交通機関である以上、一般的の旅客あるいは乗務員に対して余り負担をかけるというようなことがあってはならないんだろうというふうに思うんですが、なかなかこの手がげんが難しいんだろうと思いますけれども、先ほど言つたように、いわゆる犯罪行為を行つた方をどのような形で引き渡すのか。中には警察はいないわけですからね。それはどういうことを想定されているのか、お聞きをしたいと思います。

○洞政府参考人　先生おつしやるとおりでござります。

今回の法律の施行に当たりましては、証拠の収集でありますとか、あるいは違反行為者の警察への引き渡しなど、その間の連携とか連絡方法とか、そのことに関しまして航空会社と警察当局との協力関係が極めて重要なになってまいります。したがいまして、法の施行に向けまして、会社、警察との協力関係の構築、具体的にどうやって連絡するか、連絡先とか、あるいは連絡の内容とか等々、警察と当該航空機と会社を通じた具体的なそういう連携の方策。それから、必要なマニュアルの作成。できるだけ証拠を集めることであります。物証もさることながら、人証といいますか、証人を確保していく方法などなど、警察当局と御相談申し上げていろいろの調整を行なうとともに、こういう点に関しまして抜かりのないよう航空会社を十分指導してまいりたいと考えております。

（今日委員）これはやはり二二二アルを引きながらとやつてもらわぬと、要するに、一般の人が初罪者を引き渡す、こういうことになるわけですかから、当然、その方に対して危険性も出てくるわけになります。この部分は非常に簡単なようでなかなか難しい問題だらうなというふうに思いますので、先ほど局長が言われましたように、マニユアルをしっかりとつくりついていただいて、いろいろなところで研修を重ねていただきたい、このようにお願いをしたいと思います。

次に、裁判管轄権の拡大の検討というようなな

とでいろいろ質問したいんですが、国際民間航空機関あるいは関係するところで検討された結果、その航空機関で採択をした航空機内におけるある種の犯罪に関する国内法制化についての総会決議案といふものがあるやに聞いております。さらに、航空機内犯罪に関するモデル法制案というものもあるやに聞いております。

○洞政府参考人 我が国の刑罰法令の適用範囲につきましては、原則として属地主義というものをとつておりまして、日本の国内、そして日本の航空機内において行われたすべての犯罪について適用するということになつてゐるわけでございまして。これは刑法一条に書いてあります。これに対しまして、国外犯につきましては、一定の重大犯罪等を除きましては、我が国の刑罰法令は適用されないこととなつてございます。

今回の処罰の対象とする機内安全阻害行為などは、ハイジャックのように、国際社会が共通に、しかも連携して処理すべき重大かつ凶惡な犯罪と

具体的には、日本の航空機内で行われた行為は、それはどこを飛んでいてもすべて処罰の対象になりますし、日本の領空内におけるすべての航空機、外国航空機も含めて日本の領空内における航空機内において行われた行為については、処罰の対象となることが適当であると判断したものでござります。

裁判管轄権の問題につきましては、各国もい

刑法の一 航空機の一般原則によることとしたものでござります。

いろいろな法制がござりますけれども、本件につきましてはとりありえずこういう考え方で整備しておますが、今後の国際的な動向等々も踏まえながら、なお必要な場合には手直しをしていくことと  
考えたいと思っております。

○今田委員　国際民間航空機関が採択をしまして、航空機内犯罪に関するモデル法制案というのでは、酩酊あるいはセクハラ行為全般を犯罪として規定されております。この法案の施行後、機内迷惑行為や安全阻害行為の発生状況の推移を見て、これららの行為に対しても罰則を加えるということ

○洞政府参考人 これまでも航空会社におきましては、昨年の二月に航空業界に対しまして私どもの方から通達いたしました機内迷惑行為防止に関する行動指針というものに基づきまして、泥酔者に対する運送約款に基づき搭乗拒否を行うほか、必要に応じて機内におけるアルコール提供を自粛するなどの対応をとっておりますほか、機内迷惑行為対処マニュアルというものを作成して、機内での迷惑行為に対しても適切に対応するほか、このための教育訓練というものをあわせて行つていらっしゃるところでございます。

今後とも、国土交通省といたしましては、このような機内安全阻害行為等の実態把握を引き続行いまして、航空法及び航空法の施行規則を社会へう考えを持っているんですが、このことについてどうですか。

情勢の変化に応じて適切に見直しを行なうよう努めるとともに、その際、酩酊行為とか、先ほどの機内のセクハラ行為等の航空機内の秩序を著しく乱す行為に対する罰則の適用につきましても、その適用を含めて検討を加えることとしてまいりたいと考えております。

○今田委員 それは余り時間がたつといろいろな問題が発生するということもありますので、ぜひ早急に検討していただきたい、このように思いま

いるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○洞政府参考人 先生御指摘のとおり、航空業界は最近のイラク戦争、そしてSARSというものによって大変大きな影響を受けてございます。

国際線の四月の搭乗実績は前年度比で約四割激減しておりますし、五月の搭乗実績と予約状況、それから六月の予約も対前年度比で約五割程度に落ち込んでおりまして、最大で三割近くの減便を強いられているところでございます。そういう状況を受けまして、今年度、大手航空グループ合計で約千五百億円程度の大きな減収が見込まれていいところでござります。

こういう状況にかんがみまして、国土交通省といたしましても、イラク戦争の勃発直後に、航空会社については、航空機へのテロ等による第三者に損害が発生した場合の政府措置、政府補償でござりますけれども、そういう措置を延長いたしま

したほか、国際線の発着枠ルールの適用を一時停止して、弾力的に減便が行えるように措置したところでございます。

さらに、この五月の二十一日でござりますが、航空会社に對しまして日本政策投資銀行の緊急融資制度を適用することを決定いたしまして、航空会社の資金調達についてのセーフティーネットを用意したところでございます。

航空産業としては、我が国の経済活動及び国民生活に果たしている役割は極めて大きいもののがござりますが、今回の事例のように、戦争であるとかあるいはこういう病気の問題というような、一種の不可抗力的な天災みたいなもの、天災といいますか人災かもしれませんけれども、そういうものに対しては、ある面で非常に脆弱な面を持ち合わせてござります。

航空産業、航空会社というものは、そういう宿命を持つてているというのは事実でござりますけれども、そういうことも含めまして、日ごろから、適切などといいますか、足腰を強くして、こういったものに対応できるような体力をつけておくことが必要でございます。

幸いにして我が国は、日本国内としうる非常に大きな市場というものもござります。こういったものも一つの大きな支えになつてゐるところでござりますけれども、こういつた状況を踏まえまして、航空会社のまずは体力増強、強化、日ごろのそういういためが必要だと思ひますし、また政府といいたましても、航空会社のそういう宿命みたいなものを踏まえまして、今後の需要動向であるとか航空会社の経営状況等を踏まえまして、今後とも必要に応じて適切に対処してまいりたいと考えております。

をしているのですが、その都度、ぜひひとつ航空局としても、あるいは国土交通省としても、適切に対応をお願いしたい、このことを申し上げてお

次に、特殊会社の件についてお尋ねをしたいわけですが、昨年の十月に日本航空と日本エアシステムが特殊会社形態による経営統合が行われたわけあります。

この件について政府としてどのように評価しているのかという点についてお尋ねをしたい。また、従来は航空運送業者が外資規制の対象となつておりましたが、今回の法改正で特殊会社等も外資規制の対象とするということになつております。その目的は何なのかということでございます。いわゆる航空運送業者の特殊会社に対する外資規制はほかの外国でも行われているのかどうか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

○洞政府参考人 お答え申し上げます。

世界の国際航空市場をめぐらすと、経済活動のグローバル化に伴いまして、欧米の航空会社が競争力強化のために世界的な規模での連携関係の樹立であるとか拡充に動いておりますほか、一方におきまして、アジアの航空会社が低成本を武器に国際旅客の獲得を目指して攻勢に出るなど、非

常に厳しい経営環境にござります。世界のトップクラスの航空会社といえども、経営危機とか破綻に追い込まれている企業も出てきておりまして、我が国の航空会社につきましても、文字どおり国際航空市場での生き残りをかけた企業戦略が必要となつてござります。

JALとJASの経営統合というのも、このよう非常に厳しいグローバルな競争に耐え得るような事業基盤を確立することを目的として行われたものと認識してございます。

具体的に、国内線を中心とするJASと国際線に重点を置くJALとの経営統合を通じまして、グループ全体として、国内、国際にわたりまして、広範で一体的なネットワークを形成することによりまして、より安定的な事業運営の確保を図

るほか、効率的な経営体質の確立というものを目指しているものと認識しています。

合が実現しましたけれども、これまでの間、いろいろな販売部門等の統一等々の企業の再編等を行わされてまいりまして、ことしの四月には路線の再編成も行われました。幹線はJAL、地方路線はJASに集約を行うなど順調に統合が進んでいると

これまでございましたが、来年の春には、このおもな機会に、JALの会社のものに、これがさらに、国際と貨物はJAL、JLインターナショナル、国内の旅客事業はJALジャパンというものに事業が再編されるというふうになるということで、今準備が進んでいるところをございます。

かさりヒカルの提供を行なう。そして同時に、外団審査会社とのグローバルな競争に勝ち残っていけるよう、今後一層努力することを強く期待しているところでございます。

と諸外国の状況でございますが、国際航空といふものはそれぞれ各国との権益の交換の上に成り立つておりますて、それぞれの権益を行使できるのは、それぞれの当該国の実質的な支配下といひますか、コントロール下にある航空会社といふものにこの権益が与えられる、こういう構図で動いてるわけでございまして、また国内航空市場も、やはり実質的に日本国民が支配するそういう航空会社しか国内の運航はできない、これは諸外国においてもまさしく同じでございます。

こういう実質的な支配を何で担保しているかとあつたり、役員の構成の割合であつたり、こういったマルクマールで実質的な支配が行われてゐるかどうかというのを判断しているわけでござい

アメリカにおきましては、議決権の四分の三以上が米国市民によつて所有されてゐる、役員の三

有しているといふ規制が行われてござります。それから、申しおくれましたけれども、航空会社に外資規制をかけますけれども、持ち株会社はその航空会社の経営を実質的に支配しているところでございますので、ここに外資規制をかけなければ本当に自國、当該国の支配権が及んでいるかどうかといふのがり抜けになつていく可能性がござりますので、その親会社である持ち株会社にも外資規制をかけるものでござります。ですから、欧米におきましては、当該運航会社そして持ち株会社に外資規制が行つてござります。

また、シンガポールとかマレーシアは持株会社がございませんので、持ち株会社に対する外資規制の制度は設けられてはおりませんが、当然のことながら、実際に運航する航空会社に対しても規制を設けておられます。

は、実質的な持ち株、持ち株といいますか、株式の取得の制限がかかつてございます。  
○今田委員 次に、飛行計画の事前通報、これらの義務が緩和される、こういうことでござりますが、事前通報義務が緩和されることになったのはどういうことが具体的に背景としてあるのか、御説明をお願いしたいし、あらかじめ飛行計画を通報することが困難な場合ということになつてゐるのですが、その困難な場合というのはどのようなことを想定されておるのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

時間的な余裕がない、あるいは飛行開始の準備が整つたとしても、負傷者を搬送すべき救急医療機関が確定するまでに飛行計画の通报ができず出発できないなど、飛行計画の事前通报が困難なケースが生じるということが予想されるところでござります。

面も出てくるんだろうと思いますね。そういうふた受け入れ体制というのは具体的にどうなつていいんですか。いつでもそういう状況は受け入れでりますよというふうになつていてるのか、お聞かせをいたどきたい。

○洞政府参考人 飛行計画というのは事前に提出をされるわけでござりますけれども、出発地、飛行経路、そして目的地という計画の全体の概要が

関係の官署にすべて送られてまいります。そういうことで、それぞれのところで準備をするもので

は、万が一事故が起こった場合にその捜索救難を

ういう意味で、大きく目的が達成できる範囲  
います。

内で今回規制緩和を行おうとするものでございまして、事後でもいいよというので、いつまでも、

後になつても、何日たつてもいいよということではございませんで、飛び立つて速やかに電波が届

けれども、その範囲内で無線を使って、目的地とか連絡する方法がどういいなんですか

のところに連絡する、こういう措置をとれるといふこととしたのでござります。

○今田委員 ありがとうございます。

思います。

は鉄道についての鉄道警察といふ保安組織がある  
わけでありますけれども、航空に関してはこれに

い、そういう感じがするんですね。私は、海上や陸上と同様に空についても必要なんではないか

と常々思つておるのですが、その辺ちょっと素人  
なので、今あるのかどうかと、それから、このこ

○洞政府参考人 一般的な制度として、警察官が飛行機に乗り組む制度というのはございません。うか、お聞かせをいただきたいと思います。

次に、若干時間がありますので、この法案とは若干れますけれども、平成十三年一月の三十一日に、静岡県の焼津市上空におきまして、日航機同士によるニアミス事故があつたわけであります。そして、去る五月七日の日に、業務上過失傷害の疑いで、管制官二人と機長一人の計三名が書類送検をされました。警視庁と千葉県警の合同捜

姿勢をとつております。  
また、国土交通省といたしましては、再発防止  
ということに関して、大きく三つに分けて我々は  
対策をいたしました。また、それを今徹底してお  
ります。

くて空も、そういうた方々を十分に養成しながら、そしてそこに働く、保安のために働く方々が誇りを持ってやれるような体制を空の方でもやれるようなものがないのかということをつくづく感じたところでございます。ぜひ今後、いろいろの場で検討していただければ大変ありがたい、このように思います。

の計三名が平成十五年の五月の七日、今おしゃつたとおりに、警視庁から東京地検に書類送検をされたというのが事実でございまして、安全確保を最大の使命といたします航空輸送において、百名に上る方々が負傷したということに関しては、本当に遺憾でございますし、今回の措置については、私たちは厳粛に受けとめるという

○察当局、航空会社等とその実施の必要性等について十分相談してまいりたいと考えております。○今田委員 実は、今月の二十四日の日に、私は海上保安庁主催の観閲式に出席をして、扇大臣と一緒にいろいろ見学させていただいてきたのですが、彼ら保安庁の皆さんには誇りを持って一生懸命取り組んでいるという姿を見て、これは海だけではなくいろいろな見学させていたわけですが、私は本当にぞつとした事件といいますか、ぞつとしたニアミス事故と言うべきでしょうか。また、日本航空の九〇七便の事故に関しては、航空管制官の二名、しかも後ろに指導員もいたということ、なおかつ、日本航空の機長一名

あるいは航空機を利用される利用者の反応等につきまして、警察庁などの御協力を得ながら、関係者間で、検証会といいますか、いろいろ検証を行つてきているところでございます。

該検証の中でいろいろな課題を整理しているところでございまして、今後とも、テロ情勢等を考慮して、一度やつた実績がございますので、警

をしているのか、お聞かせをいただきたいと思ひますし、あわせて、事故の内容を見ますと、なぜ機長に責任があるのかというふうに素人ながら思ふんですが、このことについて、ぜひ、いろいろ検討された経緯もあるんでしょうけれども、差し当たりのない範囲でお答えをいただきたいと思います。

しかしながら、昨年の六月のワールドカップ期間中の対策といたしまして、いわゆるハイジャック等の防止のため航空保安対策を強化する必要性があるという中で、警察官の警乗、エアマーシャルと言つておりますけれども、について、警察庁と航空会社等の協力を得て、ワールドカップの期間中を中心に対策を実施いたしました。そして、その後、ワールドカップの終了後は、これは今は、やつてございません。

国土交通省といたしましては、この警乗実施に關しまして、具体的な効果、実施手法のあり方、反の可能性が強いというふうにも言われておるわけでありまして、政府として、この件についてどうお考えがあるのか、また、どのようにキャッチ

査本部は、事故調査委員会による調査報告書に基づきまして、管制官と機長双方の人為的ミスが事故原因だというふうに断定をしました。

しかし、どうもこの調査報告書が刑事手続に利用されたということは、事故調査機関の独立性を確保する意味で問題があるのでないかというふうに一部の方々から指摘をされております。

また、国際民間航空条約の趣旨に基づいても違反の可能性が強いというふうにも言われておるわけでありまして、政府として、この件についてどうお考えがあるのか、また、どのようにキャッチ

卷之三

三



等、乗員への業務妨害行為等、粗暴行為等といふこと、それそれの国でそれぞれの規定があつて、そして罰金の額が決まっているというそれぞれの立法がされております。特に、先ほど議論がございました拡張裁判管轄権についても定めがありませんという中で、今回の法律が出てきております。

しかし、私の解釈は、そういうアングロサクソン系の英米法の中では比較的簡単にその国で法律ができたわけですねども、我が国の刑法、民法、憲法も含めてかもしませんが、プロシアに源流を発する非常に厳密なる規定をしている、刑事罰とはこういうものであるという我が國の中でも、国民に新たな刑罰を科するという極めて難しい中身を法案として出されたことに対して、本当に深く感謝を申し上げ、敬意を表させていただきたいと思います。それが、今、細川さんが悩みを露呈された根本的な理由だというふうに思つております。

我が国の法律体系の中では、本当にすき間を縫うようによこの法案ができているということで、これからどういう方向にあるのか、そして、海外でどういう法律ができるか、もしかれば、今後どういう国でどういう法律ができるかと見ていくのか、そのグローバルなポジショニングをぜひここでお示しをいただきたいというふうに思います。

○洞政府参考人 一九九〇年代におきまして、トヨレ等におきます喫煙など安全阻害行為等がいろいろ世界的に急増したことを受けまして、ICAOが平成十三年の十月に、三十三総会におきまして、いわゆる機内迷惑行為防止の国内法制化を勧告する決議というのが採択されたわけでございました。これを受けて、各々がいろいろアクションをとつておりますし、その前にも、アングロサクソンの立法がされております。特に、先ほど議論がございました拡張裁判管轄権についても定めがありませんという中で、今回の法律が出てきております。

クソン系は既に法制化を行つてゐた国もござります。  
現在、ICAO全体におきまして、世界を対象に、この国内法制化に関する各国の取り組み状況についてフォローアップの調査を行つてゐるところでございます。その結果はまだ出でおりませんが、こういう状況の中で、アメリカ、イギリス、カナダ、豪州そして韓国といった諸外国においても国内法制化がなされておりまして、日本が今回、国内法制化を行うということになりました。

先生御指摘のとおり、この法制化を行うといふのは、それぞれの国の法制というのがございまして、例えば、刑法はもちろんでございますけれども、軽犯罪法とかそういういろいろな一般法がございまして、酷罰とかセクハラとかそういう粗暴行為といふものは、規律できる部分はやはりあることはあるんですね。また、それでできないものもございます。そういった中で、新たに重い刑罰を科すことになるわけでございますので、その構成要件とか法益であるとか、そういう細かい非常に慎重な検討が必要でございます。

このために、日本といたしましては、ICAO勧告以来、約一年間かけて、国民の皆様に対するアンケートを含めまして、関係の航空会社、労働組合の皆さん、そして法務当局、そして刑法学者の皆様方いろいろ議論を行つてきて、今回の政府の案というものにこぎつけたわけでございます。

そういうことで、安全阻害行為ということで、かつ、一つ一つをとつてみると、それ自身は軽微な行為であるけれども、それを反復継続することによって安全におそれが及ぶ可能性があるという考え方で、今回の法制をまとめたわけでござります。

諸外国におきましては、日本と同じように、それぞれ国の独自の事情がござりますので、その中で处罚対象行為そのものを規定しているわけでございまして、横並びに見ても、各国すべて同じと云ふわけではございませんけれども、おおむね日

本の今回の案とほぼ同じような行為を規定されているというふうに理解してござります。

なお、今回こういうことでスタートいたしますけれども、今後の機内におきますこういう安全阻害行為あるいは機内迷惑行為等々の実態等、あるいは国民の意識等々を踏まえながら、今後ともこの対象行為につきまして、常時見直しを行っていただきたいと考えております。

○福井委員 ありがとうございました。

もう一つの論点で、やはり、縦・横・斜めで整理をさせていただきたいのは、飛行機という交通手段、モードは、こういうことで本日お決めいただくということにならうかと思思いますけれども、それ以外の、船とかバスとか鉄道とかいう手段の、そういうキャリアの中では、どういう取り決めがあり、今後どういうことが課題なのかということをお示しいただきたいと思います。

海上運送法とか道路運送法、鉄道営業法という中で条文があり、そして省令がありといふことで、罰金まで決まっているものもございますけれども、この法律を決める直前に、飛行機はこう、ほかの手段はこう、ということで、ぜひ整理して御答弁をいただきたいと思います。

○洞政府参考人・先生御指摘のとおり、航空以外の交通機関におきましても、運行もしくは旅客の安全を害する行為につきまして、それぞれの交通機関の特性に応じた禁止、处罚規定が設けられてございます。

鉄道につきましては、鉄道営業法におきまして、暴行脅迫をもつて鉄道係員の職務の執行を妨害する行為、一年以下の懲役でございます。列車運転中の乗りおり、扉の開閉及び乗車用ではない箇所への乗車、二万円以下の罰金などが处罚対象となる行為などが处罚の対象として定められており

まして、二十万円以下の罰金がかかるております。  
船につきましては、海上運送法というのがございまして、立入禁止場所に立ち入る行為、みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき装置または器具を操作し、または移動する行為などが处罚の対象でございます。  
一方、航空につきましても、航空法において、爆発物等を航空機内に持ち込む行為につきましては五十万円以下の罰金に処せられていることに加えまして、いわゆる航空の危険を生じさせる行為等の处罚に関する法律というのがございまして、こういう行為は三年以上の有期懲役、それからハイジャック等につきましては無期または七年以上の懲役ということです。既に法制化がなされているところでございます。  
航空に関しましては、さらに、航空法七十三条の三というものがございまして、航空機内にある者が、安全闇書行為等をし、またはしようとしていると信するに足る相当の理由がある場合は、必要な限度で、機長が行為者に対して拘束等の措置をとることができるというような規定もございました。  
今回の法改正は、これまで航空に関して处罚の対象とされておりませんでした行為のうち、航空の安全に支障を生じさせるおそれのある行為にまでその対象を拡大して、安全に万全を期するようにしたものでございます。  
○福井委員 ありがとうございました。  
次に、仮くつて魂入れずということにならないうように、この法律の趣旨を徹底するためにどうしたらいいかという案を、今、政府としてどういうふうにお持ちかということをお伺いしたいんです。

足だというふうな経営手法を取り入れたのは、スカンジナビア航空という航空会社でございました。もう二十年ぐらい前に、若い社長が就任しました。とにかくそういうことが航空会社で起きたことがあります。とにかくそれが非常に意味があるというふうに思います。

最近では、サウスウェスト航空が、逆に、顧客満足度第一位という哲学のもとに、会社の構成とか、あるいは、最初の十五秒が大事だということで、会社の方とお客様の接点を一番大事にした。とにかくそういうことが航空会社で起きたことがあります。

第二主義というプライオリティーをつくつております。顧客は、カスタマーは二番目、一番はだれかというと、キャビンアテンダントを中心とすむ会社の職員だということで、そのエンブロイダーズが満足するとお客様も満足するというような哲学で、今サウスウェスト航空は非常に頑張っているということござります。

しかし、もっと大事なのは、顧客満足度が一番にしても二番にしても、一番大事なのは、サービスを提供する側の航空会社あるいは航空会社の職員の皆様方の志だというふうに思います。

変なお客さんの満足度を最大化する必要は全くないわけで、一番大事なのはサービスサプライヤーの志を達成することだ。株式会社ですから、もちろん利益を最大化することが株式会社の目的でありますけれども、しかし、会社の方々、会社の志というのは、お客様を安全に、快適に目的地まで定刻にお届けをするということで、皆さん一生懸命頑張つていらっしゃる、だから今回この法律が大事なんだ、つまり、皆様方の志を達成するするためにこの法律があるんだというふうに私自身は解釈をさせていただいております。

そんな意味で、この法律の周知徹底のための計画、航空会社や利用者に対してどのように働きかけをされるつもりか、洞局長からお伺いをしたいと思います。

○洞政府参考人 これまでも、各航空会社におきまして機内迷惑行為対処マニュアルというのを作成してございますけれども、当省いたしまして

も、今回の法施行に伴いまして、必要なマニュアルの作成について航空会社を指導すること等によりまして、そして、あわせて、航空会社におかれまして、乗務員の皆さんに対しても十分な教育訓練がなされるよう指導してまいりたいと考えております。

こういう法律をつくつても、この法律が守られなければ何にもなりませんし、また、こういった行為に対して毅然として対処することが何よりも一番重要なことであろうと思ひます。

また、今回の法改正につきまして、国民の皆さんに新たな刑罰を科す内容であることも踏まえまして、法律の施行前にさまざまな手段を通じて十分に周知徹底を図るよう、また機内におきましても、施行後におきましても、その周知を徹底するよう、航空会社を指導してまいりたいと考えております。こういう法律ができた、こういうことをやれば罰則がかかるということを周知徹底させて、抑止力という機能を十分に發揮することを考えております。

また、具体的な周知の方法といたしましては、国土交通省のホームページの掲載とか、チラシ、ポスターあるいは機内誌への掲載等等、それからキヤンペーンというものを実施して、その徹底を図っていきたいと考えております。

○福井委員 ありがとうございました。

今、ホームページとかいうお話をございましたので、ちょっと、問題は小さいかもしれませんけれども、今回質問させていただくに当たりましてインターネットでいろいろ調べておりましたら、航空連合さんの政策情報というのをございまし

た。

二〇〇二年の七月十二日の第四回機内迷惑行為防止検討委員会というものの、JAL、ANA、JASの皆様方と、それから航空局の皆様方と航空連合の皆様方とのお話し合いの場の議事録が、航空連合側からだけですけれども議事録整理がされておりまして、航空局の御答弁が、悪代官未満といいましょうか、悪代官より悪いといいましよ

うか、とにかく、抽象的で議論にならないとか、言葉じりをとらえているわけじゃないんでしょ  
うけれども、余りにも可愛いそうな、航空局の皆様  
方にとつては極めてかわいそうな情報がインターネ  
ット上で見られるという状況をまず指摘させて  
いただいて、それで、せつかくの機会ですから、  
国会の議事録において、政府としては、一生懸命  
法制化に対して頑張ってきた、しかし、そういう  
法律の性格上、慎重に考えざるを得なかつたの  
で、その過程での議事録だったというようなこと  
を、ぜひここで御答弁をいただきたいというふう  
に思います。

○洞政府参考人 先生の今の御指摘のとおりでござ  
います。

安全阻害行為の抑止は、私どもとしても非常に  
重要であると認識しておりますけれども、法制  
化に当たっては、国民に新たな刑罰を科する、五  
十万円以下の罰金をかけるという非常に重たい処  
罰でございます。そういうことでござりますの  
で、具体的に、どういう行為をどういう理由で対  
象とするのか、実務的な検討を慎重に行う必要が  
あるということで、先ほど申しましたとおり、一  
年間かけてさまざまな角度から検討をしてきたと  
ころでございます。

その中で、会社それから労働組合とともに、さ  
まざまな意見交換をいたしました。御指摘の議事  
録は、その過程におきます熱心な議論の過程にお  
いての、その熱意のあらわれということ、あるいは、  
法制化という、罰則という極めて重要な問題  
についての慎重なる検討が必要だという趣旨の延  
長線上でのやりとりだというふうに理解していた  
だきたいと存じます。

○福井委員 ありがとうございました。

では、最後に、大臣から総括、御答弁、御決意  
をいただきたいと思います。

いや、決して言葉じりをとらえているわけじゃ  
ないんですけれども、たまたま平成十三年十一月  
二十七日のこの国土交通委員会の席におきまし  
て、先ほどの今田先生の御質問がございました、

この法律に関して。それで、途中を省略しますが、云々かんぬんで、かといって、ではこの法律をつければ機内迷惑行為がなくなるかなどと、そういうことでもないと思うんですねというふうに大臣が御答弁されています。

これは議事録に永久に残りますので、そういうことも含めて、すべて総括して、今までの経緯を御整理いただいて、そしてまた、今後のこの機内迷惑行為撲滅に対する大臣の御決意を御紹介いただいて、最後にさせていただきたいと思います。

○扇国務大臣 人によつては、迷惑行為というのは、いろいろな判断の仕方があるうと思います。そういう意味では、私は、迷惑行為というものは、その人、その人に感じる感じ方で違うと思いますけれども、事は航空機の中の安全性に関することでござりますから、今まで局長が申しましたように、平成十三年の十二月から十四年の十月まで一年間かけて、今お話をございましたように、航空会社、労働組合、そして機内の迷惑行為に関するあらゆることに関する航空会社も入った迷惑行為といふものを五回にわたりて論議をし、なおかつ、一般国民からアンケートもとつております。

そして、御存じのとおり、私が申しましたように、十四年の十二月にはガイドラインというものもつくりまして、これも指導に当たつて、局長が全部の航空会社にそのガイドラインも説明をいたしております。

そして、平成十四年の五月から六月にかけて、三千五百人の皆さん方にアンケート調査をいたしました。その旅行客に対する調査の結果は、特別な法律が必要であるとする回答が、これは過半数を占めました。それほど一般の人から見ても、迷惑行為というものが目に余る。新たな法律をつくつて、罰則もして、罰金も科すというこの方が、きちんとした安全性が保たれる。乗客の態度もさることながら、乗務員の皆さん方は、保安要員としての重要な役目を兼務しているわけでございますから、サービスだけではなく



採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河合委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、国土交通大臣から発言を求められておりますので、これを許します。国土交通大臣扇千景君。

○扇国務大臣 航空法の一部を改正する法律案につきまして、本委員会におかれましては熱心な御討論をいただき、ただいま全会一致をもつて可決されましたことを深く感謝申し上げたいと存じます。

今後、審議中におかれます委員各位の御審議、御高見、附帯決議におかれまして提起されました機内安全阻害行為等の実態の把握、あるいは社会経済情勢の変化に応じた法令の適切な見直し、一般への周知徹底等への、少なくとも我々は、それにつきまして、趣旨を十分に尊重してまいる所存でございます。

ここに、委員長はじめ各委員の皆様方の御指導、御協力に対しまして心から感謝申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河合委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○河合委員長 次に、内閣提出、参議院送付、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案及び海上衝突予防法の一部を改正する法律案の両案を議上

題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。国土交通大

臣扇千景君。

ます。 次に、海上衝突予防法の一部を改正する法律案について申し上げます。

船舶交通の安全を図るための海上交通の基本ルールにつきましては、その国際性にかんがみ一八八九年以来国際規則が作成され、主要海運国は、いずれもこれらの国際規則をそれぞれ国内法化しております。我が国におきましても、明治二十五年に海上衝突予防法が制定されて以来、国際規則に対応して、数度の改正を経て今日に至っております。

今般、二〇〇一年十一月の国際海事機関総会において、号鐘の備えつけに関する事項等について、一九七二年の海上における衝突の予防のための国際規則の一部改正が採択され、本年十一月二十九日から発効することとなりました。

我が国としても海上衝突予防法を改正し、同国際規則の改正を取り入れ、国内法を整備する必要がござります。

このよろんな趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第でございます。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

この法律案では、船舶が備えるべき音響信号設備のうち号鐘の備えつけが不要な船舶の範囲を拡大する等の改正を行うこととしております。

以上が、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案及び海上衝突予防法の一部を改正する法律案を提案する理由でございます。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよ

う、御審議のほどをよろしくお願ひ申し上げま

す。

ありがとうございました。

○河合委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

午前十一時四十八分休憩

午後一時二十七分開議

○河合委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。 午前に引き続き、内閣提出、参議院送付、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案及び海上衝突予防法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として国土交通省総合政策局長三沢真君、海事局長徳留健二君、港湾局長宮澤寛君、政策統括官鷲頭誠君、海上保安庁長官深谷憲一君、内閣府政策統括官山本繁太郎君、消防庁長官石井隆一君、財務省国際局長渡辺博史君及び環境省地球環境局長岡澤和好君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じます

が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河合委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○河合委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。阿久津幸彦君。

○阿久津委員 民主党の阿久津幸彦でございます。

本委員会で二つの法案が同時に審議されるわけですが、同僚の大谷信盛委員と役割分担をいたしまして、私の方は、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案について伺いたいと思います。

実務的な法案ですので、ぱっぱかぱぱか聞きたいと思うんですが、まず、本法改正の背景または改正に至る理由を扇大臣の方から伺いたいと思います。

○扇国務大臣 今、阿久津議員からおっしゃいましたように、油濁損害賠償保障法、これは御存じのとおり、趣旨説明でもいたしましたように、タンカーから流出の油に対し、汚染の損害が発生した場合にどのように補償していくのかというこ

となんですかけれども、その損害については、一定の限度額、これは現状では約二百十六億円まで国際油濁補償基金というもので補償をされております。

ところが、先ほども私が趣旨説明で申しましたように、国際油濁補償基金によります補償額につきまして、我が國で発生しましたナホトカ号の事故、これは一九九七年一月でござりますけれども、補償額が二百六十一億円になつております。それから、フランスで発生しましたエリカ号の事故、これは一九九九年十二月ですけれども、補償額が二百四十億円ということになつております。そこで、このように大規模な事故が発生し、なかつその補償額の膨大な金額が今申し上げたところでございますので、そういう経緯を踏まえまして、二〇〇〇年の十月ですけれども、IMO、国際海事機関の法律委員会におきまして、これではということで、基金の補償額の現在の約二百十六億円から三百二十五億円、要するに約五〇%の引き上げというものが、条約の改正が採択されたわけでございます。

それに伴いまして、二〇〇三年の十一月よりこれが発効されますので、我が国としても、この条約の改正内容を国内法化していく、改正していく

害賠償保障法をお出ししまして、油濁損害賠償法を改正するに至つたというのが経緯でございます。

○阿久津委員 たしか平成六年にも国際条約の中で引き上げが行われたんだと思うのですが、この三百二十五億円という責任限度額が果たして適正なものなのかという点についてお伺いをしたいと思うのです。

今回の責任限度額の引き上げ率はなぜ五〇%とされたのか、また、今回の引き上げで油濁事故対応として十分なのか、三百二十五億円で十分なのかどうか、これをまず伺いたいと思います。

○徳留政府参考人 お答え申し上げます。

責任限度額の引き上げについての根拠と油濁事故対応として十分であるかということについてお

答え申し上げます。

限度額の引き上げにつきましては、油濁損害賠

償保障法のもとなつております千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の中で、年率六%までの範囲で引き上げました。これが最大限なんだというお話をあつたのですけれども、この三百二十五億円、これまで、これで十分かどうかというのもなかなか言い切れる問題ではないと思うのですが、当面は一応これで十分といふふうに考えてよろしいのです。それとも、本當は、もう少し値上げできるのであればもっと大きいところなんでしょうか。値上げというか、もう少し上限を超える額を限度額にした方がいいのであれば、それを望むのでしょうか。ちょっとその辺だけ。

このため、国内法を改正いたしまして、油濁損害賠償保障法におきましても五〇%の引き上げをするということをございます。

今回、限度額が五〇%引き上げられることによりまして、国際油濁補償基金からの補償を含めて三百二十五億円の被害までカバーできるということとなりました。これによりまして、ナホトカ号事故、これは二百六十一億円の補償がされております、それからエリカ号事故につきましては二百四十億円程度と見込まれておりますが、同規模の事故にも対応できるということでありまして、十分な補償額が確保されていると考えております。

なお、本年五月のIMO外交会議におきまして、これまでにない規模の油濁事故にも対応し得るよう、現行の国際油濁補償基金の補償限度額を超えて補償するための追加基金、一千二百億円でございますが、追加基金の設立を内容とする議定書が金会一致で採択されました。我が国とともに、関係者と協議の上、EU諸国等の批准状況を見ながら対応していくことを考えております。

○阿久津委員 現状ではオーケーというお話をいたしましたが、今度は逆の観点から、今回の引き上げで船舶所有者の大幅な負担増にならないのか、また、この負担が関係企業の経営等に支障を来すことはならないのか、同時に、船舶所有者等の関係者からの意見は十分踏まえたのか、その点についてもお伺いしたいと思うのです。

○徳留政府参考人 お答え申し上げます。

今回の責任限度額の引き上げによりまして、五千トン以下の船舶におきましては四・八億円から七・二億円、十四万トン以上の大型タンカーにおきましては九十六億円から百四十億円ということです。責任限度額が五〇%引き上げられたということでございますが、船舶所有者は油濁損害が生じた場合の損害をカバーするためには保険に入れておりまして、実際の船舶所有者の負担は保険によって担保されております。また、保険料の増加もそう大きなものではないというふうに見られておりますことから、船舶所有者に対する大きな負

百億円ぐらいの限度額まで対応できるようにしてあります。

それで、先ほどの局長の御説明で五〇%の値上がりが最大限なんだというお話をあつたのですけれども、この三百二十五億円、これまで、これで十分かどうかというのもなかなか言い切れる問題ではないと思うのですが、当面は一応これで十分といふふうに考えてよろしいのです。それとも、本當は、もう少し値上げできるのであればもっと大きいところなんでしょうか。値上げというか、もう少し上限を超える額を限度額にした方がいいのであれば、それを望むのでしょうか。ちょっとその辺だけ。

○徳留政府参考人 先ほどお答え申し上げましたように、これまでの過去の例を見てみると、ナホトカ号事故あるいはエリカ号事故等につきましては三百二十五億円で十分対応できるということになりました。現状におきましては対応できるのではないかというふうに考えているところでございます。

○阿久津委員 現状ではオーケーというお話をいたしましたが、今度は逆の観点から、今回の引き上げで船舶所有者の大幅な負担増にならないのか、また、この負担が関係企業の経営等に支障を来すことはならないのか、同時に、船舶所有者等の関係者からの意見は十分踏まえたのか、その点についてもお伺いしたいと思うのです。

○阿久津委員 次に、この国際油濁補償基金の仕組みについて少し伺いたいと思うのです。

私は、日本の船舶は安全で性能もよいといふふうに確信をしているのですけれども、国際油濁補償基金の負担割合は日本が一番多いですね、二〇%ぐらいか二五%ぐらいですか、一番多いとのであるというふうに考えております。

○阿久津委員 次に、この国際油濁補償基金の仕組みについて少し伺いたいと思うのです。

私も、日本の船舶は安全で性能もよいといふふうに確信をしているのですけれども、国際油濁補償基金の負担割合は日本が一番多いですね、二〇%ぐらいか二五%ぐらいですか、一番多いとのふうに聞いております。我が国はかなり安全性に気を配っている国だと思うのですけれども、油の取引量によってこの負担金が変わるというふうに聞いております。考えようによつては、もつと安全にタンカーを運航するというインセンティブも働きませんし、ちょっと不公平ではないかというような素人考えもあるのですけれども、この点についていかがでしょうか。

○吉村副大臣 賠償保障法の成立に至る経緯、また、それに基づきます基金の内容、その枠の増額について、ただいま大臣の方から答弁をされま

たを課すものではないかと考えております。

なお、本条約の改正に当たりましては、船舶所有者、石油業界等の関係者の御意見を十分お聞きしましたが、特段の反対はなく、これに理解を得られておりまして、我が国としては、こういった業界の方々の御意見、そしてまたナホトカ号事故等の教訓にもかんがみまして、本条約の改正について賛成したということでございます。

○阿久津委員 船舶所有者の負担なんですか、も、具体的に言いまして、千トン未満と、一番大きい船でも結構なんですか、大体どのくらいになりそうですか。船舶所有者の負担金のアップの部分なんですか、

その基金は、今委員申されましたように石油の受取量に比例をするわけでございますが、年間十五万トン以上受け取る石油会社が拠出しまして基

金をつくるお手伝いします。

委員おっしゃいましたように我が国のタンカーは、大変船齢も若く、また船底もダブルになつておるものウエートが大変高うございまして、そういう面では、安全性においては他国と比

べますと格段にランクは上だろう、このように思つておる次第でござります。  
我が國の命令より一三五をモリテ、

我が国の歯齒は平均十年程度でござりますか  
ロシアあたりはもう二十年を超しておる。人間でも  
も同じかもしませんが、年をとると随分と彼員

ます。 今までのところ、事故の原因は、車の故障によるものが最も多く、交通事故の原因としては、車の運転によるものと、車の故障によるものとがあります。 また、車の運転による交通事故の原因としては、運転中の運転者によるものと、運転中の運転者によるものとあります。 また、車の運転による交通事故の原因としては、運転中の運転者によるものと、運転中の運転者によるものとあります。

したがいまして、そういう面は我が国といたしましても十分に主張をしておりまして、相当地国も理解は示してくれておる。このように思つておりますが、まさにそのようなインセンティブが働く主張、基金の負担割合にインセンティブが働くような方法というのは十分これから検討していくかなければならない点だろう、このように思つてお

りまして、鋭意努力も積み重ねていきたい、このように思つております。

私も、どうも日本人というのは国益をがりがりと主張するのが本当は苦手なのかな、謙虚といふか、そういう美德もありますし。それで、この部分はぜひ、私どもも応援したいと思いますので、主張するべきは主張していただいて、日本の主張は、私はこれはエゴではないと思います。世界のタンカーの安全性の向上にもつながると思いますし、事故を起こしたら、あるいは整備不良だったりしたら、その国は場合によつたら条約からはじかれるんだよというようなことも含めてやつていただきたい。

後ほどどの質問とちょっと関係してくるんですけど、アメリカなどはこの条約に加盟していないの油取引国だというふうに聞いていますので、ぜひアメリカの方にも、加盟するとかいうことを促していただきたいということをお願いしておきたいたいと思います。ちょっと局長の方から、この点でコメントございましたら、一言いただきたいんですけれども。

○徳留政府参考人 インセンティティブにつきましては、副大臣からお話をありましたように、今努力しているところでございます。

アメリカはOPA九〇という独自の油濁補償基金制度をつくっておりまして、そういうことで国際基金の条約には加盟していないというところでございます。アメリカはそういう事情から基金には加盟していない、こういうことでござります。

○阿久津委員 次に、油濁に係る国際条約を締結していく国が、先ほどの中でもアメリカということで、あると思うんですけれども、この条約により、諸外国のタンカーによる日本の油濁損害について補償が完全になされるのかどうか、そこを確認したいというふうに思うんです。

先ほども出ましたアメリカ、日本のタンカーが国際基金に加盟していない米国領内で事故を起こした場合は、取り決め上どうなるんでしようか。○徳留政府参考人 日本のタンカーが米国で事故を起こした場合ということでございますが、油濁損害事故を起こした場合に、米国は、先ほど申し上げましたように独自の制度を持つておるわけですが、ございまして、これが米国油濁法、OPA九〇、オイル・ポルーション・アクト九〇というものでございますが、これに基づきまして独自の制度をとつております。

ございます。二百五十億円まで船舶所有者が払うわけでございますが、被害額がそれ以上の場合、あるいは船舶所有者が払えない場合には、最高十億ドル、千二百億円を限度とした基金からの補償がなされるということになつております。

なお、日本の船舶所有者等がアメリカに行く場合は、実際は十億ドル程度の保険に加入をしているというのが通例であると聞いております。

○阿久津委員 そうすると、アメリカに行く場合には特別な保険に入つてタンカーを運航している

私は、やはり今のは、アメリカは豊かな国です  
し、強い国ですから、アメリカが独自で自分の國  
はそういう形で、基金も十分に積んで守れるけ  
れども、アメリカのタンカーも安全なタンカーの  
一つだと思うんですけれども、先ほどの話との関  
連で、そのアメリカが抜けることによつて、むしろ

ろトラブルというか、事故が起くる率が高い国ばかりこの条約に残ってしまうような事態にならなかいかということをちょっと心配しているんです。そこの点について、アメリカに国際条約に加入するようにもっと強く言う必要はないでしょうか。いかがでしようか。

○徳留政府参考人 恐らく、その当時のことを私

は詳しくわかりませんが、アメリカにもあるいはそういう働きかけをしたのではないかなと思いま  
すが、アメリカは虫の道と云ふ、二、三二〇

○阿久津委員 次に、アメリカと正反対というふうに言っていいのかもしれないんですが、例えば北朝鮮のタンカーが日本の領内で事故を起こした場合どうなるのか伺いたいと思うんです。北朝鮮はこの国際条約にアメリカとは違った意味から加入しないと思うんですが、その点、どうなっているんでしょうか。

○德留政府参考人 今御指摘のように、北朝鮮はこの国際基金条約に加盟をしておりません。一方、国際基金条約におきましては、油濁の被

害国が国際基金に加盟している場合には、加害者

である船舶の国がこの基金に加盟していくなくても、国際基金から補償がされる、こういうことになつておるわけでござります。

併隨にモノアーティナリ、あるいは資力もないけれども、國際基金に損害の補償請求をする、こういうことでございまして、基金から補償がされる、こうなうことですござります。

○阿久津委員 どうもありがとうございます。この条約に入つていれば、一応、最低限、日本の船は補償されるんだということを伺いました、安心いたしました。

それで、次の質問に移させていただきたいと思うんです。

タンカーの事故は、これは本当は起こつてしま

う前に未然に防ぐのが一番だというふうに私も考えております。未然の事故防止策というか、それについて伺ひたいと思うござつて。

国土交通省でもタンカー事故に対する被害を最小限にするための努力を十分にされていると思うんです。ですが、先ほど副大臣の方からシングルハルとダブルハルのお話がございまして、日本の船はだんだんダブルハルに移行しているんだという話をございました。ダブルハルというのは、船の底が二重になつてているというんでしようか、二層性というか、それで、外からぶつかった場合も油がすぐには漏れないようなシステムをいうというふうに伺っているんですけども、この普及対策はどうなつてているのか。

それから、これも先ほど副大臣の方からもお話を

がありました。やはり私は、エリカ号事故とかナホトカ号事故、それからプレステージ号事故とかかわっているんではないかと思うんです。先ほど副大臣は、日本の船は大体平均十年ぐらいで、ロシアは何年とおしゃつたんだしたか、二十年以上というふうに聞いています。

それで、事故が起こったナホトカ号はたしか二十七年ぐらいだったと思いますし、エリカ号もプレステージ号も大体二十五年前後の船齡だったと思うんですけども、船齡に対する制限とか規制を考えているのか、あるいは考へる予定があるのかどうか、この辺を局長の方から伺いたいと思います。

○徳留政府参考人 今、油濁事故防止のための対策と、それから船齡による制限、規制等についてのお尋ねがございました。

まず、タンカーのダブルハル化の問題でございますが、海洋汚染防止条約という条約がございまして、一九九六年、平成八年でございますが、それ以降建造される新しい五千デッドウエート以上の油タンカーはすべてダブルハル化するということになつております。したがいまして、現在建造される船はすべてダブルハルということです。

それから、それ以前に建造された船が残つておるわけでございますが、その以前に建造されたシングルハルタンカーにつきましては、例えば一九九六年以前、八二年から九六年の間に建造された船につきましては、船齡二十六歳または二〇一五年のいずれか早い時期に廃船するということが国際的に決まつておるところでございます。

&lt;/div

たことから、今申し上げましたような視界制限状態、よく見えにくい、視界の悪い状態にある、そういう水城において、錨泊ですとかあるいは万一一の乗り揚げ、こういった場合におきましては汽笛を使っていただく、こういうことによりまして基本的には安全が図られる。

さいます。  
一つの論拠として申し上げますと、号鐘は、先ほど保安庁長官が申し上げましたように、視界不良時において船舶が座礁または停泊したときには、他の船に白旗の位置を知らせるためのものでござります。

けないということはわかつていただけれども、霧もしくは視界が不良のときにはそんなものを使つたことがないというのも現状であつて、これはやはりもう必要ないかな、船に常備されている警笛の方で十分ではないかな、そんなこともあつたんですね。そちらの方はどうふうに把握をされてい

○深谷政府参考人 実際の鳴らし方に関連しての  
お尋ねでござります。  
物によりましては、法令上、長音一回であると  
かそういうふうな規定があるケースもございます  
けれども、今回議論になります、いわゆる視界制  
限状態における長さ十二メートル以上二十メートル

また、万一汽笛が使用できないような場合がありますとしても、その他の、例えばサインなどでございまして、それが笛だと、そういうふたことでも有効な音響を発することは可能であろうというふうに思いますが、これらの手段でもよいというふうにルール上されてございますので、こういったことによって、今回の規制緩和をいたしましても安全上特に支障はないだろうというふうに考えてございます。

一方、長さ二十メートル未満程度の船舶でござりますと、通常の航行区域といいますか、大体沿岸を航行することが多いということで、他方、タンカーとか大型の船はかなり沿岸を離れて航行するわけでございます。そういう意味で、小型の船舶が遭遇する船舶は、相手としても小型の船舶が多いということですございます。

そうしますと、小型の船舶同士で、要は、自分が停泊している、座礁しているということを知らせることがきついのではないかということになります。一方、号鐘は非常に音の通りがよくて、一キロメートルぐらい先まで届くわけですが、さいまして、従来はこれを持つておったわけでございまして、

○徳留政府参考人 御指摘のような御意見もござ  
るんですか、実際の使われ方です。  
いました。

そういうことで、なかなかふだんはそういう危  
険な状況に遭遇していないこともありますたと  
思いますが、余り使われていないということも  
あつたというふうに聞いております。

○大谷委員 今、されば新しい方法で安全性を  
高めることを考えていかなければいけない。それ  
は汽笛、警笛というようなもので十分ではないか  
ということなんですね。

これは鳴らし方というものがありまして、右へ  
曲がるときは短音で一発、左に曲がるときは短音

○大谷委員 それは調べて知っています。  
私が非常に心配しておりますのは、鳴らし方が  
決まっていないということもあるんですねけれど  
事故のような乗り揚げの最中、こういったところ  
での自分の位置を知らせるということによって安  
全を確保する、こういうことでございます。  
汽笛の鳴らし方自体については特段の法律上の  
規定はございませんけれども、二分を超えない間  
隔で自分の船の位置がわかるようになしてくださ  
い、こういうことでルールが定められておりま  
す。

今回、国際機関の中で先に、十二メートル以上の船にもう号鐘は必要ないだろうということが決まって、我が國もそれに準じて法案の修正、改正をしていくことなんですか。けれども、この国際機関に提案したのは日本だというふうにお聞きをしておるんです。それがそうだとした場合、どのような現状認識、現状調査もしくは船舶に従事されている方々、運営されている方々からの声がどの程度、どんなふうにあって、これは我が国から国際機関に提案をしようということに至つたのかということについて、それでは、国土交通省の方にお聞きさせていただきます。

○徳留政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、号鐘の備えつけの緩和につきましては、日本の方から提案をしたものでござります。

この提案の背景をいたしましては、ユーラーの方々からの御意見等もございました。そしてまことに、私どもとしていろいろ調査をした結果、提案ができるなどということでIMOに提案したわけでござります。

ざいますが、小型の船の場合には、大体百メートルぐらい事前に相手の船がわかりますと、回避行動といいますか、停止あるいは回頭することがであります。そういうことでござります。そういうことであります。何も号鐘というものを持たせなくても、先ほど長官申し上げましたように、汽笛あるいはサイン等の他の措置でも十分に安全な対策は講じられるのではないかということでございます。

こういつたことで、国際条約の改正につきまして、国際的に合意をされたということをございます。

○大谷委員 また別の方からしますと、号鐘を霧のときには鳴らすということを、小さい船のオーナーさんというのは、最近十年、十五年で急激にプレジャー・ボートの人口が増加しておりますから、御存じでない方も多い。というのは、そんな経験をしたことがないということもあって、号鐘がどこにあるのかも、船に装備されていたかどうかかということわからぬ。

また、一応、免許証のときには鳴らさなきやい

で二発鳴らしていく。バックをするときは短音で三発鳴らしていくとかそういうような汽笛の鳴らし方というものがあるんですね。それは、霧の中であろうがながろうが、あるわけなんです。

この場合、号鐘の鳴らし方というのは、何か法規を見ますと、×××、たたけ、たたけ、たたけということなんですねけれども、カーランと一回長音を鳴らしても、ちゃんとちゃんと鳴らしてもいうような、何もルールが決まっていませんでした。ただ鐘の音ということで、ああ、これは船が近くにいるんだなということはわかるんですが、警笛、汽笛の場合ですが、短音を鳴らすのが長音を鳴らすのかというのが、一応法規では決まっておるんです。右に旋回するときは短音一発とか、左に旋回するときは短音二発とか、港の非常に混雑したところではあるのかもしれません、ふだんからなかなかされていっているように現状なつていいというふうにお聞きするんですけど、本当にこの警笛、汽笛で安全性の確保というものが、号鐘にかわってできるんでしょうね。

も、ふだん鳴らすことになつてゐるけれども、そんなにみんな鳴らして走つていい。そこに、全く同じ音質である警笛を轟の中で使うようにするというふうにしたつて、今まで使われていないんだから、なかなか使われないんじやないのかなという心配があるんです。告知、周知徹底とかいうようなことも含めて心配をしておるわけなんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○深谷政府参考人　海上の上で船舶が航行する場合のルールとしまして、現在改正をお願いしております海上衝突予防法があるわけでございますが、その三十五条で、いわゆる視界制限状態にある場合についての規定がございます。航行する船舶操縦士としては、当然のことながらこのルールを熟知しているという前提がございますが、私どもいたしますても、船舶航行の安全が保たれる、これは大事なことでござります。現場の海上保安官、そういったものも通じまして、機会あるたびにそういうた指導なりをしていくことによつても安全を確保してまいりたい、かようにも思ひます。

第一類第十号

○大谷委員 もちろん、文面、インターネット等々によつての告知、周知といふものはあるで

しょうけれども、やはり船を持つて海、川、湖で運航する船長さんというもののマナーがさらに高まつていく必要があるんだというふうに思ひますので、長官におかれましては、現場にもつともつと出ていただいて、制服を着ている姿の写真をこの前拝見いたしましたが、ぜひとも現場に立つて陣頭指揮をとつていただきたいというふうに思つております。

もう一つ私が気になつておりますのは、これは確かに、号鐘というものが汽笛、警笛にかえることができるのならば、ほかも、技術の進歩等々によつて不必要になつてしまつた整備、また反対に、これはもつともつと充実しなければいけないような整備、そのすべてが多分安全性を向上するためにあるというふうに思ひますが、一つ二つ、私が見ていて気がかりになつたものがござります。例えば発煙筒というものを積むことになつております。そのため、船が、機関が故障した等々になつた場合は発煙筒をたいて知らせて、海上保安庁もしくは近辺の船また水上警察に救援、救助をお願いします。

日光信号鏡につきましても、確かに有効なものであるというふうには思つておりますが、ただ、雨の日とかあるいは曇りの日とかにななか使えなんというのは、たいてみたけれどもなかなか見つけてもらえたなあつたということが、これまたプレジャーボートで海の上、川の上を運航している人たちの間では聞くんだそうですが、その辺はどうなんですか。発煙筒で十分なのか、それとも、技術の進歩によつてそれにかかるようなものがでてきたのか。

聞くところによりますと、鏡みたいな単純なもので相手にびかびかとやると、あつ、あの船は多分とまつているんだなというので、鏡なんかで自分たちの危険を知らしめて助けてもらつたケースの方が多いのではないかというようなことも聞くのですが、その辺はどのように現状把握されており、また、この発煙筒について、安全性を高める

ために何かほかの策がありまでしようか。

○徳留政府参考人 小型船舶に係るいろいろな安全を守るために備品についてのお尋ねでございます。

我が国の船舶におきましては、船舶安全法に基づまして、船舶の堪航性あるいは人命の安全を確保するために、必要最小限の施設あるいは設備等を持っていただくということにしておるところでございます。

今御指摘のありました発煙信号、発煙浮き信号でございますが、これは、船舶が遭難した場合、あるいは事故があつた場合等に、視認距離に非常に近づいた、救助相手が非常に近いところにいる場合に、自船の位置を知らせるための装置であると我々は認識しております。

そういうことで、やはり小型の船でござりますから、なかなか見つけにくいということがございまますので、せつかく救助に近くに来ていただいても、視認できなくてダメだということもあります。そういう場合に必要な装置ではないかと思つておるところでございます。

それから、先ほど、日光信号鏡のお話もございました。

日光信号鏡につきましても、確かに有効なものであるというふうには思つておりますが、ただ、雨の日とかあるいは曇りの日とかにななか使えらないのかなどいうことは有効だと思います。これをつけていたいは、もちろん煙浮き信号は、そういう意味で、現状では必要でないかと思つておるところでございます。

そのほか、安全のために、例えばラジオ等を持つて、航行の気象、海象情報などを入手するための設備とか、あるいはその他、ナブテックス等の、いわゆるテレックスみたいなものを持つているというようなことで安全の確保に努めておるところでござります。

いずれにいたしましても、私どもは、今後とも、技術革新の進展、あるいはまた関係者の方々の御意見もいただきながら、こういった設備の備えつけ等について適切に見直し等を進めていく所存でございます。

○大谷委員 テレックスを積んで安全性を高めるために、何が新しくなったのかと、それがどう高めでいいかというふうに僕は思ひますが、その辺のことが一番聞きたいわけなんです。

今までして、船舶の堪航性あるいは人命の安全を確保するために、必要最小限の施設あるいは設備等を持っていていただくということにしておるところでございます。

そこで、まず、船の免許や、あるいは維持の問題等がござりますが、これは、船舶が遭難した場合、あるいは事故があつた場合等に、視認距離に非常に近づいた、救助相手が非常に近いところにいる場合に、自船の位置を知らせるための装置であると、これは別にお金がかからなく、安全性が高まるものというものはたくさん出てくると思いますので、一回洗い直しの作業が要るのかなというふうに思つています。

技術革新ということで言うならば、国際VHF無線、いわゆる海上保安庁さんがお使いになられている無線ですけれども、この無線に入ろうと思つたら免許が必要ですね。そのネットワーク網の中に入るのに、免許がなかなか難しくて持てない。それは、大阪湾の中を、東京湾の中を行して楽しんでいるプレジャーボートの方々には必要ないのかもしれません、少し距離を乗るよくななレジャーをされている方には、私はそれなりに必要な備品かなというふうに思つておるんですけど、なかなか見つけにくいというふうに思つておるところでございます。

それと、今局長の方からラジオというのが常備、義務化されておるということでござりますが、ラジオの目的を再度この場で確認させていただきたいんですが、常備の目的は何ですか。

○徳留政府参考人 お答えいたします。

ラジオは、先ほど申し上げました航行海域の気象あるいは海象情報などを的確に入手するためには、それが、ラジオの目的を再度この場で確認させていただきたいんですが、常備の目的は何ですか。

余り無線の免許証を簡単にして、たくさんの方がネットワーク網、通信網の中に入つてこられるところ、海上保安庁さんは業務上支障があるのかなども思つたりいたしますが、いずれにしても、備えつけていただいているというものでござります。

○大谷委員 済みません、僕、もしかして誤解しているのかもしれません。ラジオというのは無線機を英語で言うんですけど、そのラジオですか。それとも、いわゆるAM、FM、短波のラジオ、普通の電気屋で売つてあるラジオですよね。

（徳留政府参考人「はい」と呼ぶ）わかりました。

私、ラジオがなかなか普及していなかつた時代には非常に便利な道具だったというふうに思ひますが、今、先ほど局長もおっしゃられましたよ

うに、テレックスだの携帯電話だの、携帯電話など大体わかるわけですね、天気予報云々かんぬんといふような情報というのは、それも、ラジオみたの、どこかの、時間を作らせないと出でこないに、何がそんなものではなく、自分が欲しいときには、新しい技術に合わせた備品の義務化もしくは、新規化みたいなものが要るんではないかといふうに思つてゐるんですが、天気のことについては、何かそんなことを考えられていることはござりますで、どうか、気象情報について。

○徳留政府参考人 お答え申し上げます。

ラジオにかわる、先ほど申し上げました、そういう情報が入手できるような通信設備を有している場合にはラジオは必要ないということ、例えば、先ほどちょっと申し上げたナブテックスというようなナブテックスのシステムとかいうようなものがあればこれは代替できるということでござります。

○大谷委員 大きな船で遠いところまである程度行くようなときには、絶対にいわゆる無線機や観測機器というようなものを積んでおるわけですが、それでも、近所にいるときで、天気予報というのは、急にあらしが来るとか雲行きが変わるとか、ブレジャーボートの方はそんなどと乗つて、でも、海の恐ろしさ、水上の恐ろしさというものは、まだまだ、体感している、悟つてゐるところまでにいつていらない。そうすると、やはり逐次何らかの形で情報が入つてくるようなものを、儀は義務化とまでは言いませんが、持つよう、装備するようにしろというような御指示というのか提示みたいなものをして方がないのかなというふうに思つてゐます。

そのときに、新しい、自動的に常に海上保安庁さんからの無線が、こつちからは入れませんけれども入つてくるだとか、ずっと海もしくは水上に示みたいなのをして方がないのかなというふうに思つてゐます。

いる人たちに、気象情報が音波もしくは活字で出でてくると、いうようなシステムを考えてもいいんではないか。これは新しい需要にもなるし、また、安全性も高まるというふうに思うんですが、その辺はいかがですか。

○徳留政府参考人 今、私どものところで、最近の技術の進展あるいはＩＴ技術の進展等を踏まえまして、海洋レジャーといいますか、小型プレジャーボート等の安全性をより高めるためのいわば高度安全管理システムというようなことについて研究をしておりまして、海上保安庁の情報あるいは海象、気象情報、そういうたるもの等をネットワークで結びまして情報がとれるような、そういうハード、ソフトのシステムを研究中でございます。

○大谷委員 ゼビ、大分世の中、通信技術の進歩で変わっておりますので、それに合わせての安全性のさらなる向上に努力をしていただけたらとうふうに思つております。

それと、もう一つお聞きしたいのが、プレジャーボートの事故が増加している。そんな中、資料を見せていただきますと、見張りを立てていなかつた、要するに人為的、これは怠けていたのか、もしくは運転上まだ未熟であつて、見張りをしていただけれども見張りになつていなかつたとか、いろいろな理由があるというふうに思つてますが、ある程度、高まってきた海上での事故といふものが少し頭打ちになつているというふうに見てとれるのかな、海上保安庁さんの努力もここにあるのかなというふうに思うんですが、これまでの努力、それから、これからの取り組みについて、ちょっと大ざっぱな方針について長官の方からお聞かせいただけたらと思います。

○深谷政府参考人 特にプレジャーボート関係の、安全に楽しんでいただく、海難をいかに防ぐか、これは、先生御指摘のように大変大事なことでございまして、私どもいたしましても、プレジャーボート海難の未然防止、こういったことを図りたいと強く思つております。そのためには、

私たちも、いろいろするとともに、実際、愛好者みずからの方でも、先ほど見張りの話もございまして、たけれども、安全の意識を高めていただいて、自的な安全対策をとつていただくことがとても大事なんだろうというふうに思っております。

そういう観点も含めまして、私どもいたしましては、海難防止講習会、こういったことを各地で開催するとか、あるいは、民間団体を育成して、今まで、海上安全指導員あるいは安全パトロール艇、これもボランティアでございますが、そういう活動へも私どもとしても協力をしたり、あるいは連携をしたり、こういうことを図りながら、みずから安全の意識を高めていただき、こういうことを取り進めております一方、やはり夏がハイシーズンでございますので、七月の後半には、二週間以上にわたって、官民挙げて全国の海難防止強調運動、こういったこともやらせていただいております。

また、私どもは、一たん何かございますれば、巡視船艇を出し、航空機を出し、なるべく迅速な救助に当たるということにしておりますけれども、一方で、やはりみずからの皆さんの安全対策というのも、万一小の事故があつた場合の備えとしていただきたいということで、私どもが日ごろからお願いしているのは、一つは、例えは救命胴衣。救命胴衣を着用している場合といかない場合では生存率が格段に差がござりますので、ぜひこれは救命胴衣をつけていただき。あるいは、何かあつたときの連絡手段。プレジャーボートはそう大げさなものはなかなか積めないということござります、そういった場合でも、少なくとも携帯電話のようなものは持つていただくような、こういったお願い。あるいは、海の緊急電話、一一八番というのがございます。こういったことをぜひまた有効に利用していただき等々の活動を私どもやっておりまして、プレジャーボートの事故の未然防止、こういったことに努めてまいりたいとうふうに思つております。

ボートの海難船は引き続きござりますけれども、十三年の千三十一隻に比べますと昨年は八百六十七隻とやや減少したということで、引き続き努力をしていただきたい、かように思つております。

○大谷委員 ぜひともよろしくお願ひします。

また、東京湾のふくそう海域などでの具体的な取り組みなども聞きたかったんですが、時間がなくなりましたので、最後に、去年の暮れに、私が舞鶴の方に行つて海上保安庁の施設を、私の地域の大勢の方とで見学させていただいて、テロの取り締まり、新しい船なんかも見せていただきましてが、最後に、ほんの三十秒だけしか時間が残つておらないんですけど、日本海近海におけるテロの対策の新しいその後の取り組み状況について、また、方針を聞かせていただけますでしょうか。長官にお願いいたします。

○深谷政府参考人 それでは、なるべく簡潔にお答えを申し上げたいと思います。

テロ、とりわけ、例えば不審船対策につきましては、御案内のとおり、一昨年の十二月にあいつた工作船の事件がございまして、私どもいたしましては、法制面、装備面、それから運用面、そいつた各方面三位一体の対策が必要だろう、大事だらうというふうに思います。

法制面につきましては、海上保安庁法を平成十三年の十一月に改正していただきまして、そういったこと。あるいは装備面につきましては、十四年度補正、十五年度予算におきまして、防弾化あるいは新しい巡視艇をも含めまして、整備に当たっております。他方で運用面でございますが、これにつきましては、一昨年の十二月の工作船事件を踏まえまして、私どもいたしましても当庁の対処方法を一層見直すとともに、防衛庁・海上自衛隊との連携が大変大事だらうということです、共同対処マニュアルあるいは共同訓練の実施、こういったことをやつておりますし、また、一般的のテロ、特に原子力発電所のような重要施設、こういったことにつきましては、おとどしの九一一以降、とにかく二十四時間警備を、巡視

船を張りつけまして警備に当たるというふうなことで万全を期したい、かように考えております。

○大谷委員 わきを締めると、いう言葉がありますが、思い切りやつてあるんだというようなメッセージを世界じゅうに発信していただきたいとうふうに思います。

ここで大臣に質問をしたかったんですが、残念ながら時間切れになってしまったので、次の委員会でぜひともまた御議論させていただけたらといふうに思つております。

ありがとうございました。

○河合委員長 一川保夫君。

○一川委員 では、引き続き質問をさせていただきます。

今回のこの法律の改正の理由の中にも、平成九年の一月のナホトカ号の事故を受けての、その後も大規模な事故がほかの国でもございましたけれども、そういうものを一つの反省としながら、今回、その限度額の引き上げということをございました。当時、私の地元でナホトカ号の重油が漂着したこと、同じこともございまして、当時のことを思い起こしますと、よく今のような状態まで回復したなという感じはいたしますけれども、島根県沖だったのですね、あそこで一月の二日に沈没して、それで福井県の三国町の沖合に着底したのが一月の七日だったですかね。相当の重油、六千トンぐらいのものが漂流したということでございました。

その当時、沿岸の皆さん方は大変な御苦労をされまして、しかし、被害は非常に長期間に及び、なかなか広大に広がつていつたわけでございますけれども、重油が漂着した時期は、緊急事態ですから、各市町村、漁業協同組合、いろいろなボランティアの皆さん方が中心となつて、全力でそれを回収するなりということでいろいろな対応をされたわけでございます。その後、そういったもののかかった経費を、どういうふうにしてそれを対応するかということでいろいろな議論が当時もございましたし、我々もいろいろなところへ

要望に上がつたことを思い起こすわけでござります。

当時ああいう事故が発生して初めて、こういう道がございました。そういうふうにお聞きしてお

りますけれども、最終的にどういう姿で決着したのかというところの概要を御説明願いたいというふうに思います。

○従留政府参考人 お答え申し上げます。

ナホトカ号事故につきましては、国、地方公共団体、漁業者、観光業者等が被害者として、船舶所有者、保険会社等に対しまして被害請求のための裁判を起こしました。平成十四年十月に、補償総額約二百六十一億円で和解に達しました。この合意された金額につきましては、既に支払われておるというふうに考えております。

○一川委員

そのことについてちょっとお尋ねするわけです。

これは最終的に話がついたということですから

お互いに了解済みのことだと思いませんけれども、もともとこういうことについて、要望額といいますか請求額といいますか、よくわかりませんけれども、どれだけの要求があつて、それに対して最終的に二百六十一億で決着したということですけれども、それは、どういう要望に対してそれだけの額で最終的に決着したということになるんで

しょうか。そのあたり、ちょっと御説明願いたいと思います。

○従留政府参考人 お答え申し上げます。

それぞれの方々が損害額ということで請求をするわけでございますが、総額で三百五十億円、細かい数字までちょっと今確認しておりません、三

百五十億円程度の請求がされて、これに対してもいろいろ査定があつて二百六十一億円に決着したといふうに理解しております。

○一川委員 そういう査定行為が当然入つたんだらとうと思いますが、こういう事故は、当然、二度とあつてはいけないような事故でござりますけれども、しかし、今日、我が國の周辺、タンカーが毎日毎日相当なものが行き来しているんだろうと思いますし、また、いつ何どきどういうことが起るかもしれません、このナホトカ号の経験、教訓というのは今後の我が國のそういういろいろな制度に生かされなければ当然ならないわけでございます。

国土交通省の大臣は、こういった問題、当時は大臣も私も同じような政党にいたと思いますけれども、この理事、今不在ですけれども、民主党の理事の玉置さんが、当時災害対策本部長で現地へ行つたことを思い起します。大臣は、ナホトカ号のこういった事故というものを一つの教訓にして、今後の大臣のこういうものに対する決意のほども含めて、現段階での所感をお聞かせ願いたい、そのように思います。

○鶴岡務大臣 今、一川議員がおっしゃいました

ように、私もあるの當時大変、みんなマスクをしてひしゃくのようなもので行つたり、海岸でいろいろなものを集めたりという、本当にこれしか方法がないのかなと思えるような旧式などといいますけれども、あの後、反省材料といたしまして、少なくとも効率のいいことがないんだろうかと思いまして、海岸を見張るだけでも一人で三キロ見張つて、いながら対処したのを記憶しております。また、一川議員もそのことを思われたんだと思いますけれども、あの後、反省材料といたしまして、少なくともあれは裁判に入るということで、裁判に入りましたら船主の責任制限の有無という争いが起りまして、船主というのは外國なものですから大変裁判が長期になるということで、これではとても耐えられないということで、速やかな補償を実施するという観点で和解になつたというのが現実でございます。

ですから、今、一川議員がおっしゃいましたよ

うに、局長から言いましたけれども、国として十八億八千七百万円、海上災害防止センターが百二十四億五千万円、漁業者が十七億六千九百万円、観光業者が十三億四千四百万円、地方自治体が五十六億三千八百万円、船主が七億七千四百万円、その他で二十二億六千五百万、合計で補償総額二百六十一億という割合になつたわけです。

少なくとも私は、平成九年一月、ナホトカ号というものが、我々の予想に反しまして、先ほど一川議員がおっしゃいましたように、約六千二百キロリットルの重油を流出させたということで問題が起きました。この被害というのは、日本の一府八県に深刻な被害を及ぼしました。

そのため、我々は今後どうしようということ

で、国におきましても、大規模な油の流出事故というものを教訓として、国土交通省でもあらゆる面で対応しようということで、一つには、タンカーの海難事故の防止対策として、タンカーの船体の二重層、先ほどからも議論になつておりますダブルハル化、船体の底を二重にして油の流出を防ごうというダブルハル化をすること。それから、外国船舶の監督の強化のために外国船舶の監督官を増員しましようということで、これはダブルハル化、船体の底を二重にして油の流出を防ごうというダブルハル化をすること。それから、海上保安庁長官に聞いていただくとわかりますけれども、今の海上保安庁の職員で日本の海岸全部を監視しようということ、今の職員では一人三キロ監視しなきゃいけないとということになりまして、海岸を見張るだけでも一人で三キロ見張つて、いらないとこれは防止できないということで、これはもう海上保安庁長官に後で細かいことを聞いていただいたらわかりますけれども、そのような中でもできる限りの増員をしようということが二つ目でございます。また、事故処理の対策というものを強化しようということにおきまして、私たちには、大規模な油の流出、タンカーの事故にも対応できる大型のしゅんせつ船、また油回収船というのを建造しまして配備しました。最近では、平成十四年度に大型しゅんせつ船の油回収船の白山、これは私も進水に立ち会いましたし、これを新潟

に配置いたしました。私も新潟へ行ってこの白山の配置を見てまいりました。

また、先週の土曜日、海上保安庁の海の練習を開いたしまして、今田議員にもこの観闘式に来ていただきましたけれども、この油回収の、しゅんせつというものを海上で実演で多くの皆さん方に見ていただいたというようなことも実行いたしております。

その結果、例えば、各関係機関の役割分担をきちっとする、あるいは防除資機材の情報を各機関、全国一元化するなどの見直しを行う一方で、また、こうした事故を踏まえまして、法律制度面でもやや足らざるところがあつたという反省をいたしまして、平成十年でございますけれども、海上汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正を行いました。

海上保安庁長官が、一たん事があつた場合に、関係行政機関の長などへその防除措置の実施を要請することができるような仕組みでござりますと、わたくしは、今後、このままでは、危険性が高まることから、

本来どういう業務をやっている組織で、今現在どういう課題を抱えて取り組んでいるかどうかわからりませんけれども、この海上災害防止センターの役割といいますか、そういうことについてちよと御説明願いたいと思うんです。

○深谷政府参考人　ただいま海上災害防止センターについてのお尋ねがございましたけれども、この海上災害防止センターは、実は昭和五十年に、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づきまして、当時は運輸大臣、現在は国土交通大臣でございますけれども、認可法人として発足をしたのでございまして、海上災害のための措置を実施することを基本とする任務の法人でござります。

では、具体的にどういうことをするかをかいつまんで申し上げますと、例えば、油が流れ、あるいは船舶の火災が起きる、こういったような災害が起き得るわけですが、そうした場合に、緊急措置を実施することを基本とする任務の法人でござります。

いはまだ沈んで残っているというふうにお聞きしております。当時も、それをどうやって監視して、もし油が出たらどうするかということは相当心配しておりましたけれども、島根沖に沈んでいた重油というのを、現状どうなっているんですか、そして、今後それはどういうふうになる見込みなんですか。どなたかわかりませんか。

○深谷政府参考人 先生今御指摘の点につきましては、海上保安庁におきましては、必要に応じ鋭意海面の監視活動、こういったことをやって、実際問題があるかどうかということの把握に努めています。

○一川委員 この問題というのは、我々素人的に考えておると何か非常に危ないなという感じもいたしますし、専門的な方に言わせると、相当の水圧がかかるつているから大丈夫だと言う方もいらっしゃるわけです。しかし、相当のボリュームのものが海の底にあるということでございますので、ぜひ、その監視方なり対策めいたものが必要であれば、しっかりとした対応をしていただきたい、そのように要望しておきたいと思っております。それから、先ほど大臣がお話しになつた油回収船も、日本海側にも、新潟港にも最近配置になつた。それ以前に北九州の方にも配置になつたといふお話を聞いております。それはそれで、当時の

卷之三

いはまだ沈んで沈っているというふうにお聞きしております。当時も、それをどうやつて監視しておられます。それで、もし油が出たらどうするかということは相当心配しておりますけれども、島根沖に沈んでいる重油というのは、今現状どうなつてあるんですか、そして、今後それはどういうふうになる見込みなんですか。どなたかわかりませんか。

○深谷政府参考人 先生今御指摘の点につきましては、海上保安庁におきましては、必要に応じ鋭意海面の監視活動、こういったことをやって、実際問題があるかどうかということの把握に努めています。

○一川委員 この問題というものは、我々素人的に考えておると何か非常に危ないなどという感じもいたしますし、専門的な方に言わせると、相当の水圧がかかるでいるから大丈夫だと言う方もいらっしゃるわけです。しかし、相当のボリュームのものが海の底にあるということでございますので、ぜひ、その監視方なり対策めいたものが必要であれば、しっかりと対応をしていただきたい、そのように要望しておきたいと思っております。

それから、先ほど大臣がお話しになつた油回収船も、日本海側にも、新潟港にも最近配置になりました。それ以前に北九州の方にも配置になつたというお話を聞いております。それはそれで、当時のことから考えれば、日本海側に当時一隻もなかつたわけでござりますので、非常にすばらしいことだというふうに思います。

今、こういう船、タンカーが、日本海を相当の量が行き来しているというふうに聞いておりますけれども、例えば、お隣の韓国なり中国なり、そういうふうなところでもしこういうような重油の流出事故等が発生した場合に、向こうの、相手国からのいろいろな要請があれば、我が国のこういう油の回収船というのはそちらまで出向いて協力をできるということは、船の構造、能力からすれば十分できる構造になつているのかどうかということ。それは外交上の問題もいろいろとありますから、向こうの政府からの要請を受けてのこちらの

先生御指摘のナホトカ号という大変悲惨な事故があつたわけでございまして、これを踏まえまして、私どもいろいろな措置をその後とりました。

簡単に御説明申し上げますと、平成七年に既に、油によつて汚染が出たような場合の対応につきましての我が国全体のことにつきまして、閣議決定で、国家的緊急時計画というのが実はできておつたわけでございます。今申し上げましたように、平成九年ナホトカ号事故、その後、ダイヤモンドグレース事故、こういったものもございました。こういったことの経験を踏まえまして、この

口を一本化してほしい等のいろいろな要望がございましたし、また、各市町村、各県、いろいろな団体等で急切的に対応した、オイルフェンスの問題とかドラマ缶の問題だとか、そういう、油を回収して、それをまたどこかへ運搬して処理するというようなことについてのいろいろなことがあつたわけでござります。

当時、海上災害防止センターなる組織があるということを私も初めて知ったんですけども、いろいろなお話を聞く限りでは、相當重要な仕事を受け持つことになるわけでございます。当時、緊急的にすぐそいつた組織が対応できたかどうかという面での多少の反省はあるのかもしれませんけれども、この海上災害防止センターなる組織

他方では、防除資機材、こういったものをみずから持ちまして、備えつけ義務を持つておる船舶所有者にかわってそういうものを備えて、一たん事ある場合にはそれを利用していただく。あるいは、いろいろな船舶乗組員の防災訓練、こういったことも実施しております、認可法人として民の力も入って設立された法人でございまので、いわば官民一体となつた日本の防災体制の一翼を担っている法人かというふうに思いました。

ことから考えれば、日本海側に当時一隻もなかつたわけでござりますので、非常にすばらしいことだというふうに思います。

今、こういう船、タンカーが、日本海を相当の量が行き来しているというふうに聞いておりますけれども、例えば、お隣の韓国なり中国なり、そういういたところでもしこういうような重油の流出事故等が発生した場合に、向こうの、相手國からのいろいろな要請があれば、我が國のこういう油の回収船というのはそちらまで出向いて協力をするということは、船の構造、能力からすれば十分できる構造になつているのかどうかということ。それは外交上の問題もいろいろとありますようから、向こうの政府からの要請を受けてのこちらの

判断が当然必要なわけですかけれども、回収船の能力、機能からしてそれは十分対応可能なのかどうか、そのあたりを確認したいと思います。

○金澤政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のように、ただいま我が国には三隻の大型しゅんせつ兼油回収船がございまして、いずれの船舶も、船の構造上は外航、外洋航海はもちろんできる構造になつておりますし、それから職員の海技免許の保有状況からいたしましても、いわゆる近海区域につきましてはそのまま航海であります。近海区域と申しますのは、東経九十四度から百七十五度、南緯十一度でございますから、おむねシンガポール、ジャカルタ、ニューギニア、日付変更線のあたり、ホノルルまではちょっと入りませんが、ですから、韓国、いわゆる日本海については当然その領域でございます。そのあたりまでは、今の海技免許の状況からも航海できる船員が乗り組んでいる、そういう状況でございます。

○一川委員 日本は世界的に見てどの程度のレベルにあるかというのは私は十分わかりませんけれども、我が国のことですから、ほかの国に負けない、性能のいい回収船だというふうに思いますが、とにかくその国からそういう要請があつた場合でもしっかりと対応できるような能力を当然備えていただきたい、そのように思っております。

次に、もう一本の法律に関連してのこととござります。

これも若干質問が重複するかもしれません、近年の船舶の装備しているいろいろな機器類が相当進歩してきているのは当然でございますけれども、こういういろいろな機器類が性能がアップしたことによって、従来からのいろいろな規制とか安全対策的なものに対する制度的なものがもう陳腐化して、それを見直すべきじゃないかということがあるのかないのか。それはちょっと私自身もわかりませんけれども、そういうことについて、現状では問題がないんだということで解釈してよろしいのか、そういったところの説明をお願いし

たいと思います。

○徳留政府参考人 船舶に装備する機器類の規制でございますが、基本的には、海上人命安全条約あるいは海上衝突予防条約等の国際的な約束に基づいて実施されておるところでございます。これは、船舶が、国際航海、一定のところではなくて、船員が、国際航海、一定のところではなくて、船員の海技免許の保有状況からいたしましても、いわゆる近海区域につきましてはそのまま航海であります。近海区域と申しますのは、東経九十四度から百七十五度、南緯十一度でございますから、おむねシンガポール、ジャカルタ、ニューギニア、日付変更線のあたり、ホノルルまではちょっと入りませんが、ですから、韓国、いわゆる日本海については当然その領域でございます。そのあたりまでは、今の海技免許の状況からも航海できる船員が乗り組んでいる、そういう状況でござります。

他方、航海設備の機器類等につきましては、技術革新あるいはIT化の進展等によりまして小型化、高性能化が進んできおるところでございます。私ども国土交通省といたしましても、我が國の先進的な造船、舶用工業の技術力を結集いたしまして、技術革新に対応した設備規制の見直しといたしましても、我が國の結果を国際海事機関におきまして提案し、国際条約という形で反映をしてきておるところでございます。

例えば、近年では、従来、船舶の通信はモールス通信という通信システムでございましたが、衛星通信技術あるいはデジタル通信技術を用いることによりまして、新しい世界的な遭難及び安全の救難システムというものを構築いたしまして、こいつたものの機器の導入を図っております。またさらに、いろいろな航海設備の機器類についての見直しも行つております。最近におきましては、衛星航法装置の設置をする一方で、他方従来、例えば天文航法という形でいろいろな設備、機器類を要求しておりますが、こういったものは廃止するといふようなこと等もございます。

○吉村副大臣 先ほど大谷委員の御質問にも海上保安庁長官の方からお答えしまして、若干重複するか、このように思つておりますが、何はどうもあれ、「プレジャーボート」、いわゆる楽しみのためのボート、レジャー・ボートでございまして、何といましても、愛好者が安全意識を持つということが大事だ、このように思つております。

そういう中で、先ほどお答え申しましたが、ボート、レジャー・ボートでございまして、何といましても、愛好者が安全意識を高めるということが大事だ、このように思つております。

○河合委員長 大森猛君。終わります。

○一川委員 ありがとうございました。

○大森委員 日本共産党の大森猛でございます。

私は、今回の海上衝突予防法改正案あるいは油濁損害賠償保障法の改正案、いずれも賛成の立場をとるものでありますけれども、きょうは、関連して、海難事故の問題で幾つか質問をさせていただきます。

これまでの質疑の中でもありましたように、過去三年ぐらいの全国の海難事故の状況を見ますと、漁船、プレジャーボートなどの件数が引き続きかなり高い。一方で、件数は低いけれども、タンカー、貨物船等の事故もこの二、三年では増加傾向にあるというのが全國的な海難事故の特徴ではないかと思います。同時に、こういう海難事故が全國的に多発する水域、危険水域、こういうの

もいろいろ指摘をされております。私の住む横浜、神奈川県と千葉県に挟まれた浦賀水道航路、中ノ瀬航路もその一つであります。浦賀沖に、あのペリー提督、黒船が来航して、ことしでちょうど百五十年になるわけでありますけれども、黒船ならぬ巨大船あるいは危険物積載船、さらには、きょう油濁の問題もありますので、タンカー等のこの二つの航路の通航の状況をまずお聞きしたいと思います。

○深谷政府参考人 御説明を申し上げます。浦賀水道航路、中ノ瀬航路についてのお尋ねがございましたけれども、直近の一年間、昨年でございましたけれども、平成十四年の浦賀水道航路におきましては、海上交通安全法、それから、現地を管轄しております第三管区海上保安本部長が一定の指導をやらせていただいておりますが、そうなりますけれども、平成十四年の浦賀水道航路におきましては、海上交通安全法、それから、現地を管轄しております第三管区海上保安本部長が一定の指導をやらせていただいているというふうなことがありますけれども、そのおきましては、海上交通安全法につきましては二万七千二百六十三隻、年間で、それから中ノ瀬航路につきましては八千九百三十五隻ということになつてござります。

○大森委員 数千隻から二万数千隻の大変な通航状況でありますけれども、そういう通報する義務のある以外の船舶を含めると、これは海上保安庁の統計でも、大体一日平均、過去には九百隻以上というような年もあつたようでありますけれども、最近は六百隻から八百隻近い船が、一日の間に、わずか七百メートルという狭い航路を通る大変危険な水域、航路となつていています。しかも、通る船というのはお話をあつたように、巨大船、三十万トンのタンカーあるいは天然ガスを積む船でも十五万トン、鉄鋼関係の船とかコンテナ船、そして自動車運搬船等々に加えて、五百トン級の内航船、タンカー、貨物船等々で、本当に大変な船の通航だと思います。これは世界的にも最も船舶のふくそうする地域と言われて、海運関係の皆さんでは、危険なところというような点では大変有名な箇所であると思う

況、船舶の運航の状況、あるいは新しい装備等の状況等を踏まえて今後の水先のあり方については考えていいかと思います。

○大森委員 事故等を考え、安易な規制緩和はやはりやつてはならないということを申し上げておきたいと思います。

二番目に、一九九七年、平成九年、ダイヤモンドグレース号、これは私も現地の調査に参りましたけれども、横浜本牧沖合で底触して破口し、原油が流れ出した事故であります。これも当初推定された流出原油よりかなり実際には少なかつたわけありますけれども、それでも、最大南北十五キロ、東西十八キロに流出した原油が拡散すると

この油の回収の問題では、先ほど来議論もありますて、ナホトカ号の関係で、大型船の三隻体制、全国二十四時間以内に大体出動できるという体制ができたことは、これは前進だと思います。清龍丸が引き続き老朽船のままであるという点が、これは今後改善の努力をぜひしていただきたいと思うんですが、大型船だけじゃなくて、国交省の方では、いわば地域密着型の、油やごみを回収する海洋環境整備船というのがあるわけですね。これは今全国に十隻配備されておりますけれども、ところが、その全体がやはり老朽化、あるいは体制の不備、不十分さが指摘をされるようになつております。

例えば経過年数でいいますと、十隻のうち六隻が二十年以上、最高二十六年となつておりますので、老朽化が進んでおります。しかも、乗組員の半分以上が非常勤職員の船が、やはり十隻のうち六隻にもなつてます。神戸港湾に配備されております紀淡丸などに至つては、法定免許が必要な部署まで非常勤の人を乗せていて、その職務の執行が十分であります。これは、安全の確保、それを継続的に進めるという点で大変問題があるのではないかと思ひます。

そういう中で、地方議会からも、こうした海洋

環境整備船の体制強化等を求める意見書なども出されています。改めて、こうした海洋環境整備事業の充実を求める意見書、こんなものも出されております。改めて、こうした海洋環境整備という点で全面的に改善をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○金澤政府参考人 お答えを申し上げます。

老朽化しております環境整備船あるいは乗組員に関する対応についての御質問でございます。

環境整備船につしましては、全国で、先ほど先生御指摘のとおり十隻が、東京湾、伊勢湾あるいは大阪湾を含む瀬戸内海で活動しております。建

造後かなりの年数を経過している船舶も御指摘のとおりございますが、これらにつしましては適切な維持補修を実施しておりますし、また、所要の機能に支障のないよう努めております。今後とも

維持補修に万全を期しますが、必要に応じ、その更新も行つてしまりたいと思っております。

また、環境整備船の乗組員につしましては、海技免状を必要とする乗組員とそうでない乗組員とございますが、海技免状を必要とする、いわゆる法定職員ということでございますが、それにつきましては、船員法に定めております乗組員の基準に従いまして、運航に必要な人員を乗船させているところでございます。

乗組員などが退職いたしまして欠員が生じてく

る場合がございますが、その場合に、国家公務員の定員をめぐる環境というのは昨今非常に厳しいものがございまして、その必要な人員をすべて正職員で確保することが困難な状況にございます。

○深谷政府参考人 御説明を申し上げます。  
先生今御指摘の潜水艦「なだしお」の海難事故がございましたのは、昭和六十三年の七月二十三日でございました。それ以後、お尋ねの海上自衛隊艦の関係する海難につしましては若干数ございました。東京湾におきまして、当庁が把握しているところによりますれば、平成六年に二件、それから平成九年に一件、こういう海難事故がございました。

また、先生今お尋ねの「なだしお」の海難事故を踏まえて、当庁の海上交通センターとの関係といふのは改善されたのかという御趣旨だろうと思ひます、「なだしお」の海難事故が起きました

○大森委員 非常勤の比率が全体でも六六・七%ということになつて、これをできるだけ改善すると同時に、法定職員、海洋国日本の国

交省が、当の国交省が船舶の法定職員をきちんと満たしていないというのはやはり問題だと思いますので、この点だけでも少なくとも緊急に充足させるということをぜひお約束いただきたいと思います。

三つ目に、同じく東京湾口で起きた事件、なだしお号事件がございます。これは一九八八年、昭和六十三年、自衛隊の潜水艦と釣り船の衝突事件でありますけれども、大変衝撃的であります。

私も、わずか八トンの竿舟に乗つて現地の調査を行つて、もう大変なぶれになつた記憶をしておりますけれども、このなだしお号事件の関係で、いろいろその後対策等をとられてまいりました。

最初に、自衛隊艦による海難事故、このなだしお号事件以降、どういうぐあいになつていてるでしょうか。これが一点点ですね。それから、あわせてもう一つは、自衛隊が、海上衝突防止のために、東京湾海上交通センターの管制との連絡体制、これは当然何らかの改善といいますか、どちらかと思いますけれども、その二点、お聞きをしたいと思います。

○深谷政府参考人 今お尋ねの海上自衛隊艦の通報の実態でございますけれども、一番直近の昨年は、一年間で二千二十三隻の通報がございました。

では、最近十カ年の動向はどうだ、状況はどうだ、こういうお尋ねでございますけれども、海上自衛隊の艦船については、数としましてはやや減少傾向という状況でございます。先ほど、昨年が二千二十三隻と申し上げました。ちなみに、平成十三年でござりますと二千二百八十隻、全体的には、今申し上げたような傾向でございます。

○大森委員 通報回数が、過去、この十年間では三千二百五十一回が最高で、減つてきてもまだ二千回の通報がされているということであります

が、あそこには、海上自衛隊の横須賀基地と同時に、米軍の横須賀基地もございます。米軍の艦船の東京湾海上交通センターへの通報の回数、自衛隊の方は、今減少して二千二十三回というお話を

されました。米軍の艦船の通報は、この十年間の状況はどうでしようか。

○深谷政府参考人 同様の点につきまして米軍艦船の関係についてのお尋ねでございますので、申し上げますと、昨年、平成十四年、隻数にいたし

総理府に第一富士丸事故対策本部というのが実はできましたが、そこでいろいろな対策が取りまとめられました。

その一つとして、船舶航行の安全に関する対策要綱の中で、海上自衛隊艦船、これが東京湾内を航行する際には、先生にも御観察いただいた東京

海上交通センターとの情報交換、これがとても大事だということで、その緊密化を図ることになりました。海上自衛隊艦船からのセンターへの通報というのは、今日でも着実に行われておるといふところでございます。

○大森委員 通報が海上交通センターにもされることは、自衛隊艦船の浦賀水道の通報は、この十年間、大体どういうような回数で行われてきたのでしょうか。

○深谷政府参考人 今お尋ねの海上自衛隊艦の通報の実態でございますけれども、一年間で二千二十三隻の通報がございました。

では、最近十カ年の動向はどうだ、状況はどうだ、こういうお尋ねでございますけれども、海上自衛隊の艦船については、数としましてはやや減少傾向という状況でございます。先ほど、昨年が二千二十三隻と申し上げました。ちなみに、平成十三年でござりますと二千二百八十隻、全体的には、今申し上げたような傾向でございます。

○大森委員 通報回数が、過去、この十年間では三千二百五十一回が最高で、減つてきてもまだ二千回の通報がされているということであります

が、あそこには、海上自衛隊の横須賀基地と同時に、米軍の横須賀基地もございます。米軍の艦船の東京湾海上交通センターへの通報の回数、自衛隊の方は、今減少して二千二十三回というお話を

されました。米軍の艦船の通報は、この十年間の状況はどうでしようか。

○深谷政府参考人 同様の点につきまして米軍艦

船の関係についてのお尋ねでございますので、申し上げますと、昨年、平成十四年、隻数にいたしました。

まして百三隻でございました。

それでは最近の傾向はどうだということでござ

いますが、この十年間、大ざつぱに申し上げます

とほぼ横ばい状況、もちろん、年によって若干ふ

えたり減ったりしてございます。この十年間をな

らして見ればほぼ横ばい状態かなというふうに認

識しております。

○大森委員 橫須賀を母港にしている米艦船だけ

でも十一隻ある。しかも、母港にしている艦船以

外も常時出入りしている。原子力潜水艦にして

も、この間、恐らく、寄港日数でいえば數千日、

寄港回数も数百回になつていてると思いますが、自

衛隊の艦船が二千回を超える通報なのに對して、

米海軍については百回程度という数字ですね。ど

うして米軍の方がこのように少ないんですか。

○深谷政府参考人 少ない点につきましては、ま

さに実績が少しある程度でござりますけ

れども、私どもいたしましては、米軍につきま

しても我が国の法令の海上交通安全法等を遵守し

ていただこうことになつておりますので、それが実

績だというふうに認識しております。

○大森委員 海上交通安全法を遵守するというの

は、海上交通安全法のどういう条項のどういう部

分を遵守されているんでしょうか。

○深谷政府参考人 海上交通安全法に基づきまし

て、一定の船舶につきましては通報義務がござい

ますので、それに遵守した通報が行わわれていると

いうふうに認識しております。

○大森委員 一定の船舶というのはどういう船舶

ですか。

○深谷政府参考人 例えば、巨大船、危険物積載

船、あるいは曳航するような場合に大きくなり

ますので、そういうものが海上交通安全法上は

通報義務がござります。

○大森委員 そうしますと、原子力潜水艦は二百

メートルのこれに該当するんですか。浦賀水道を

通過する際に、原子力潜水艦は通報しているで

しょうか。

○大森委員 原子力潜水艦の場合は通報している

かどうかわかりませんか。

○深谷政府参考人 今申し上げましたように、巨

大船に該当する場合は通報をいただいているとい

うことでございます。

○大森委員 原子力潜水艦の場合は通報している

ことでございます。

○深谷政府参考人 お願意しておられます仕組

みの中では、一万トン以下だと思いますので通報の

対象にはならない、こういうふうに御理解いただ

きたいと思います。

○大森委員 航行安全指導集録というのがあります

。これは海上保安庁交通部安全課が出したもの

で、海上交通安全法二十二条に基づいて指導する

基準、いわば指導基準ですね。これがその指導基

準であります。位置通報等を行うべき船舶とし

て、その一つが、今おつしやったよな巨大船

等、巨大船あるいは一万トン以上等々ですが、も

う一つ、これは通報すべき船舶が定められている

わけです。それは何かといえば、総トン数が百ト

ン以上であつて、最大搭載人員が三十人以上の船

舶、こういうふうにいわゆるわけですね。

○河合委員長 大船あるいは総トン数一万トン以上の船舶に

は、原則原潜が該当しなくとも、この二番目の基準に

は当然該当をします。国内法令という場合はこの指

導基準全体を含めて国内法令でありますから、當

然原潜もこれに従つて通報すべきものではないん

ですか。

○深谷政府参考人 御説明申し上げます。

今先生御指摘のとおり、海上交通安全法という

法律に基づいての通報義務を負うものと、それか

ら、この場でも御説明いたしましたけれども、當

該地を管轄する第三管区本部長の行政指導ベース

のお願い、通報、この二種類ございますが、先ほ

どのお尋ねの原子力潜水艦につきましては法律上

の通報義務には該当しないというふうに御理解いただきたいと思います。

○大森委員 それはおかしいですね。国内法令と

いう場合、こうした指導基準等を含めて国内法令

というわけですね。実際に自衛隊は、こういう巨

大船以外も通報しているんじゃないですか。

○深谷政府参考人 御指摘のとおりでございま

す。

○大森委員 時間が参りました。

自衛隊艦船には適用して米軍の艦船には適用し

ない、これは大変問題だと思うんですね。横須賀

港湾、浦賀水道航路及び中ノ瀬航路、大変危険な

水域であつて、船舶の航行の安全を守るという点

では、自衛隊の艦船であり米軍の艦船である、安

全の確保という点では同等にきちんと国内法令を

適用すべきじゃないかということを私は言いたい

と思うんです。

時間がもう参りましたので質問を終わります

けれども、大臣、この点で一言御見解を述べていただき

て、私の質問を終わりたいと思います。

○扇国務大臣 安全性に関しては万全を期すべき

だと思いませんけれども、外務省等々と私たち連絡を密にして、より国内の皆さんの安全性のために、連結しながら対処しているというのが現状でございます。

○大森委員 終わります。

○河合委員長 日森文尋君。

○日森委員 社民党的日森文尋でございます。

最初から最後まで、油濁損害賠償保障法についての質問になります。

今回の改正で損害補償額が五〇%ふえるという

ことです、一步も二歩も前進をしたというふうに

評価をしていますし、私ども、この法案について

は賛成をしていきたいと最初に申し上げておきた

いと思うんですが、油濁損害賠償保障法の目的で

あります被害者の保護を図る、こういう観点から

いうと、残された課題もまだたくさんあるの

ではないのかという思いがあります。

被害者を保護するためには、油防除資金をどう

するかという問題と一緒に、油濁事故が起こるこ

とを前提として必要な油防除体制をどう構築して

いくのか、このことを車の両輪として考えていかなければならぬと思っていています。

最初に、二〇〇〇年四月に、先ほどもお話を出

ましたけれども、日本環境災害情報センター設立準備会というところが発行しました「流出油災害

から何を学ぶか?」というパンフレットがございましたが、この中で、海上災害防止センターの防災

部長さんが「ナホトカ号事故への海上災害防止セ

ンターの対応」と題する報告の中で、油の防除作業を行つと日々お金が必要で、これは直接作業を行つたがって、このナホトカ号のときには、直ちに、このお金が数千万、数億円、こうなることが大変多い。しかし一方では、これにどれくらいお金がかかるかという確定金額は査定の後でないとわからぬ仕組みになつていて。しかも、いつ払えるかということも現段階では確約できない

だ、こういうことになつていてるようなんです。

したがつて、このナホトカ号のときに、直ちに、緊急に油を除去する作業をしなければいけないにもかかわらず、こういう説明をしたところ、玄関で怒つて、とんでもない、こんなことじや仕事ができない、こう言って帰つてしまつた会社が何社もあつたというお話をされておりました。同時に、現在の国際油濁基金からの支払いを前面に出してのやり方というのは、現代社会、現状に即して言うと、通用しづらい無理な面があるのではないかとまで報告の中でおつしやつてゐるわけです。

このナホトカ号の場合には、国がとりあえず九十億円立てかえをして、関係会社に請求額の数十%

をセントーが査定したということで仮払いした、これで実施をすることができたというふうに言わ

れてゐるわけです。

このことが何を示しているかというと、今回

改正によって確かに補償額が増額されるわけです

が、しかし、現在のシステムでいうと、現場での

混乱、早急に、一日も早く、一時間も一秒でも早

く対応しなければいけないというときに、なかな

か、はい、わかつた、実際に設備も全部あるけ

れども、金がいつ出るかわからぬ、これでは  
ちよつとうちの会社はつき合えないよという話に  
なりかねないということになるんじやないかと思  
うんですね。

それで、実際には、□約束ではない契約を早急に結んでいくようなことであるとか、あるいはお金は、このナホトカのときは九十億円前払いという制度が緊急にとられたのですが、そういう早期支払へのシステムとか、あなたごとく、すぐ上事

でもらつてもすぐに安心だよ、従業員が路頭に迷うことはないんだよ、直ちに仕事に着手してもらえるんだよ、国がしっかりと保証するんだよ、そういう体制をつくる必要があるのでないか、こんなふうに思つておるのでですが、国土交通省のお考えをお聞きした、と思ひます。

○徳留政府参考人 私、直接の海上災害防止センターの担当ではございませんが、国際油濁補償基金の補償金をできるだけ早く支払っていたく必要があるという見地から一言申し上げたいと思いますが、基金からの補償がなかなか時間がかかるつたということをごぞざいました。

現在 国際油濁補償基金に対しまして、できるだけ早期に補償額を支払ってくれるようについて、いろいろな、例えば査定する、評価をする人の数をふやすとか、あるいは請求をしやすいようなマニユアルを整備してもらうというようなことで、まず、こういう制度的な形で改善をするように申し入れをしていくところでございます。

○日森委員 ナホトカのときのように、国が、最初に、どれぐらいかかるかというのはその規模によるのですけれども、当面立てかえておこうとか、後でちゃんと精算すればいいじゃないか、とりあえずの、基金から来るまで待っているのではなくて、一日も早く、一秒でも早く対応するため、そういう制度みたいなものはお考えになつていくということはないのでしょうか。

○深谷政府参考人 ただいま海上災害防止センター、ナホトカ号のケースを引用されましてお話をいただきましたのでから、私の方から若干

触れさせていただきますと、御指摘のよう、当該事案におきましては、一月二日に事故が発生しているわけでございまして、現実問題としての作業へのお支払い、こういったものの資金繰りの關係で、三月に至りましたて政府の方から九十億ばかりの借り入れをセンターが実施してお支払いをしました、こういう経緯が先生御指摘のとおりございました。

うなことは大変大事なことだろうというふうに思  
います。実際の事案に応じまして、迅速な資金手  
当ができるよう、関係部署と協議しながら迅  
速な対応を図るべく努力をしたい、かように思い  
ます。

○日森委員 ぜひ、具体的な対応について検討いただきたいと思います。  
それから二つ目ですが、これはもうニュースでも随分報道されました、朝鮮船籍の貨物船が茨城県の日立港の防波堤に乗り上げた、本体が使ふ油なんでしょうが、これが流出をした。この朝鮮

船籍、これは当然、言うまでもなく基金には入っていないわけですね。その船をどうするかという問題がありました。それから、パナマ船籍の自動車運搬船が、これもテレビニュースで随分報道されたのですが、伊豆大島の波浮港沖に乗り上げて、つい最近までどうするかということですつたもんだしていました。

最初の一つ目は、こういう事故について、だれが油濁対策費を負担しているのかということについてが一点と、それから、関連して、日本の近海で起きているこうした事故、幾つもあると思うんですが、さつきも言った朝鮮籍の船の場合はそうなんですが、船主が基金に入っていない、あるいは、ナホトカのときもそうなんですが、実際の被害額が基金による補償限度額を超えてしまう、こういう場合があるわけです。

その場合、ナホトカの場合も、数字を挙げませんけれども、何度も質問が出ているように、和解

をして、実際の額よりも大分少ない額でそれぞれ涙をのんでもらった。先ほどの大臣の答弁にもございました、それぞれが応分に痛みを分かち合つて何とかしようということになつたんですが、結果

局、その処理費を自治体やあるいは漁協やさまとざまなどこれが負担をしなければならない、そういうケースがあるわけです。

話。アメリカでは、基金には入っていないけれども、O P A 九〇という独自の制度をつくって、こうした問題についてきちんとカバーができるということになつているというふうに聞いています。また、ヨーロッパでは、この国際条約のほかに、ヨーロッパについて、(は) 目前のヨーロッパ

不足する分については、自前のルールでカバーをしようという制度もつくりられているというふうに聞いています。被害者の側が費用負担まで背負う、これはどう考えても理不尽なことであって、ヨーロッパやアメリカは、被害者が負担をするなんていふべきなことはないようにしておきたい。制度をきちんとつくっているというふうに聞いて

我が国は、実際、その制度については極めて問題、問題と云うか、なくて、国際石油渦補償基金に参加しているだけだつたんですね。ナホトカの問題を挙げるまでもなく、こうした問題がこれからも起きてくる、生じるおそれがあるということになるのではないかと思つんのです。

だから、我が国でも、アメリカのO.P.Aであるとかヨーロッパのルールもそうなんですが、これらを少し勘案しながらといいますか参考にしながら、独自に体制や基金を創設する。これは先ほどいち早くお金を出して民間の業者も含めて対応してもらうということにも関係すると思うんです  
が、そういう独自の制度をつくる必要があるのでないかと、いうふうに切実に思つて、いるんです  
が、この辺についてお考えをお聞きしたいと思  
います。

してのお答えを申し上げたいと思います。  
船舶が座礁した場合の油防除等に要する費用と  
いうのは、船主が負担するということがもちろん  
原則でございます。

お尋ねの伊豆大島は座礁したファル・ヨーロッパという船でございますが、これにつきましては、船主が加入しております保険によりまして経費が支払われるということであるというふうに聞

いております。  
また、茨城県日立港沖の北朝鮮籍のチルソン号につきましては、船主が加入している保険では十分対応できないということで、油防除などにつきましては、茨城県が無責任な船主にかわって実施しているというふうに聞いております。

うものを構築しております、これは千二百億円まで賠償するという制度でございます。  
他方、私ども日本は、先ほどから説明しております  
まことに、国が被害者になつた場合には、改正後には三百二十五億円まで損害賠償が受けられる、こ  
ういう制度でござります。

そして、他方で、E.U.で、ヨーロッパで一部さらにこの基金に対しても乗せをする制度というもののについての検討がエリカ号事故の後起こりまして、独自でヨーロッパでつくるうという話し合いがございましたが、これは最終的には、日本を含め、その他のEU諸国、それからその他の国も含めて、IMOで追加基金をつくるうということについて、つい今月中でございますが、国際的に合意がされまして、これによりますと、現在の基金の三百二十五億を超えて被害が発生した場合に千二百億まで対応しよう、こういうことにならん。

なっているところでございまして、この追加基金については、まだ批准ということについては今後の課題でございますが、そういう制度ができるおることでございます。

○日森委員 日本も含めて千二百億まで補償できる制度を、新たにこれからつくらうということに今なっているということですか。

○徳留政府参考人 条約そのものについては合意ができたということでございまして、後、批准するかどうかということは、これから課題でござります。

○日森委員 ゼひ批准していただきたいと思います。でないと、先ほど朝鮮船籍の場合は茨城県が負担しますということになるけれども、負担

もちろん朝鮮ともできるかもしませんが、いろいろなところできくしゃくした関係になると思うんですね。

そういう意味では、保険でカバーできなかつた

分もそなんですが、それ以外の朝鮮船籍みたい

な、保険に入つてない、基金に入つていないと

ころの船籍の船が事故を起こした場合などについ

ても何かきちんとカバーできるような、そういう

体制も当然必要ではないかというふうに私の方で

は思つてるので、その辺も全部含めて、新たな

制度についてぜひ前向きに御検討いただきたい

思つています。

次に行きますが、四月の十八日、ことしです

が、総務省が海上災害対策に関する行政評価・監

視結果に基づく勧告というのを発表いたしました。

この中で、地域防災計画、これは各県、市町

村つくるなきやいけないというふうになつていて

んですが、この中で漂着油対策がない市町村が約

半数もあつたといふうに言われていますし、それから、流出した油を防除する資材が整備されて

いない地域、海域もあつたと。それから、海上保安庁、今十一ですかね、管区本部があるのは、隣接している海上保安庁本部相互でも資材調達での

連携、調整がない、こんなことがこの勧告の中でも明らかにされています。

いろいろ手は打つてきて、それぞれ対応はされたります。四月十八日ですから、もう五月、既に一ヵ月以上経過をしているんですけど、一ヵ月で全部この勧告を改善できるということにはならないと思いますが、具体的にこの勧告に基づいてどのような措置をとっているのか、あるいはどうど

うな計画、スケジュールでやろうとされているのかということについて、お聞きをしたいと思います。

○深谷政府参考人 先生御指摘の総務省の勧告につきまして、当関係の部分につきまして御説明を申し上げたいと思います。

先生御指摘の勧告におきまして、まさにお触れいただきましたような部分をいたしまして、排出油の防除資機材等の調達、輸送方法等について、近隣の管区本部相互間において、事前の連携及び調整を図るよう徹底すること、こういう指摘をいただいておるところでございます。

当庁におきましては、これまで、管区本部において、例えはナホトカ号のようなケースもございましたが、そうした油の流出事故につきまして、資機材を搭載した巡視船艇を派遣し合うといふうこと、あるいは資材の調達、そういったことの輸送、こうしたことの連携につきましては、実態的にはそれなりに円滑に行われてきたといふうには考えてござりますけれども、改めて御指摘をいただきましたので、私どもいたしましては、管区本部と連携して、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

また、勧告もありましたので、早期に、三十九の都道府県を通じまして、関係市町村における

規定状況なり、それから、意見があれば言えとい

うような、そういう勧告もいただいておりますの

で、そういった点も調査しまして、例えば明確な

規定のなかつた都道府県であれば、それを、どう

してそななかというような理由でありますと

か、あるいは、国の防災基本計画において、漂着

油等の除去についての責務なり役割分担をもう

ちょっと明確にしてはどうかという議論もござります。こういった点についての御意見もいただい

ます。方で、勧告に対しましての対応ということにつきましては、六ヵ月以内にお答えを総務省の方にもおられます。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

四月十八日の勧告を受けまして、消防庁といたしましては、海岸線を有します三十九の都道府県において、漂着油の除去等の実施につきまして明確な規定がないことが判明いたしました。

このため、都道府県に対しまして、管内の市町村に勧告内容を周知すること、及び、今後の地域防災計画の見直しに当たっては、必要に応じ、最大限の対応を含めた海上災害対策的確な規定とされるよう、五月十五日付で通知を出しております。また、あわせて、その翌日の十六日に、都道府県の消防主管課長会議においてもその徹底を図ったところでございます。

なお、この勧告におきましては、漂着油の除去を円滑に行うためには、市町村に排出油防除計画の内容を周知することが必要だということも指摘されています。御所管の省に対して、早期に周知をしていただくように要請を行うといったようなことで、関係省庁と連携して、しっかりと取り組んでまいりたいと思つております。

これはナホトカのときなんですが、油流出事故に際して広く使用が許可されている油処理剤が、確かにかつてよりは毒性が軽減されているとはい

え、明らかな生物への毒性が認められている、そ

の一方で、非常に毒性の低い微生物製剤の使用が検討されてこなされたのは行政の怠慢であつたと

言えないだろうかというふうにおっしゃつてゐるわけです。

また、僕も耳なれない言葉で、初めて聞いたん

ですが、バイオレメディエーションと言われるの

があるそなんですが、微生物製剤販売者が十分

なデータもないままに現地で売り込みに入つたと

いうことが残念ながらあつたと思われるということ

とも同時に報告をされていますが、油処理剤の毒性、それから微生物製剤に関しての知見や研究、

当時は非常におくれていたんではないか、十分で

はなかつたということを指摘されているわけです。

先ほどもちょっとあつて、まだまだ研究は十分

んですが、それから数年たつてはいるわけですか  
ら、その後、日本では、我が国ではどの程度研究  
成果が蓄積をされてきたのか、それから、今後、  
特にバイオの方なんですが、これの実用の見通し  
というのは一体どうなのかということについて、  
お聞かせいただきたいと思います。

○岡澤政府参考人 油処理剤につきましては、海  
洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき  
まして技術上の基準が定められておりますが、御  
指摘の微生物を利用した油処理につきましては、  
現在のところ、国際的にも国内的にも明確な基準  
が定められていないという状況でございます。こ  
れは、微生物を利用した油の処理剤を使用した場  
合に、環境影響、特に生態影響ということをござ  
いますけれども、そうしたもののが見過せないお  
それがあるということからでございます。

国際的に見ましても、まだ基準をつくれるとい  
うふうなところで科学的な知見が蓄積されてい  
るという状況ではないという認識でございます  
が、微生物を利用した油処理剤の実用化につきま  
しては、今後、国際的な動向も踏まえ、関係機関  
との調整も図りながら、検討を続けてまいりたい  
というふうに考えております。

○森委員 特に、処理剤の毒性というのは問題  
になつていて、早急に、現在のバイ  
オについての研究、もちろんこれは、使い過ぎる  
と生態系に影響を与えるということに当然なるん  
だと思います。それから、使い方の問題にもいろ  
いろあるようです。ナホトカのときもいろいろ実  
験的にやってみて、さまざまなデータが得られて  
おるようですけれども、ぜひ、この辺について、  
研究を積んでいただきたいと思います。

それから、現在、サハリン沖で、天然ガスと石  
油開発事業、これが行われているというふうに聞  
いています。この海域と直結をする北海道のオ  
ホーツク沿岸の年間の水産業の総水揚げ、これは  
三千億円と言われているそうです。

問題なのは、今、この天然ガス、石油の開発事  
業なんですが、仮にここで広域汚染事故が発生を

する、当然、北海道沿岸も重大な被害を受ける  
ということになるのではないか、そんなことを大  
変心配しています。

この事業にはヨーロッパ復興開発銀行というの  
が出資をしているようなんですが、ここが、近

く、戦略的環境アセスメントというのを実施する

ことになっているようです。日本も、我が国も、  
国際協力銀行がサハリン2というところに融資を

しているわけですが、しかし、残念ながら、緊急

時対応計画という、これに我が国があるいは我

が国の関係企業が関与できない、こんな状態があ

るようなんです。それから、北海道沿岸について

は緊急時対応計画が十分に策定をされていないと

いうことも指摘をされて、いるというふうに聞いて

いるんです。

そうすると、今は事故がないからいいでしょ

う、ということになつて、いるかもしれないけれども、  
大きな開発事業であつて、この事業の是非はとも

かくにしますが、おそれは必ずあるはずなんで

す。とすると、この二つの問題について、我が国

としても主体的に早急に解決をしていくことが求

められているのではないかというふうに私は思

ます。

これについて、一般的な話になつてしまふかも  
しませんが、お答えができる方、財務省です  
か、お願ひしたいと思います。

○渡辺政府参考人 お答え申し上げます。

国際協力銀行からの融資に関連して、どのように  
な審査等が行えるかということについての御質問  
でござりますが、今議員が御指摘になりました  
ヨーロッパ復興開発銀行の融資に関連いたしまし  
ては、同行において、環境、社会並びに健康に対  
する影響評価というものを行つております。融  
資を行うに際して、環境面等の影響について綿密

な審査を行うことというふうにされておるわけで  
あります。

翻りまして、我が国の中銀の場合はござります  
けれども、現段階ではまだ融資の申請は

来ておりませんが、仮に、今後融資の要請がなさ

れた場合には、本年の十月一日から適用されます  
新しい環境ガイドラインというものがございます  
ので、これを参照しつつ、適切な配慮がなされ  
て、これをお手本としております。

この事業にはヨーロッパ復興開発銀行というの  
が出資をしているようなんですが、ここが、近

く、戦略的環境アセスメントというのを実施する

ことになつて、いるようです。日本も、我が国も、  
国際協力銀行がサハリン2というところに融資を

しているわけですが、しかし、残念ながら、緊急

時対応計画という、これに我が国があるいは我

が国の関係企業が関与できない、こんな状態があ

るようなんです。それから、北海道沿岸について

は緊急時対応計画が十分に策定をされていないと

いうことも指摘をされて、いるというふうに聞いて

いるんです。

そうすると、今は事故がないからいいでしょ

う、ということになつて、いるかもしれないけれども、  
大きな開発事業であつて、この事業の是非はとも

かくにしますが、おそれは必ずあるはずなんで

す。とすると、この二つの問題について、我が国

としても主体的に早急に解決をしていくことが求

められているのではないかというふうに私は思

ます。

これについて、一般的な話になつてしまふかも  
しませんが、お答えができる方、財務省です  
か、お願ひしたいと思います。

○渡辺政府参考人 お答え申し上げます。

国際協力銀行からの融資に関連して、どのように  
な審査等が行えるかということについての御質問  
でござりますが、今議員が御指摘になりました  
ヨーロッパ復興開発銀行の融資に関連いたしまし  
ては、同行において、環境、社会並びに健康に対  
する影響評価というものを行つております。融  
資を行うに際して、環境面等の影響について綿密

な審査を行うことというふうにされておるわけで  
あります。

翻りまして、我が国の中銀の場合はござります  
けれども、現段階ではまだ融資の申請は

来ておりませんが、仮に、今後融資の要請がなさ

ないということで、東京湾の再生プロジェクトと  
いうものを初めてとする海洋環境の保全と再生のた  
めの取り組みを進めております。

一つには、少なくとも下水道の事業に関します  
ので、これを参考しつつ、適切な配慮がなされ  
て、これをお手本としております。

この活動には、河川局と港湾局と海上保安庁が一  
緒になつて海の美化のために協力しようということで  
ござります。

そして三つ目には、船舶からの油の流出などに  
よる海の美化ということに取り組もうということで、  
これは港湾局と海事局と海上保安庁が一緒になつ  
てこの事業をしよう。

また、最後になりますけれども、海底の汚濁の  
回収、横浜のいわゆるあの辺も含めまして、海  
洋への流入を阻止しようということで、汚濁負

荷の削減ということで、これは都市・地域整備局  
下水道部がやつております。

それから二つ目には、海面に浮遊するごみや油

の回収、横浜のいわゆるあの辺も含めまして、海  
洋の美化ということに取り組もうということで、  
これは港湾局と海事局が一緒になつて海の美化のため  
協力しようということでござります。

そして三つ目には、船舶からの油の流出などに  
よる海の美化ということに取り組もうということで、  
これは港湾局と海事局と海上保安庁が一緒になつ  
てこの事業をしよう。

また、最後になりますけれども、海底の汚濁の  
回収、横浜のいわゆるあの辺も含めまして、海  
洋の美化ということに取り組もうということで、汚濁負

荷の削減ということで、これは都市・地域整備局  
下水道部がやつております。

それから二つ目には、海面に浮遊するごみや油

の回収、横浜のいわゆるあの辺も含めまして、海  
洋の美化ということに取り組もうということで、  
これは港湾局と海事局が一緒になつて海の美化のため  
協力しようということでござります。

そして三つ目には、船舶からの油の流出などに  
よる海の美化ということに取り組もうということで、  
これは港湾局と海事局と海上保安庁が一緒になつ  
てこの事業をしよう。

また、最後になりますけれども、海底の汚濁の  
回収、横浜のいわゆるあの辺も含めまして、海  
洋の美化ということに取り組もうということで、汚濁負

荷の削減ということで、これは都市・地域整備局  
下水道部がやつております。

それから二つ目には、海面に浮遊するごみや油

の回収、横浜のいわゆるあの辺も含めまして、海  
洋の美化ということに取り組もうということで、汚濁負

荷の削減ということで、これは都市・地域整備局  
下水道部がやつております。</p

○河合委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

する法律等の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○河合委員長 これより両案について討論に入るのあります。が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河合委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、海上衝突予防法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河合委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

ただいま議決いたしました両法律案に関する

○河合委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○河合委員長 次に、内閣提出、参議院送付、特定都市河川浸水被害対策法案及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。国土交通大臣扇千景君。

特定都市河川浸水被害対策法案  
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する

おります。

第五に、浸水被害を防ぐべき目標となる降雨が生じた場合の浸水が想定される区域を都市洪水想定区域または都市浸水想定区域として指定し、円

滑かつ迅速な避難を確保するための措置を講ずることといたします。

そのほか、これらに関連いたしまして、所要の規

正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

まず、特定都市河川浸水被害対策法案について申し上げます。

近年、都市部の河川流域においては浸水被害が頻発しており、また、集中豪雨の頻発により浸水被害の危険性が増大しているにもかかわらず、通常の河川改修による浸水被害の防止が市街化の進展により困難となっているところです。

このために、この法律案は、特定都市河川及び

特定都市河川流域の指定、流域水害対策計画の策

定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の浸透を著しく妨げる行為の許可等の措置を講ずることにより、総合的な浸水被害対策を推進しようとするものでございます。

次に、この法律案の概要につきまして御説明を申し上げます。

第一に、国土交通大臣または都道府県知事は、一定の要件に該当する河川及びその流域を特定都市河川及び特定都市河川流域として指定することといたします。

このため、個別での建てかえが進みにくいくこと、防火上必要な基盤施設が不十分であること等の密集市街地の特性に的確に対応しながら、その

安全性を高めていくことが喫緊の課題となつております。

この法律案は、こうした状況を踏まえ、防災性能を備えた建築物への建てかえ及び防災上重要な

公共施設等の整備を促進することにより、密集市街地の防災機能の向上等を図ろうとするものでござります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明を申し上げます。

第二に、特定都市河川の河川管理者、関係下水道管理者、関係都道府県知事及び関係市町村長は、共同して、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画を策定することといたしておられます。

第三に、特定都市河川の河川管理者は、特定都

市河川流域において雨水貯留浸透施設を整備する

ことができるとしております。

第四に、雨水の浸透を著しく妨げるおそれのある行為をしようとする者は、都道府県知事等の許

可を要することとするとにより、特定都市河川流域における雨水の流出を抑制することとしたして

創設することとしております。

第四に、都市施設として整備すべき防災上重要な公共施設について、施行予定者を定める等、その確実な整備を進めるための特別の措置を講ずることとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うことといたしております。

そのほか、特定都市河川浸水被害対策法案及び密

集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、特定都市河川浸水被害対策法案について申し上げます。

密集中市街地は、一たん地震等が発生すれば被

害が甚大となるおそれのある市街地であり、特に大火の危険性が高い密集市街地については今後十年間における重点的な整備が必要であるとされており

ます。

このため、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう

に、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○河合委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わ

りました。

次回は、明二十八日水曜午前九時理事会、午前九時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

○河合委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わ

りました。

午後四時十二分散会

航空法の一部を改正する法律案に対する修正案

航空法の一部を改正する法律案の一部を次のよう

に修正する。

第七十三条の三に一項を加える改正規定中「そ

の他の」を、「航空機に乗り組んでその職務を行

う者の職務の執行を妨げる行為その他の行為であつて」に改める。

附則第一条中「次条及び附則第三条」を「附則第

三条及び第四条」に改める。

附則第四条を附則第五条とし、附則第三条を附

則第四条とする。

附則第二条の前の見出しを削り、同条中「前条

ただし書」を「附則第一条ただし書」に、「この法律

による改正後の航空法(以下「新法」という。)を「新法」に改め、同条を附則第三条とし、同条の前

見出しとして「経過措置」を付し、附則第一条

の次に次の二条を加える。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の航空法(以下「新法」という。)第七十三条の四第五項の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 油濁損害賠償保障法の一 部を改正する法律案

#### 油濁損害賠償保障法の一 部を改正する法律案

油濁損害賠償保障法昭和五十年法律第九十五号の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「三百万倍」を「四百五十万倍」に改め、同条第二号中「四百二十倍」を「六百三十倍」に、「五千九百七十万倍」を「八千九百七十七倍」に改める。

#### 附 則

(施行期日) 1 この法律は、平成十五年十一月一日から施行

#### (経過措置)

2 この法律の施行前に油濁損害の原因となつた最初の事実が生じた場合における当該油濁損害については、なお従前の例による。

#### 理由

千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の改正に伴い、船舶所有者がその責任を制限することができる油濁損害の賠償責任の限度額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 海上衝突予防法の一部を改正する法律案

#### 海上衝突予防法(昭和五十二年法律第六十二号)

の一部を次のように改正する。  
第三条第五項中「をいい」を「をいい」、「水上航空機等」とは、水上航空機及び特殊高速船をいう。」をいう。

#### 附 則

この法律は、平成十五年十一月二十九日から施

機等」とは、水上航空機及び特殊高速船を第二十三条第三項に規定する特殊高速船をいう。」をいう。

に改める。

第十八条第六項中「水上航空機」を「水上航空機等」に改める。

第二十三条第一項第二号中「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改め、同条第六項中「第三項若しくは第四項」を「第四項若しくは第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を

第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二条を加える。

3 特殊高速船(その有する速力が著しく高速であるものとして国土交通省令で定める動力船をいう。)は、第一項の規定による灯火のほか、紅色のせん光灯一個を表示しなければならない。

第三十一条(見出しを含む。)中「水上航空機」を「水上航空機等」に改める。

第三十三条第二項中「長さ十二メートル未満の船舶は、前項の汽笛及び号鐘を長さ二十メートル未満の船舶は、前項の号鐘(長さ十二メートル未満の船舶にあっては、同項の汽笛及び号鐘)」に改める。

第三十五条第一項中「第十二項まで」を「第十三項まで」に改め、同条中第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、同条第十一項中「前項まで」を「第十項まで(第六項及び第九項を除く。)」に改め、同項ただし書中「他の」の下に「手段を講じて」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の二条を加える。

11 長さ十二メートル以上二十メートル未満の船舶は、第七項及び前項の規定による信号を行うことを要しない。ただし、その信号を行わない場合は、二分を超えない間隔で他の手段を講じて有効な音響による信号を行わなければならぬ。

第四十一条第二項中「水上航空機」を「水上航空機等」に改める。

#### 理由

千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の改正に伴い、船舶所有者がその責任を制限することができる油濁損害の賠償責任の限度額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 海上衝突予防法の一部を改正する法律案

#### 海上衝突予防法(昭和五十二年法律第六十二号)

の一部を次のように改正する。  
第三条第五項中「をいい」を「をいい」、「水上航空機等」には、水上航空機及び特殊高速船をいう。

#### 附 則

この法律は、平成十五年十一月二十九日から施

行する。

#### 理 由

千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則の改正に伴い、船舶が備えるべき音響信号設備のうち号鐘の備付けに関する規制を緩和する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第二条 この法律において「特定都市河川」とは、都巿部を流れる河川(河川法(昭和三十九年法律第一百六十七号))第三条第一項に規定する河川をいう。(以下同じ。)であつて、その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難なもの(うち、国土交通大臣又は都道府県知事が次条の規定により区間を限つて指定するもの)をいう。

2 この法律において「特定都市河川流域」とは、当該特定都市河川の流域(当該特定都市河川に係る区間が河口を含まない場合にあってはその区間の最も下流の地点から河口までの区間に係る流域を除き、当該特定都市河川の流域内において河川に雨水を放流する下水道(以下「特定都市下水道」という。)がある場合にあってはその排水区域(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号))第二条第七号に規定する排水区域をいう。以下同じ。)を含む。)として国土交通大臣又は都道府県知事が次条の規定により指定するものをいう。

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罰則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備その他の措置を定めることにより、特定都市河川流域における浸水被害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第二条 この法律において「特定都市河川」とは、都巿部を流れる河川(河川法(昭和三十九年法律第一百六十七号))第三条第一項に規定する河川をいう。

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

第三節 管理協定(第二十七条第一項) 第四章 都市洪水想定区域等(第三十二条・第三十三条) 第二節 保全調整池(第二十三条第一項) 第六章 罚則(第三十四条第一項) 第一節 総則

定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の二級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行つ場合には、当該都道府県知事又は当該指定都市の長）をいう。

5 この法律において「下水道管理者」とは、下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。

6 この法律において「雨水貯留浸透施設」とは、雨水を一時に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であつて、浸水被害の防止を目的とするものをいう。

7 この法律において「防災調整池」とは、雨水貯留浸透施設のうち、雨水を一時に貯留する機能を有する施設であつて、河川管理者及び下水道管理者以外の者が設置するもの（第九条の許可を受けて行う第十条第一項第三号に規定する対策工事により設置されるものを除く。）をいう。

8 この法律において「保全調整池」とは、防災調整池のうち、第二十三条第一項の規定により指定されるものをいう。

9 この法律において「宅地等」とは、宅地、池沼、水路、ため池、道路その他雨水が浸透しにくい土地として政令で定めるものをいう。

（特定都市河川等の指定）

第三条 国土交通大臣は、一の水系に係る一又は二以上の一級河川につき、区間を限つてこれを特定都市河川として指定することができる。

2 前項の規定により指定する河川の区間は、一級河川の連続する区間でなければならない。この場合において、二以上の一級河川を併せて指定するときは、そのうち一の一級河川の連続する区間が、他の一級河川の連続する区間と直接に又は他の一級河川の連続する区間を通じて間

定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の二級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行つ場合には、当該都道府

県知事又は当該指定都市の長）をいう。

3 前二項の規定により国土交通大臣が特定都市河川を指定するときは、併せて、当該特定都市河川に係る特定都市下水道の下水道管理者の規定の一部を行つ場合には、当該都道府

県知事又は当該指定都市の長）をいう。

4 第一項及び第二項の規定により指定しようと

する区間のすべてが河川法第九条第二項に規定する指定区間ににあるときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、その特定都市河川及び特

定都市河川流域の指定は、都道府県知事が行う

ものとする。

5 都道府県知事は、一の水系に係る一又は二以

上の河川法第五条第一項に規定する二級河川に

つき、区間を限つてこれを特定都市河川として

指定することができる。この場合においては、

第二項及び第三項の規定を準用する。

6 前二項の場合において、指定しようとする特

定都市河川流域が二以上の都府県にわたるとき

のこれらの規定の適用については、これらの規

定中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知

事（当該特定都市河川流域が二以上の都府県に

わたる場合にあつては、都道府県知事及び当該特

定都市河川流域の区域の一部をその区域に含む

他の都府県知事」とする。

7 第三項（第五項において準用する場合に限

る。）及び前二項の規定により都道府県知事が特

定都市河川及び特定都市河川流域の指定を行お

る。（）

8 国土交通大臣は、第一項及び第三項の規定に

より特定都市河川及び特定都市河川流域の指

定を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。

9 都道府県知事は、第一項及び第三項の規定に

より特定都市河川及び特定都市河川流域の指

定を行おうとするときは、あらかじめ、当該特

定都市河川流域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定

都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管

理者の意見を聽かなければならない。

10 第二章 流域水害対策計画等

（流域水害対策計画の策定）

第四条 前条の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、当該特定都市河川の河川管理者、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者（以下この条及び次条において「河川管理者等」という。）は、共同して、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るために対策に関する計画（以下「流域水害対策計画」という。）を定めなければならない。

11 前各項の規定は、特定都市河川又は特定都市河川流域の指定の変更又は解除について準用す

る。

12 第二節 流域水害対策計画等

（流域水害対策計画の策定）

第五条 前条の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、当該特定都市河川の河川管理者、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者（以下この条及び次条において「河川管理者等」という。）は、共同して、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るために対策に関する計画（以下「流域水害対策計画」という。）を定めなければならない。

13 前項の規定によつて定めるものとする。

14 第二節 流域水害対策計画等

（流域水害対策計画の策定）

第六条 前条の規定によつて定めるものとする。

第七条 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設（河川に下水を放流するためのものに限る。）の操作に関する事項

15 前号に定めるもののほか、浸水被害の防

止を図るために必要な措置に関する事項

16 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下へ

の浸透に関する事項

17 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設（河川に下水を放流するためのものに限る。）の操作に関する事項

18 大を防止するための措置に関する事項

19 前号に定めるもののほか、浸水被害の防

止を図るために必要な措置に関する事項

20 河川管理者等は、前項に規定する場合におい

て必要があると認めるときは、あらかじめ、公

聴会の開催等特定都市河川流域内の住民の意見

を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

21 河川管理者等は、流域水害対策計画のうち第

二項第三号及び第四号に掲げる事項について

は、当該特定都市河川の河川管理者が作成する

案に基づいて定めるものとする。

22 河川管理者等は、流域水害対策計画のうち第

二項第五号に掲げる事項については、当該特定

都市下水道の下水道管理者及び当該下水道管

理者の管理する下水道の排水区域の全部又は一部

をその区域に含む都道府県の知事が共同して作

成する案に基づいて定めるものとする。

23 当該排水区域の全部が一の市町村の区域内

に含まれる都道府県及び市町村の長並びに当該特定

都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管

理者の意見を聽かなければならない。

24 都道府県知事は、第三項（第五項において準用する場合に限る。）及び第四項から第六項まで

の規定により特定都市河川及び特定都市河川流

域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、

当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部を

その区域に含む市町村の長及び当該特定都市

河川流域に係る特定都市下水道の下水道管

理者の意見を聽かなければならない。

25 都道府県知事は、第三項（第五項において準用する場合に限る。）及び第四項から第六項まで

の規定により特定都市河川及び特定都市河川流

域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、

当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部を

その区域に含む市町村の長及び当該特定都市

河川流域に係る特定都市下水道の下水道管

理者の意見を聽かなければならない。

26 都道府県知事は、第三項（第五項において準用する場合に限る。）及び第四項から第六項まで

の規定により特定都市河川及び特定都市河川流

域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、

当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部を

その区域に含む市町村の長及び当該特定都市

河川流域に係る特定都市下水道の下水道管

理者の意見を聽かなければならない。

27 都道府県知事は、第三項（第五項において準用する場合に限る。）及び第四項から第六項まで

の規定により特定都市河川及び特定都市河川流

域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、

当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部を

その区域に含む市町村の長及び当該特定都市

河川流域に係る特定都市下水道の下水道管

理者の意見を聽かなければならない。

28 都道府県知事は、第三項（第五項において準用する場合に限る。）及び第四項から第六項まで

の規定により特定都市河川及び特定都市河川流

域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、

当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部を

その区域に含む市町村の長及び当該特定都市

河川流域に係る特定都市下水道の下水道管

理者の意見を聽かなければならない。

29 都道府県知事は、第三項（第五項において準用する場合に限る。）及び第四項から第六項まで

の規定により特定都市河川及び特定都市河川流

域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、

当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部を

その区域に含む市町村の長及び当該特定都市

河川流域に係る特定都市下水道の下水道管

理者の意見を聽かなければならない。

30 都道府県知事は、第三項（第五項において準用する場合に限る。）及び第四項から第六項まで

の規定により特定都市河川及び特定都市河川流

域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、

当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部を

その区域に含む市町村の長及び当該特定都市

河川流域に係る特定都市下水道の下水道管

理者の意見を聽かなければならない。

31 都道府県知事は、第三項（第五項において準用する場合に限る。）及び第四項から第六項まで

の規定により特定都市河川及び特定都市河川流

域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、

当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部を

その区域に含む市町村の長及び当該特定都市

河川流域に係る特定都市下水道の下水道管

理者の意見を聽かなければならない。

32 都道府県知事は、第三項（第五項において準用する場合に限る。）及び第四項から第六項まで

の規定により特定都市河川及び特定都市河川流

域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、

当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部を

その区域に含む市町村の長及び当該特定都市

河川流域に係る特定都市下水道の下水道管

理者の意見を聽かなければならない。

33 都道府県知事は、第三項（第五項において準用する場合に限る。）及び第四項から第六項まで

の規定により特定都市河川及び特定都市河川流

域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、

当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部を

その区域に含む市町村の長及び当該特定都市

河川流域に係る特定都市下水道の下水道管

理者の意見を聽かなければならない。

34 都道府県知事は、第三項（第五項において準用する場合に限る。）及び第四項から第六項まで

の規定により特定都市河川及び特定都市河川流

域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、

当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部を

その区域に含む市町村の長及び当該特定都市

河川流域に係る特定都市下水道の下水道管

理者の意見を聽かなければならない。

35 都道府県知事は、第三項（第五項において準用する場合に限る。）及び第四項から第六項まで

の規定により特定都市河川及び特定都市河川流

域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、

当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部を

その区域に含む市町村の長及び当該特定都市

河川流域に係る特定都市下水道の下水道管

理者の意見を聽かなければならない。

36 都道府県知事は、第三項（第五項において準用する場合に限る。）及び第四項から第六項まで

の規定により特定都市河川及び特定都市河川流

域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、

当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部を

その区域に含む市町村の長及び当該特定都市

河川流域に係る特定都市下水道の下水道管

理者の意見を聽かなければならない。

37 都道府県知事は、第三項（第五項において準用する場合に限る。）及び第四項から第六項まで

の規定により特定都市河川及び特定都市河川流

域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、

当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部を

その区域に含む市町村の長及び当該特定都市

河川流域に係る特定都市下水道の下水道管

理者の意見を聽かなければならない。

38 都道府県知事は、第三項（第五項において準用する場合に限る。）及び第四項から第六項まで

の規定により特定都市河川及び特定都市河川流

域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、

当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部を

その区域に含む市町村の長及び当該特定都市

河川流域に係る特定都市下水道の下水道管

理者の意見を聽かなければならない。

39 都道府県知事は、第三項（第五項において準用する場合に限る。）及び第四項から第六項まで

の規定により特定都市河川及び特定都市河川流

域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、

当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部を

その区域に含む市町村の長及び当該特定都市

河川流域に係る特定都市下水道の下水道管

理者の意見を聽かなければならない。

40 都道府県知事は、第三項（第五項において準用する場合に限る。）及び第四項から第六項まで

の規定により特定都市河川及び特定都市河川流

域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、

当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部を

その区域に含む市町村の長及び当該特定都市

河川流域に係る特定都市下水道の下水道管

理者の意見を聽かなければならない。

41 都道府県知事は、第三項（第五項において準用する場合に限る。）及び第四項から第六項まで

の規定により特定都市河川及び特定都市河川流

域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、

当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部を

その区域に含む市町村の長及び当該特定都市

河川流域に係る特定都市下水道の下水道管

理者の意見を聽かなければならない。

4









は指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、第三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)若しくは第四項の規定による特定都市河川流域の指定又は第二十三条第一項の規定による保全調整池の指定に関する測量又は調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他の人の土地を作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入りうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により宅地又は垣、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入りうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入りうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他の人の土地を作業場として一時使用しようとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見を聽かなければならぬ。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 国、都道府県又は指定都市等は、第一項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者がある場合は、その者に對して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項の規定による損失の補償については、

国、都道府県又は指定都市等と損失を受けた者が協議しなければならない。

10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国、都道府県又は指定都市等は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならぬ。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(権限の委任)

第三十五条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、

その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(経過措置)

第三十六条 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(事務の区分)

第三十七条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第三条第三項(同条第五項(同条第十一項において準用する場合を含む。)において準用する場合に限る。)、同条第四項から第七項まで(同条第九項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)並びに第三十四条第一項、同条第三項から第八項まで(同条第九項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)並びに第三十四条第一項まで、第五項、第六項及び第八項から第十項まで(同条第九項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)並びに第三十四条第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第八項から第十項まで規定する事務にあっては、特定都市河川流域

の指定に係るものに限る。)の規定により都道府県が処理することとされている事務

二 第四条第一項及び同条第三項から第八項まで(同条第九項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により市町村が処理することとされている事務

三 第二十二条の規定による報告又は資料の提出せられなければならない。この場合において、当該金額

について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(権限の委任)

第三十五条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、

その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(経過措置)

第三十六条 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(事務の区分)

一 第九条又は第十六条第一項の規定に違反して、雨水浸透阻害行為をした者

二 第十八条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者

三 第二十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第三十四条第七項の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者

五 第四十条次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項(工事の完了の届出に係る部分に限る。)又は第二十五条第一項の規定に別表第一に次のように加える。

二 第三十三条第三項(同条第五項(同条第十一項において準用する場合を含む。)において準用する場合に限る。)、同条第六項及び第七項まで(同条第九項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)並びに第三十四条第一項、同条第三項から第八項まで(同条第九項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)並びに第三十四条第一項まで、第五項、第六項及び第八項から第十項まで(同条第九項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)並びに第三十四条第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第八項から第十項まで規定する事務にあっては、特定都市河川流域

違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十七条第五項(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

三 第二十二条の規定による報告又は資料の提出せられなければならない。この場合において、当該金額

について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(権限の委任)

第三十五条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、

その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(経過措置)

第三十六条 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(事務の区分)

一 第九条又は第十六条第一項の規定に違反して、雨水浸透阻害行為をした者

二 第十八条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者

三 第二十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第三十四条第七項の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者

五 第四十条次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項(工事の完了の届出に係る部分に限る。)又は第二十五条第一項の規定に別表第一に次のように加える。

二 第三十三条第三項(同条第五項(同条第十一項において準用する場合を含む。)において準用する場合に限る。)、同条第六項及び第七項まで(同条第九項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)並びに第三十四条第一項まで、第五項、第六項及び第八項から第十項まで(同条第九項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)並びに第三十四条第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第八項から第十項まで規定する事務にあっては、特定都市河川流域













<p>的たる防災施設建築物の部分(建物の区分所有等に関する法律第一条第四項に規定する共用部分の共有持分を含む)をいう。</p> <p>八 防災施設建築物の一部等 防災施設建築物の一部及び当該防災施設建築物の所有を目的とする地上権の共有持分をいう。</p> <p>九 防災施設建築物の部分 防災施設建築物の一部及び当該防災施設建築物の存する防災施設建築敷地の共有持分をいう。</p> <p>十 借地 借地権の目的となつている宅地をいう。</p>	
<p>(施行地区となるべき土地の区域及び施行区域百十八条 施行地区となるべき土地の区域は、密集市街地内の次に掲げる条件に該当する土地の区域又は施行区域内の土地の区域(都市計画事業として施行する場合にあっては、施行区域内の土地の区域)でなければならぬ。)</p> <p>イ 特定防災街区整備地区</p> <p>ロ 防災街区整備地区計画の区域のうち、建築基準法第六十七条の二第一項に規定する制限と同等以上の建築物の構造に関する防火上の制限及び建築物の敷地面積の最低限度(防火地域が定められている区域にあっては、建築物の敷地面積の最低限度)が定められており、かつ、同法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例でこれらの制限が定められている区域であるすべての建築物の延べ面積の合計のおむね三分の一以下であること。</p> <p>ミ 次のいずれかに該当する土地の区域であること。</p> <p>イ 当該区域内にある建築物で建築基準法第四十三条、第四十四条第一項、第五十</p>	
<p>三条、第五十三条の二若しくは第六十七条の二第三項若しくは第五項の規定又は建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度若しくは壁面の位置の制限に関する同法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例の規定に適合しないもの(ロにおいて「不適合建築物」といふ)の数の当該区域内にあるすべての建築物の数に対する割合が政令で定める割合以上であること。</p> <p>ロ 当該区域内にある不適合建築物の建築面積の合計の当該区域内にあるすべての建築物の建築面積の合計に対する割合が政令で定める割合以上であること。</p> <p>四 当該区域内に十分な公共施設がないことと、当該区域内の土地の利用が細分されないこと等により、当該区域内の土地の利用状況が不健全であること。</p> <p>五 当該区域を防災街区として整備することが、当該密集市街地における特定防災機能の効果的な確保に貢献すること。</p> <p>六 施行区域は、密集市街地内の前項各号に掲げる条件に該当する土地の区域でなければならぬ。</p>	
<p>第七十条 前条第一項に規定する土地の区域内の宅地の所有者若しくは借地権者(借地権を有する者をいう。以下同じ。)又は当該所有者若しくは借地権者の同意を得た者は、一人で、又は数人共同して、当該所有者若しくは借地権者の権利の目的である宅地について、又はその宅地及び当該区域内の宅地以外の土地について防災街区整備事業を施行することができる。</p> <p>2 防災街区整備事業組合は、都市計画事業として防災街区整備事業を施行することができ。社又は有限会社は、都市計画事業として防災街区整備事業を施行する。</p>	
<p>第三条、第五十三条の二若しくは第六十七条の二第三項若しくは第五項の規定又は建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度若しくは壁面の位置の制限に関する同法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例の規定に適合しないもの(ロにおいて「不適合建築物」といふ)の数の当該区域内にあるすべての建築物の数に対する割合が政令で定める割合以上であること。</p> <p>二 株式会社にあっては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものであること。</p> <p>三 施行地区となるべき区域内の宅地の所有者又は借地権者が、株式会社にあっては総株主の、有限会社にあっては総社員の議決権の過半数を保有していること。</p> <p>四 前号の議決権の過半数を保有している者及び当該株式会社又は有限会社が所有する施行地区となるべき区域内の宅地の地積とそれらの者が有するその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上であること。</p> <p>五 都市再開発法第二条の二第三項第四号後段の規定は、前項第四号の規定による地積の算定について準用する。この場合において、同条第三項第四号後段中「前段」とあるのは、「密集市街地整備法第六十九条第三項第四号」と読み替えるものとする。</p> <p>六 地方公共団体、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団は、都市計画事業として防災街区整備事業を施行することができる。</p> <p>七 地方住宅供給公社は、その住宅の建設と併せて防災街区の整備を行うための防災街区整備事業を施行する必要があると国土交通大臣(市のみが設立した地方住宅供給公社については、都道府県知事)が認めるときは、都市計画事業として当該防災街区整備事業を施行することができる。</p> <p>第二節 防災街区整備事業に関する都市計画</p> <p>2 施行区域内における建築物の建築の制限に關しては、都市計画法第五十三条第三項中「第六十五条第一項に規定する告示」とあるのは「密集市街地整備法第六十九条第二項各号に定める公告」と、「當該告示」とあるのは「當該公告」とする。</p> <p>第三節 施行者</p> <p>第一款 個人施行者</p>	

第一百二十二条 第百十九条第一項の規定により防災街区整備事業を施行しようとする者は、

一人で施行しようとする者にあっては規準及び事業計画を定め、数人共同して施行しよう

め、国土交通省令で定めるところにより、そ

の防災街区整備事業の施行について都道府県

知事の認可を受けなければならない。

2 前項の規定による認可の申請は、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長の意見を聽かなければならぬ。

4 第百十九条第一項の規定による施行者(以下「個人施工者」という。)が施行区域内において施行する防災街区整備事業は、都市計画事業として施行するものとし、当該防災街区整備事業については、第一項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第四項の規定による認可とみなす。ただし、同法第七十九条第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十九条第一項の規定の適用については、この限りでない。

(規準又は規約)

第一百二十三条 前条第一項の規準又は規約には、次の各号(規準にあっては、第五号から第七号までを除く。)に掲げる事項を記載しなければならない。

一 防災街区整備事業の名称  
二 施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区)に含まれる地域の名称

三 防災街区整備事業の範囲  
四 事務所の所在地  
五 事業に要する経費の分担に関する事項  
六 業務を代表して行う者を定めるときは、その職名、定数、任期、職務の分担及び選

#### 任の方法に関する事項

##### 七 会議に関する事項

##### 八 事業年度

##### 九 公告の方法

##### 十 その他国土交通省令で定める事項

(事業計画)

第一百二十四条 事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区)、設計の概要、事業施行期間及び資金計画を定めなければならない。

2 事業計画においては、国土交通省令で定めることにより、防災施設建築敷地以外の建築物の敷地となるべき土地の区域(以下「個別利用区」という。)を定めることができる。

3 個別利用区の位置は、特定防災機能の確保及び土地の合理的かつ健全な利用を図る上で支障がない位置に定めなければならない。この場合においては、第二百二条第一項の申出が見込まれる者が所有権又は借地権を有する宅地の位置、利用状況、環境等を勘案しなければならない。

4 個別利用区の面積は、第二百二条第一項の申出が見込まれる者に対して権利交換手続により所有権又は借地権が与えられることが見込まれる宅地の地積の合計を考慮して相当と認められる規模としなければならない。

5 第二百四十三条の規定により公共施設の管理者又は管理者となるべき者に当該公共施設の整備に関する工事の全部又は一部を行わせることには、事業計画において、当該管理者の行為が適切でないこと。

三 施行地区が、施行区域の内外にわたっていること。

四 事業計画の内容が施行地区内の土地に係る都市計画に適合せず、又は事業施行期間が適切でないこと。

五 当該防災街区整備事業を遂行するためには必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するためには、その他の能力が十分でないこと。

6 事業計画の策定について必要な技術的基準

は、国土交通省令で定める。

(公共施設の管理者の同意)

第一百二十五条 第百二十二条第一項の規定による認可を申請しようとする者は、あらかじめ、事業計画につき、施行地区内にある公共

施設の管理者及び当該防災街区整備事業の施行により整備される公共施設の管理者又は管理者となるべき者の同意を得なければならない。

(事業計画に関する関係権利者の同意)

第一百二十六条 第百二十二条第一項の規定による認可を申請しようとする者は、その者以外に施行地区となるべき区域内の宅地又は建築物について権利を有する者があるときは、事業計画についてこれらの者の同意を得なければならない。ただし、その権利をもつて認可を申請しようとする者に対する抗対することができない者については、この限りでない。

2 都市再開発法第七条の十三第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(施工の認可の基準)

第一百二十七条 都道府県知事は、第二百二十二条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その認可をしなければならない。

1 申請手続が法令に違反していること。

2 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。

3 施行地区が、施行区域の内外にわたっていること。

4 事業計画の内容が施行地区内の土地に係る都市計画に適合せず、又は事業施行期間が適切でないこと。

5 第二百四十三条の規定により公共施設の管理者又は管理者となるべき者に当該公共施設の整備に関する工事の全部又は一部を行わせることには、事業計画において、当該管理者の行為が適切でないこと。

6 当該防災街区整備事業を遂行するためには必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するためには、その他の能力が十分でないこと。

7 第二百二十二条第三項の規定は個人施工者が事業計画を変更して新たに施行地区に編入しようとする土地がある場合に、第二百二十五条の規定は個人施工者が公共施設に關係のある事業計画を変更しようとする場合に、第二百二十二条第二項及び前三条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第二百二十二条第三項及び第二百二十六条第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、第二百二十二条第二項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区又は新たに施行地区となるべき区域」と、前条第二項中「施行者」として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもつて」とあるのは「規準若しくは規約又は事業計画の変更をもつて」と読み替えるものとする。

8 個人施工者は、施行地区の縮小又は事業に要する経費の分担に関するものとする。

9 施行地区を工区に分けるときは、施行地区内に表示する図書を送付しなければならない。

10 個人施工者は、前項の公告があるまでは、施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

11 市町村長は、第二百四十四条第二項又は第二百六十九条第三項の公告の日まで、政令で定めるところにより、第一項の図書を公衆の縦覧に供しなければならない。

(規準又は規約及び事業計画の変更)

第一百二十九条 個人施工者は、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 第二百二十二条第三項の規定は個人施工者が事業計画を変更して新たに施行地区に編入しようとする土地がある場合に、第二百二十五条の規定は個人施工者が公共施設に關係のある事業計画を変更しようとする場合に、第二百二十二条第二項及び前三条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第二百二十二条第三項及び第二百二十六条第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、第二百二十二条第二項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区又は新たに施行地区となるべき区域」と、前条第二項中「施行者」として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもつて」とあるのは「規準若しくは規約又は事業計画の変更をもつて」と読み替えるものとする。

3 個人施工者は、施行地区の縮小又は事業に要する経費の分担に関するものとする。



添えて、書面をもつてその借地権の種類及び内容を申告しなければならない。

4 未登記の借地権で前項の規定による申告のないものは、同項の申告の期間を経過した後は、前条第一項の規定の適用については、存しないものとみなす。

(事業計画の縦覧及び意見書の処理)

第一百四十条 都道府県知事は、第百三十六条第一項又は第三項の規定による認可の申請があつたときは、施行地区となるべき区域(同

項の規定による認可の申請にあつては、施行地区)を管轄する市町村長に、当該申請に係る事業計画を送付しなければならない。ただし、当該申請に明らかに次条各号のいずれかに該当する事実があり、認可すべきでないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により事業計画の送付を受けた市町村長は、政令で定めるところにより、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

3 当該防災街区整備事業に關係のある土地若しくはその土地に定着する物件について権利を有する者又は参加組合員は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

4 都道府県知事は、前項の規定による意見書の提出があつたときは、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないと認めるときはその旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

5 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)中処分についての異議申立てのとおり、事業計画に修正を加えるべきであると認めたときは、その旨を意見書に記載し、都道府県知事は、前項の規定による意見書の提出があつたときは、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないと認めるときはその旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

審理に関する規定を準用する。

6 第百三十六条第一項又は第三項の規定による認可を申請した者が、第四項の規定により事業計画に修正を加え、その旨を都道府県知事に申告したときは、その修正に係る部分について、更にこの条に規定する手続を行うものとする。

(認可の基準)

第一百四十二条 都道府県知事は、第百三十六条第一項から第三項までの規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その認可をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反していること。

二 定款又は事業計画若しくは事業基本方針の決定手続又は内容が法令(事業計画の内容にあつては、前条第四項に規定する都道府県知事の命令を含む。)に違反していること。

三 事業計画又は事業基本方針の内容が当該防災街区整備事業に係る都市計画に適合せず、又は事業施行期間が適切でないこと。

四 当該防災街区整備事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するためには必要なその他の能力が十分でないこと。

(事業組合の成立)

第一百四十二条 事業組合は、第百三十六条第一項又は第二項の規定による認可により成立する。

(組合員)

第一百四十四条 事業組合が施行する防災街区整備事業に係る施行地区内の宅地の所有者及び借地権者は、すべてその事業組合の組合員とす。

2 宅地又は借地権が数人の共有に属するときは、その数人を一人の組合員とみなされる。

(役員)

第一百四十八条 事業組合に、役員として、理事三人以上及び監事二人以上を置く。

2 事業組合に、役員として、理事長一人を置き、理事の互選によりこれを定める。

3 都市再開発法第二十四条から第二十八条までの規定は、事業組合の役員について準用する。この場合において、同法第二十七条第六

し、かつ、国土交通大臣及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を交付しなければならない。

2 都道府県知事は、第百三十六条第二項の規定による認可をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、事業組合の名称、施行地区その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、関係市町村長に施行地区を表示する図書を送付しなければならない。

3 事業組合は、第百三十六条第一項の認可に係る第一項の公告があるまでは事業組合の成立又は定款若しくは事業計画をもつて、前項の公告があるまでは事業組合の成立又は定款若しくは事業基本方針をもつて、同条第三項の認可に係る第一項の公告があるまでは事業計画をもつて、組合員その他の第三者に对抗することができない。

4 市町村長は、第百六十三条第六項又は第二百四十四条第二項の公告の日(第二項の図書にあつては、当該図書に係る防災街区整備事業についての第一項の図書の公衆の縦覧を開始する日)まで、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の図書を公衆の縦覧に供しなければならない。

5 第三百四十六条第一項又は第二項の認可を受けた者又は理事長は、次項の規定による通知を受けたとき、又は組合員名簿の記載事項の変更を知ったときは、遅滞なく、組合員名簿に必要な変更を加えなければならない。

2 第三百四十六条第一項又は第二項の認可を受けた者又は理事長は、次項の規定による通知を受けたとき、又は組合員名簿の記載事項の変更を知ったときは、遅滞なく、組合員名簿に必要な変更を加えなければならない。

3 組合員は、組合員名簿の記載事項に変更を生じたときは、その旨を事業組合に通知しなければならない。

4 組合員の権利義務の移転についての都市再開発法の準用

第一百四十七条 都市再開発法第二十二条の規定は、事業組合の組合員の権利義務の移転について準用する。

5 第三百四十六条第一項又は第二項の認可を受けた者又は理事長は、次項の規定による通知を受けたとき、又は組合員名簿の記載事項の変更を知ったときは、遅滞なく、組合員名簿に必要な変更を加えなければならない。

をもつて事業組合に対抗することができない。

5 第三項の代表者の解任は、事業組合にその旨を通知するまでは、これをもつて事業組合に対抗することができない。

(参加組合員)

第一百四十五条 前条第一項に規定する者のほか、定款で定められた参加組合員は、事業組合の組合員となる。

(組合員名簿の作成等)

第一百四十六条 第百三十六条第一項又は第二項の認可を受けた者は、第百四十三条第一項又は第二項の公告後、遅滞なく、組合員の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに所有者である組合員、借地権者である組合員又は参加組合員の別その他国土交通省令で定める事項を記載した組合員名簿を作成しなければならない。

5 第三項の代表者の解任は、事業組合にその旨を通知するまでは、これをもつて事業組合に対抗することができない。

項中「組合」とあるのは、「防災街区整備事業組合」と読み替えるものとする。

(総会の組織)  
第一百四十九条 事業組合の総会は、総組合員で組織する。

(総会の決議事項)

第一百五十条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一定款の変更

二 事業計画の決定

三 事業計画又は事業基本方針の変更

四 借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法

五 経費の收支予算

六 予算をもつて定めるもののほか、事業組合の負担となるべき契約

七 賦課金の額及び賦課徴収の方法

八 権利交換計画及びその変更

九 事業代行開始の申請

(総会の招集及び議事についての都市再開発法の準用)

十 第二百七十七条第一項の管理規約

十一 事業組合の解散

十二 その他定款で定める事項

(総会の招集及び議事についての都市再開発

法の準用)

第一百五十二条 都市再開発法第三十一条の規定

は事業組合の総会の招集について、同法第三十二条の規定は事業組合の総会の議事について準用する。この場合において、同法第三十一条第五項中「第十一項又は第二項」とあるのは、「密集市街地整備法第百三十六条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

(特別の議決)

第一百五十二条 第百五十条第一号及び第二号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項並びに同条第二号及び第九号から第十一号までに掲げる事項は、総組合員の三分の二以上が出席し、出席者の議決権の三分の二以上で、かつ、施行地区内の宅地の所有者である出席

者の議決権及び施行地区内の宅地の借地権者である出席者の議決権のそれぞれの三分の二以上で決する。第一百三十八条第一項後段の規定は、この場合について準用する。

(総会の部会)  
第一百五十三条 事業組合は、施行地区が工区に分かれているときは、総会の議決を経て、工区ごとに総会の部会を設け、工区内の宅地及び建築物に関し、第一百五十条第八号及び第十号に掲げる事項についての総会の権限をその部会に行わせることができる。

2 総会の部会は、その部会の設けられる工区に關係のある組合員で組織する。

3 都市再開発法第三十一条第二項から第四項まで及び第六項並びに第三十二条(第三項ただし書を除く。)の規定は事業組合の総代会について、同法第三十五条第五項の規定は総代会が設けられた事業組合について準用する。

(総代)  
第一百五十五条 総代は、定款で定めるところにより、組合員が組合員(法人にあつては、その役員)のうちから選挙する。

2 総代の任期は、五年を超えない範囲内において定款で定める。補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。

3 都市再開発法第二十四条第二項及び第二十六条の規定は、事業組合の総代について準用する。この場合において、同項中「前項本文」とあるのは、「密集市街地整備法第百五十五条第一項」と読み替えるものとする。

(議決権及び選挙権)  
第一百五十六条 組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。

2 施行地区内の宅地について所有権と借地権とともに有する組合員は、第一百五十二条の規定による議決については、前項の規定にかかるために総代会を設けることができる。

3 組合員の数が五十人を超える事業組合は、総代会に代わってその権限を行わせるために総代会を設けることができる。

2 総代会は、総代をもつて組織するものとし、総代の定数は、組合員の総数の十分の一を下らない範囲内において定款で定める。ただし、組合員の総数が二百人を超える事業組合にあっては、二十人以上であることをもつて足りる。

3 総代会が総会に代わって行う権限は、次に掲げる事項以外の事項に関する総会の権限とする。

2 第百二十二条第三項、第二百三十八条及び第二百三十九条の規定は事業組合が事業計画又は事業基本方針を変更して新たに施行地区に編入しようとする土地がある場合に、第二百五十五条の規定は事業組合が公共施設に關係のある事業計画の変更をしようとする場合に、第二百二十九条第三項の規定は事業組合が施行地区の縮小又は事業に要する経費の分担に関する規定は、国土交通省令で定める軽微な変更を除く。の認可の申請があつた場合に、第二百二十二条第二項、第二百四十二条及び第二百四十三条の規定は前項の規定による認めよとする場合に、第二百四十条の規定は事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)の認可の申請があつた場合に、第二百二十二条第二項、第二百四十二条及び第二百四十三条の規定は前項の規定による認めよとする場合に、第二百四十条の規定は前項の規定による認めよとする場合に、第二百二十二条第三項中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、第二百二十二条第二項中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区又は新たに施

ればならない事項

4 都市再開発法第三十二条第一項から第四項まで及び第六項並びに第三十二条(第三項ただし書を除く。)の規定は、出席者とみなす。

5 代理人は、同時に五人以上の組合員を代理することができない。

6 代理人は、代理権を証する書面を事業組合に提出しなければならない。

7 民法第六十六条规定は、組合員の議決権について準用する。

(定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更)  
第一百五十七条 事業組合は、定款又は事業計画若しくは事業基本方針を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならぬ。

6 代理人は、代理権を証する書面を事業組合に提出しなければならない。

7 民法第六十六条规定は、組合員の議決権について準用する。

5 代理人は、同時に五人以上の組合員を代理することができない。

6 代理人は、代理権を証する書面を事業組合に提出しなければならない。

7 民法第六十六条规定は、組合員の議決権について準用する。

都市再開発法第三十二条第一項の規定並びに準用する場合を含む。の規定の適用については、出席者とみなす。

都市再開発法第三十二条第一項から第四項まで及び第六項並びに第三十二条(第三項ただし書を除く。)の規定は事業組合の総代会について、同法第三十五条第五項の規定は総代会が設けられた事業組合について準用する。

(総代)  
第一百五十五条 総代は、定款で定めるところにより、組合員が組合員(法人にあつては、その役員)のうちから選挙する。

2 総代の任期は、五年を超えない範囲内において定款で定める。補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。

(議決権及び選挙権)  
第一百五十六条 組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。

2 施行地区内の宅地について所有権と借地権とともに有する組合員は、第一百五十二条の規定による議決については、前項の規定にかかるために総代会を設けることができる。

3 総代会が総会に代わって行う権限は、次に掲げる事項以外の事項に関する総会の権限とする。

2 第百二十二条第三項、第二百三十八条及び第二百三十九条の規定は事業組合が事業計画又は事業基本方針を変更して新たに施行地区に編入しようとする土地がある場合に、第二百五十五条の規定は事業組合が公共施設に關係のある事業計画の変更をしようとする場合に、第二百二十九条第三項の規定は事業組合が施行地区の縮小又は事業に要する経費の分担に関する規定は、国土交通省令で定める軽微な変更を除く。の認可の申請があつた場合に、第二百二十二条第二項、第二百四十二条及び第二百四十三条の規定は前項の規定による認めよとする場合に、第二百四十条の規定は前項の規定による認めよとする場合に、第二百二十二条第三項中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、第二百二十二条第二項中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区又は新たに施

行地区となるべき区域」と、第一百四十三条第一項中「認可」とあるのは「認可に係る定款又は事業計画についての変更の認可」と、同条第二項中「認可」とあるのは「認可に係る定款又は事業基本方針についての変更の認可」と、同条第三項中「事業組合の成立又は定款若しくは事業計画」とあるのは「定款又は事業計画の変更」と、「事業組合の成立又は定款若しくは事業計画」とあるのは「定款又は事業基本方針の変更」と、「あるまでは事業計画」とあるのは「あるまでは事業計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第百五十七条第一項の規定による認可があつた際に從前から組合員であつた者以外の」と読み替えるものとする。

(経費の賦課徴収)

第百五十八条 事業組合は、その事業に要する経費に充てるため、賦課金として参加組合員以外の組合員に対して金銭を賦課徴収することができる。

2 賦課金の額は、組合員が施行地区内に有する宅地又は借地の位置、地積等を考慮して公平に定めなければならない。

3 組合員は、賦課金の納付について、相殺をもつて事業組合に対抗することができない。

4 事業組合は、組合員が賦課金の納付を怠つたときは、定款で定めるところにより、その組合員に対して過怠金を課することができる。(審査委員)

第百五十九条 參加組合員は、権利交換計画で定めるところに従い取得することとなる防災施設建築物の一部等の価額に相当する額の負担金及び事業組合の防災街区整備事業に要する経費に充てるための分担金を、国土交通省令で定めるところにより、事業組合に納付しなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の負担金及び分担金について準用する。

(賦課金等の滞納処分)

第百六十条 事業組合は、組合員が賦課金、負担金、分担金又は過怠金を滞納したときは、督促状を発して督促し、その者がその督促状において指定した期限までに納付しないときは、市町村長に対し、その徴収を申請することができる。

2 市町村長は、前項の規定による申請があつたときは、事業組合のために、地方税の滞納処分の例により滞納処分をするものとする。この場合においては、事業組合は、市町村長の徴収した金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に納付しなければならない。

3 市町村長が第一項の規定による申請を受けた日から起算して、三十日以内に滞納処分に着手せず、又は九十日以内にこれを終了しないときは、事業組合の理事長は、都道府県知事の認可を受けて、地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

4 前二項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

5 都市再開発法第四十二条の規定は、事業組合の賦課金、負担金、分担金及び過怠金を徴収する権利について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第一項」とあるのは、「密集市街地整備法第二百六十条第一項」と読み替えるものとする。

(解散)

第百六十三条 事業組合は、次に掲げる理由により解散する。

一 設立についての認可の取消し

二 総会の議決

三 事業の完成

2 前項第二号の議決は、権利交換期日前に限り行うことができるものとする。

3 事業組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。

4 事業組合は、第一項第二号又は第三号に掲

事業組合又は参加組合員が取得するものを除き、次の各号に掲げるものは当該各号に定めるものとみなし、事業組合又は参加組合員が取得した第一号に掲げる共有持分は存しないものとみなして、組合員に関する規定を適用する。

一 防災施設建築敷地の各共有持分又は第二百二十二条第一項の規定による地上権の各共有持分、それぞれ一個の宅地又は地上権の各共有持分又は同号の地上権の各共有持分の割合を乗じて得た数値、それぞれ宅地の地積又は借地の地積。

2 第百五十条第十号に掲げる事項の議決に係る第百五十二条の適用については、第二百二十二条第五項に規定する指定宅地の所有者又は借地権者であつて施行地区内の他の宅地について所持権又は借地権を有しないもの(権利交換期日以後においては、個別利用区内の宅地の所有者又は借地権者であつて施行地区内の他の宅地について所有権又は借地権を有しないもの)は組合員でないものとみなし、同項に規定する指定宅地権利交換期日以後においては、個別利用区内の宅地(は施行地区内に規定する宅地権者であつて施行地区内の他の宅地について所有権又は借地権を有しないもの)の組合員でないものとみなし、同項の宅地及び借地に含まれないものとみなす。

第四日 解散

(解散)

第百六十三条 事業組合は、次に掲げる理由により解散する。

一 設立についての認可の取消し

二 総会の議決

三 事業の完成

2 前項第二号の議決は、権利交換期日前に限り行うことができるものとする。

3 事業組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。

4 事業組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。

2 第百六十一条 参加組合員は、権利交換計画で定めるところに従い取得することとなる防災施設建築物の一部等の価額に相当する額の負担金及び事業組合の防災街区整備事業に要する経費に充てるため、審査委員三人以上を置く。

2 審査委員は、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断ができる者のうちから総会で選任する。

3 前二項に規定するもののほか、審査委員に関し必要な事項は、政令で定める。

(組合員等の特則)

第百六十二条 権利交換期日以后においては、

第一類第十号 國土交通委員會議錄第二十五号 平成十五年五月二十七日

土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

5 第百二十二条第二項の規定は、前項の規定による認可の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「施行地区」とあるのは、「施行地区」と読み替えるものとする。

6 都道府県知事は、事業組合の設立についての認可を取り消したとき、又は第四項の規定による認可をしたときは、速やかに、その旨を公告しなければならない。

7 事業組合は、前項の公告があるまでは、解散をもつて組合員以外の第三者に対抗することができない。

(事業組合の解散及び清算についての都市再開発法等の準用)

第百六十四条 都市再開発法第四十六条から第四十九条までの規定、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十七条から第八十条まで及び第八十二条の規定並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六条、第三百三十七条前段並びに第三百三十八条の規定は、事業組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」の規定により準用する。

2 第百二十二条第二項及び第三項の規定は、

前項の規定による認可について準用する。

3 第百十九条第三項の規定による施行者以下「事業会社」という。が施行する防災街区整備事業については、第一項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第四項の規定による認可とみなす。第二十二条第四項ただし書の規定は、この場合について準用する。

第一百六十六条 前条第一項の規準には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（規準）  
一 防災街区整備事業の名称

二 施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区）に含まれる地域の名称

三 防災街区整備事業の範囲

四 事務所の所在地

五 特定事業参加者（第二百七十三条第一項の負担金を納付し、権利交換計画で定めるところに従い防災施設建築物の一部等を取得する者をいう。以下この款において同じ。）に関する事項

六 事業に要する経費の分担に関する事項

七 事業年度

八 公告の方針

九 その他国土交通省令で定める事項

2 事業会社は、規準において前項第五号の特定事業参加者に関する事項を定めようとするときは、原則として、特定事業参加者を公募しなければならない。ただし、施行地区となるべき区域内外に宅地、借地権若しくは権原に基づき建築物を有する者は当該区域内の建築物の借家権者（借家権を有する者をいう。以下同じ。）が、事業会社が取得することとなるべき区域内外に宅地、借地権若しくは権原による防災施設建築物の一部等をその居住又は業務の用に供するため特に取得する必要がある場合において、これらの者を特定事業参加者として同号の特定事業参加者に関する事項を定めようとするときは、この限りでない。

3 事業会社は、規準において第一項第五号の規定による認可について準用する。

特定事業参加者に関する事項を定めようとするときは、第二百七十三条第一項の防災施設建築物の一部等の価額に相当する額を負担するのに必要な資力及び信用を有する者を特定事業参加者とするようしなければならない。

（宅地の所有者及び借地権者の同意）

第一百六十七条 第百六十五条第一項の規定による認可を申請しようとする者は、規準及び事業計画について、施行地区となるべき区域内の宅地のすべての所有者及びその区域内の宅地のすべての借地権者のそれぞれの三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有するその区域の内においては、同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の宅地の地積との合計が、その区域の内宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。

2 都市再開発法第七条の二第五項の規定は、前項の規定により同意を得る場合について準用する。（借地権の申告）

第一百六十八条 前条第一項に規定する同意を得ようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公告を当該区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。

2 第百三十九条第二項から第四項までの規定

は、前項の規定による申請があった場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前条第一項」とあるのは、「第二百六十七条第一項」と読み替えるものとする。（事業計画等）

2 事業会社は、規準において前項第五号の特定事業参加者に関する事項を定めようとするときは、原則として、特定事業参加者を公募しなければならない。ただし、施行地区となるべき区域内外に宅地、借地権若しくは権原に基づき建築物を有する者は当該区域内の建築物の借家権者（借家権を有する者をいう。以下同じ。）が、事業会社が取得することとなるべき区域内外に宅地、借地権若しくは権原による防災施設建築物の一部等をその居住又は業務の用に供するため特に取得する必要がある場合において、これらの者を特定事業参加者として同号の特定事業参加者に関する事項を定めようとするときは、この限りでない。

同条第一項ただし書中「次条各号」とあるのは「第二百七十三条各号」と、同条第三項中「参加組合員」とあるのは「第二百六十六条第一項第五号

の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるとときは、その認可をしなければならない。

（認可の基準）

第一百七十条 都道府県知事は、第二百六十五条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるとときは、その認可をしなければならない。

2 申請者が第二百十九条第三項各号に掲げる要件のすべてに該当する株式会社又は有限会社でないこと。

2 申請手続が法令に違反していること。

3 規準又は事業計画の決定手続又は内容が法令（前条において準用する第二百四十四条第一項の規定による都道府県知事の命令を含む。）に違反していること。

4 事業計画の内容が当該防災街区整備事業に関する都市計画に適合せず、又は事業施行期間が適切でないこと。

5 当該防災街区整備事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するためには必要なその他の能力が十分でないこと。

（認可の公告等）

第一百七十二条 都道府県知事は、第二百六十五条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、第二百二十二条第三項及び第二百六十七条规定による認可について準用する。この場合において、第二百二十二条第三項及び第二百六十七条规定第一項中「施行地区となるべき区域」とあり、並びに第二百四十二条第一項中「施行地区となるべき区域（同項の規定による認可の申請にあつては、施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、同項ただし書中「次条各号」とあるのは「第二百七十二条第二項において準用する第二百七十三条各号」と、同条第三項中「参加組合員」とあるのは「第二百六十六条第一項第五号の特定事業参加者」と、第二百二十二条第二項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区又は新たに施行地区となるべき区域」と、第二百六十七条第一項中「所有者及び」とあるのは「所有者並びに」と、第二百七十二条第一号中「でないこと」とあるのは「でな

もつて第三者に対抗することができない。

3 市町村長は、第二百四十四条第二項又は第二百七十二条第五項の公告の日まで、政令で定めるところにより、第一項の図書を公衆の縦覧に供しなければならない。

（規準又は事業計画の変更）

第二百七十二条 事業会社は、規準又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 第百二十二条第三項及び第二百六十八条の規定は事業会社が事業計画を変更して新たに施行地区に編入しようとする土地がある場合に、第二百二十五条の規定は事業会社が公共施設に關係のある事業計画の変更をしようとする場合に、第二百二十九条第三項の規定は事業会社が施行地区的縮小又は事業に要する経費の分担に關し規準又は事業計画を変更しようとする場合に、第二百四十条の規定は規準又は事業計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）の認可の申請があつた場合に、第二百二十二条第二項、第二百六十七条及び第二百六十八条规定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第二百二十二条第三項及び第二百六十七条规定第一項中「施行地区となるべき区域」とあり、並びに第二百四十二条第一項中「施行地区となるべき区域（同項の規定による認可の申請にあつては、施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、同項ただし書中「次条各号」とあるのは「第二百七十二条第二項において準用する第二百七十三条各号」と、同条第三項中「参加組合員」とあるのは「第二百六十六条第一項第五号の特定事業参加者」と、第二百二十二条第二項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区又は新たに施行地区となるべき区域」と、第二百六十七条第一項中「所有者及び」とあるのは「所有者並びに」と、第二百七十二条第一号中「でないこと」とあるのは「でな

いこと。この場合において、同項第三号及び第四号中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」とする」と、前条第一項中「認可」とあるのは、「認可に係る規準又は事業計画についての変更の認可」と、同条第二項中「施行者として、又は規準若しくは事業計画」とあるのは、「規準又は事業計画の変更」と読み替えるものとする。

## (特定事業参加者の負担金等)

第一百七十三条 事業会社が施行する防災街区整備事業における特定事業参加者は、権利交換計画で定めるところに従い取得することとなり、事業会社に納付しなければならない。特定事業参加者は、前項の負担金の納付について、相殺をもつて事業会社に対抗することができない。

3 事業会社は、特定事業参加者が負担金の納付を怠ったときは、規準で定めるところにより、特定事業参加者に対して過怠金を課することができる。

## (負担金等の滞納処分)

第一百七十四条 事業会社は、特定事業参加者が負担金又は過怠金を滞納したときは、督促状を発して督促し、その者がその督促状において指定した期限までに納付しないときは、市町村長に対し、その徵収を申請することができる。

## 2 第一百六十一条第二項から第四項までの規定

は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「事業組合」とあるのは「第一百六十五条第三項の三項の事業会社」と、同条第三項中「事業組合の理事長」とあるのは「第一百六十五条第三項の事業会社の代表者」と読み替えるものとする。

3 都市再開発法第四十二条の規定は、事業会社の負担金及び過怠金を徴収する権利について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第一項」とあるのは、「密集市街地整備法第一百七十四条第一項」と読み替えるものとする。

(事業会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受け)

第一百七十五条 事業会社が施行する防災街区整備事業の全部若しくは一部の譲渡及び譲受けは、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第一百二十二条第二項及び第三項、第一百七十一条並びに第一百七十二条の規定は、前項の規定による認可について準用する。この場合において、第一百二十二条第二項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区」と、第一百七十二条中「次の各号のいずれにも該当しない」とあるのは「次の各号(第三号及び第四号を除く)のいずれにも該当せず、規準及び事業計画の変更を伴わない」と、同条第一号中「でないこと」とあるのは「でない」と。この場合において、同項第三号及び第四号中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区」とする」と読み替えるものとする。

(施工規程及び事業計画の決定等)

第一百七十六条 都市再開発法第五十条の十三の規定は、事業会社の合併若しくは分割又は事業会社の施行する防災街区整備事業の全部の譲渡があつた場合の権利義務の承継について準用する。

(権利義務の承継についての都市再開発法の準用)

第一百七十七条 事業会社は、都道府県知事の承認を受けて、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断ができる者のうちから、

この法律及び規準で定める権限を行う審査委員三人以上を選任しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、審査委員に関する必要な事項は、政令で定める。

## (防災街区整備事業の終了)

第一百七十八条 事業会社は、防災街区整備事業を終了しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その終了について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 第一百二十二条第二項並びに第一百七十二条第一項(図書の送付に係る部分を除く)及び第二項の規定は、前項の規定による認可について準用する。この場合において、第一百二十二条第二項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区」と、第一百七十二条第二項中「施行者として、又は規準若しくは事業計画をもつて」とあるのは「防災街区整備事業の終了をもつて」と読み替えるものとする。

(施工規程及び事業計画の決定等)

第一百七十九条 地方公共団体(第一百十九条第五項の規定により防災街区整備事業を施行する場合に限る。以下この款、第一百九十一条第二項第四号、第二百条並びに第二百五十条第三項及び第四項において同じ。)は、防災街区整備事業を施行しようとするときは、施行規程及び事業計画を定めなければならない。この場合において、事業計画において定めた設計の概要については、国土交通省令で定めるところにより、都道府県にあつては国土交通大臣の、市町村にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 地方公共団体が施行する防災街区整備事業について事業計画が定められたときは、前項後段の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第一項又は第二項の規定による認可とみなす。第一百二十二条第四項ただし書の規定は、この場合について準用する。

3 第一百六十六条第二項及び第三項の規定は、施行規程において前項第五号の特定事業参加者に関する事項を定めようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第百七十三条第一項」とあるのは、「第一百八十五条第一項」と読み替えるものとする。

(事業計画)

第一百八十七条 地方公共団体は、事業計画を定めようとするときは、政令で定めるところにより、当該事業計画を一週間公衆の縦覧に供しなければならない。

第一百八十八条 施行規程は、前条第一項前段の地方公共団体の条例で定める。

2 施行規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

## 一 防災街区整備事業の名称

二 施行地区、施行地区を工区に分けるときには、施行地区及び工区に含まれる地域の名称

三 防災街区整備事業の範囲

四 事務所の所在地

五 特定事業参加者(第一百八十五条第一項の負担金を納付し、権利交換計画で定めるところに従い防災施設建築物の一部等を取得する者をいう。以下この款において同じ。)に関する事項

六 事業に要する経費の分担に関する事項

七 防災街区整備事業の施行により施行者が取得する防災施設建築敷地若しくはその共用区画の利用に関する事項

八 防災街区整備審査会及びその委員に関する事項(委員の報酬及び費用弁償に関する事項を除く。)

九 その他国土交通省令で定める事項

3 第一百六十六条第二項及び第三項の規定は、施行規程において前項第五号の特定事業参加者に関する事項を定めようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第百七十三条第一項」とあるのは、「第一百八十五条第一項」と読み替えるものとする。

(事業計画)

第一百八十八条 地方公共団体は、事業計画を定めようとするときは、政令で定めるところにより、当該事業計画を一週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 第一百四十七条第三項から第六項までの規定において、同条第三項中「参加組合員」とあるのは、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「参加組合員」とある。

のは「第一百八十二条第二項第五号の特定事業参加者」と、同項及び同条第四項中「都道府県知事」とあるのは「第一百七十九条第一項前段の地方公共団体」と、同項中「加えるべきことを命じ」とあるのは「加え」と、同条第六項中「第一百三十六条第一項又は第三項の規定による認可を申請した者」とあるのは「第一百七十九条第一項前段の地方公共団体」と、「加え、その旨を都道府県知事に申告した」とあるのは「加えた」と読み替えるものとする。

3 第一百七十九条第一項後段の規定による認可を申請する場合においては、施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区)及び設計の概要を表示する図書を提出しなければならない。

4 第一百二十四条及び第一百一十五条の規定は、事業計画について準用する。この場合において、同条中「第一百二十二条第一項の規定による認可を申請しようとする者は」とあるのは「地方公共団体は、事業計画を定めようとするときは」と、「の同意を得なければ」とあるのは「と協議しなければ」と読み替えるものとする。

(事業計画の公表)

第一百八十二条 地方公共団体は、事業計画を定めたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、防災街区整備事業の名称、事業施行期間、施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区)その他国土交通省令で定める事項を公告しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の公告があるまでは、事業計画をもつて第三者に対抗することができない。  
(施行地区及び設計の概要を表示する図書の送付及び縦覧)

第一百八十三条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第百七十九条第一項後段の規定による認可をしたときは、速やかに、国土交通大臣に

あつては関係都道府県知事及び関係市町村長に、都道府県知事にあつては国土交通大臣及び関係市町村長に第百八十二条第三項の図書の写しを送付しなければならない。

2 市町村長は、前条第一項の公告の日から第二百四十四条第二項の公告の日まで、政令で定めるところにより、前項の図書を公衆の縦覧に供しなければならない。

(事業計画の変更についての準用)

第一百八十四条 事業計画の変更については、第一百七十九条第一項後段及び前二条の規定(国土交通省令で定める軽微な事業計画の変更にあつては、第一百八十二条第一項から第三項までの規定を除く。)を準用する。この場合において、第一百八十二条第四項後段中「定めよう」とあるのは、「変更しよう」と読み替えるものとする。

(特定事業参加者の負担金等)

第一百八十五条 地方公共団体が施行する防災街区整備事業における特定事業参加者は、権利変換計画で定めるところに従い取得することとなる防災施設建築物の一部等の価額に相当する額の負担金を、国土交通省令で定めることにより、地方公共団体に納付しなければならない。

2 特定事業参加者は、前項の負担金の納付について、相殺をもつて地方公共団体に対抗することができない。  
(負担金の滞納処分)

第一百八十六条 地方公共団体は、特定事業参加者が前条第一項の負担金を滞納したときは、督促状によって納付すべき期限を指定して督促することができる。

2 前項の督促をするときは、政令で定めるところにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。

3 第一条の督促を受けた特定事業参加者がそ

付すべき金額を納付しないときは、地方公共団体は、国税滞納処分の例により、同項の負担金及び前項の延滞金を徴収することができると。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金に先立つものとする。

5 都市再開発法第四十二条の規定は、地方公共団体が第一項の負担金及び第二項の延滞金を徴収する権利について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第一項」とあるのは、「密集市街地整備法第一百八十六条第一項」と読み替えるものとする。

4 延滞金は、負担金に先立つものとする。

5 都市再開発法第四十二条の規定は、地方公共団体が第一項の負担金及び第二項の延滞金を徴収する権利について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第一項」とあるのは、「密集市街地整備法第一百八十六条第一項」と読み替えるものとする。

#### (防災街区整備審査会)

第一百八十七条 地方公共団体が施行する防災街区整備事業ごとに、この法律及び施行規程で定める権限を行わせるため、その地方公共団体に、防災街区整備審査会を置く。

2 施行地区を工区に分けたときは、防災街区整備審査会は、工区ごとに置くことができると。この場合において、施行規程で定める数の委員をもつて組織する。

3 防災街区整備審査会は、五人から二十人までの範囲内において、施行規程で定める数の委員をもつて組織する。

4 防災街区整備審査会の委員は、次に掲げる者のうちから、地方公共団体の長が任命する。

1 土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をできることができる者

業を実行する場合に限る。以下「公団等」と総称する。は、防災街区整備事業を実行しようとするときは、施行規程及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣(市ののみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事)の認可を受けるなければならない。施行規程又は事業計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 公団等が実行する防災街区整備事業については、前項前段の規定による認可をもつて都を変更しようとするときも、同様とする。

3 第一百六十六条第二項及び第三項並びに第一百八十条第二項の規定は、事業計画について、第一百四十条第一項ただし書を除く。及び第一百四十三条第四項の規定は、事業計画について準用する。

4 第一百六十六条第二項及び第三項並びに第一百八十条第二項の規定は、事業計画について、第一百四十四条及び第一百二十五条の規定は、事業計画について、第一百四十条第一項ただし書を除く。及び第一百四十三条第二項を除く。の規定は、施行規程及び事業計画について準用する。

5 第一百六十六条第二項及び第三項並びに第一百八十条第二項の規定は、事業計画について、第一百四十四条及び第一百二十五条の規定は、事業計画について、第一百四十条第一項ただし書を除く。及び第一百四十三条第二項を除く。の規定は、施行規程及び事業計画について準用する。

6 第一百六十六条第二項及び第三項並びに第一百八十条第二項の規定は、事業計画について、第一百四十四条及び第一百二十五条の規定は、事業計画について、第一百四十条第一項ただし書を除く。及び第一百四十三条第二項を除く。の規定は、施行規程及び事業計画について準用する。

7 第一百六十六条第二項及び第三項並びに第一百八十条第二項の規定は、事業計画について、第一百四十四条及び第一百二十五条の規定は、事業計画について、第一百四十条第一項ただし書を除く。及び第一百四十三条第二項を除く。の規定は、施行規程及び事業計画について準用する。

8 第一百六十六条第二項及び第三項並びに第一百八十条第二項の規定は、事業計画について、第一百四十四条及び第一百二十五条の規定は、事業計画について、第一百四十条第一項ただし書を除く。及び第一百四十三条第二項を除く。の規定は、施行規程及び事業計画について準用する。

9 第一百六十六条第二項及び第三項並びに第一百八十条第二項の規定は、事業計画について、第一百四十四条及び第一百二十五条の規定は、事業計画について、第一百四十条第一項ただし書を除く。及び第一百四十三条第二項を除く。の規定は、施行規程及び事業計画について準用する。

10 第一百六十六条第二項及び第三項並びに第一百八十条第二項の規定は、事業計画について、第一百四十四条及び第一百二十五条の規定は、事業計画について、第一百四十条第一項ただし書を除く。及び第一百四十三条第二項を除く。の規定は、施行規程及び事業計画について準用する。

11 第一百六十六条第二項及び第三項並びに第一百八十条第二項の規定は、事業計画について、第一百四十四条及び第一百二十五条の規定は、事業計画について、第一百四十条第一項ただし書を除く。及び第一百四十三条第二項を除く。の規定は、施行規程及び事業計画について準用する。

#### (第五款 都市基盤整備公団等)

12 第一百八十八条 都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社(第百十九条第五項又は第六項の規定により防災街区整備事

と、「国土交通大臣」とあるのは「関係都道府県知事(市のみが設立した地方住宅供給公社にあっては、国土交通大臣)」と、同条第三項中「事業組合は」とあるのは「公団等は」と、「第一百三十六条第一項の認可に係る第一項」とあるのは「第一百八十八条第三項において準用する第一百四十三条第一項」と、「事業組合の成立又は定款若しくは事業計画をもつて、前項の公告があるまでは事業組合の成立又は定款若しくは事業基本方針をもつて、同条第三項の認可に係る第一項の公告があるまでは」とあるのは「施行規程又は」と、「組員その他の第三者」とあるのは「第三者」と読み替えるものとする。

4 第百二十五条の規定は施行規程又は事業計画の変更について、第一百四十三条第一項及び書を除く。並びに第百四十三条第一項及び第四項の規定は施行規程又は事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く)について準用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

5 公団等は、前項において準用する第一百四十三条第一項の公告があるまでは、施行規程又は事業計画の変更をもつて第三者に対抗することができない。(特定事業参加者の負担金等)

第一百八十九条 公団等が施行する防災街区整備事業における特定事業参加者は、権利交換計画で定めるところに従い取得することとなる防災施設建築物の一部等の価額に相当する額の負担金を、国土交通省令で定めるところにより、公団等に納付しなければならない。

2 第百八十五条第二項の規定は前項の規定により特定事業参加者が負担金を公団等に納付する場合について、第一百八十六条の規定は特定事業参加者が当該負担金を滞納した場合について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは、「第一百八十九条第一項」と読み替えるものとする。

(防災街区整備審査会)

第百九十条 公団等が施行する防災街区整備事業ごとに、この法律及び施行規程で定める権限を行わせるため、公団等に、防災街区整備審査会を置く。

2 第百八十七条第二項から第五項までの規定は、前項の規定により置かれる防災街区整備審査会について準用する。この場合において、同条第四項中「地方公共団体の長」とあるのは、都市基盤整備公団に置かれるものについては「都市基盤整備公団総裁」と、地域振興整備公団に置かれるものについては「地域振興整備公団総裁」と、地方住宅供給公社に置かれるものについては「地方住宅供給公社理事長」と読み替えるものとする。

3 第一項の防災街区整備審査会の委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 防災街区整備事業の施工

第一款 測量、調査等

(測量及び調査のための土地の立入り等)

第一百九十二条 施行者となる者若しくは事業組合を設立しようとする者又は施行者は、防災街区整備事業の施工の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、個人施行者若しくは事業会社となる者若しくは事業組合を設立しようとする者又は施行者は、その測量又は調査を行うに当たり、當該障害物を伐除しようとする場合は、その測量又は調査を行おう者は、その測量又は調査を行おうに当たり、當該障害物を伐除することができる。この場合においては、當該障害物を伐除することができる市町村長の許可を受けて、直ちに、管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、當該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

### 3 第一項の認可

四 地方公共団体が施行する防災街区整備事業の事業計画の決定の公告又は新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の認可の公告

四 地方公共団体が施行する防災街区整備事業の事業計画の決定の公告又は新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の認可の公告

五 公団等が施行する防災街区整備事業の施行規程及び事業計画の認可の公告又は新たな施行地区的編入に係る事業計画の変更の認可の公告

二 事業組合が施行する防災街区整備事業 第百四十三条第一項の公告又は新たに施行地区的編入に係る事業計画の変更の認可の公告

三 事業会社が施行する防災街区整備事業 その施行についての認可の公告又は新たな施行地区的編入に係る事業計画の変更の認可の公告

四 地方公共団体が施行する防災街区整備事業の事業計画の決定の公告又は新たな施行地区的編入に係る事業計画の変更の認可の公告

五 公団等が施行する防災街区整備事業の施行規程及び事業計画の認可の公告又は新たな施行地区的編入に係る事業計画の変更の認可の公告

占有する建築物等に立ち入って測量又は調査を行う必要がある場合について準用する。

一 個人施行者が施行する防災街区整備事業の施工についての認可の公告又は新たな施行地区的編入に係る事業計画の変更の認可の公告

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者は又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行おうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、施行者となる者とする者、事業組合を設立しようとする者若しくは施行者又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかるらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、當該障害物を伐除することができる。この場合においては、當該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定により立入りについて準用する。(障害物の伐除及び土地の試掘等)

五 公団等が施行する防災街区整備事業の施行規程及び事業計画の認可の公告又は新たな施行地区的編入に係る事業計画の変更の認可の公告

六 地域振興整備公団に置かれるものについては「地域振興整備公団総裁」と、地方住宅供給公社に置かれるものについては「地方住宅供給公社理事長」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる防災街区整備事業の区分に応じて当該各号に定める公団等に適用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは、「第一百八十九条第一項若しくは第三項の規定による」こととする。

3 第一百九十四条 施行者となる者若しくは事業組合を設立しようとする者又は施行者は、第百九十五条第一項若しくは第二項の規定により立ち入り、又は前条の規定により伐除し、若しくは試掘等を行う場合について準用する。

(土地の立入り等に伴う損失の補償)

4 第一百九十三条 都市再開発法第六十二条の規定は、第百九十五条第一項若しくは第二項の規定により立ち入り、又は前条の規定により伐除し、若しくは試掘等を行う場合について準用する。



3 施行者は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。

4 第二項の承認を得ないでした処分は、施行者に対抗することができない。

5 権利交換期日前において第六十三条第六項、第二百六十九条第三項又は第二百七十一項第五項の公告があったときは、施行者(事業組合にあつては、その清算人)は、遅滞なく、登記所に、権利交換手続開始の登記の抹消を申請しなければならない。

(個別利用区内の宅地への権利交換の申出等)

第二百二十二条 第百二十四条第二項(第六三十七条第一項、第二百六十九条、第二百八十一條第四項及び第二百八十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画において個別利用区が定められたときは、施行地区内の宅地の所有者又は借地権者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める公告があつた日から起算して三十日以内に、施行者に対し、国土交通省令で定めるところにより、権利交換計画において当該宅地の所権又は借地権に対応して個別利用区内の宅地又はその借地権が与えられるよう定めるべき旨の申出をすることができる。この場合において、借地権者にあつては、当該借地の所有者と共同で申出をしなければならない。

一 事業計画が定められた場合 第百九十一條第二項各号に定める公告事業計画の変更の公告又は事業計画の変更の認可の公告

(を除く。)

二 事業計画の変更により新たに個別利用区が定められた場合 当該事業計画の変更の公告又は事業計画の変更の認可の公告

三 土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い個別利用区の面積が拡張された場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事

2 前項の申出は、次に掲げる要件のすべてに該当するものでなければならない。

一 当該申出をする者以外に、当該申出に係る宅地について借地権その他の土地を使用し、若しくは収益することができる権利(地役権を除く。以下「使用収益権」と総称する)を有する者又は当該宅地に存する建築物の所有者若しくは借家権者があるときは、これらの者の同意が得られていること。

二 当該申出に係る宅地の地積が、当該宅地に対応して権利交換計画において政令で定める面積(以下「基準面積」という。)以上の大規模の宅地を与えるよう定めることができるものとして規準・規約・定款又は施行規程で定める規模以上であること。

三 施行者は、第一項の申出があつた場合において、同項の期間の経過後遅滞なく、第一号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地の全部について権利交換計画において当該宅地に対応して個別利用区内の宅地が与えられるべき宅地として指定をし、第二号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地のうち一部について当該指定をし、他の宅地について申出に応じない旨を決定しなければならない。

一 権利交換計画において、第一項の申出に係る宅地の全部について当該宅地に対応して与えられるべき宅地の地積の合計が個別利用区の面積を超えないこととなるとき。

二 権利交換計画において、第一項の申出に係る宅地の全部について当該宅地に対応して与えられるべき宅地の地積の合計が個別利用区の面積を超えることとなるとき。

三 施行者は、前項の規定による指定又は決定をしたときは、速やかに、第一項の申出をして与えられるべき宅地の地積の合計が個別利用区の面積を超えることとなるとき。

四 権利交換計画において、第一項の申出に係る宅地の全部について当該宅地に対応して与えられるべき宅地の地積の合計が個別利用区の面積を超えることとなるとき。

五 権利交換計画において、第一項の申出に係る宅地の全部について当該宅地に対応して与えられるべき宅地の地積の合計が個別利用区の面積を超えることとなるとき。

ときは、速やかに、当該指定をした宅地(以下「指定宅地」という。)を公告しなければならない。

6 施行者は、第二項の規定による決定をしたときは、速やかに、その旨を公告しなければならない。

7 次条第一項の申出に係る宅地又は同項若しくは同条第三項の申出に係る建築物が存する宅地について、第五項の規定による指定宅地の公告があつたときは、同条第一項又は第三項の申出は、なかつたものとみなす。

8 施行者が第二百三十六条第一項の規定により設立された事業組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第一項の申出は、同条第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。

(権利交換を希望しない旨の申出等)

第二百三条 施行地区内の宅地(指定宅地を除く。)の所有者若しくは借地権者又は施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に権原に基づき建築物を所有する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める公告があつた日から起算して三十日以内に、施行者に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該宅地、借地権又は建築物について第一項の規定による権利の交換を希望せず、それらに代えて金銭の給付を希望し、又は当該建築物を施行地区外に移転すべき旨の申出をすることができる。

4 第一項の期間経過後六月以内に第二百六十六条の規定による権利交換計画の縦覧の開始(個人施行者が施行する防災街区整備事業における権利の交換を希望しない旨の申出をすることができる。

5 第一項第二号に掲げる場合においては、同号に定める公告があつた日から起算して三十日以内に、国土交通省令で定めるところにより、同項第一号又は第三号に掲げる場合において同項の期間内に行つた同項又は第三項の申出を撤回することができる。

三 個別利用区内の宅地又はその借地権が与えられるよう定めるべき旨の申出に応じない旨の決定があつた場合 当該決定の公

告

2 前項の宅地、借地権若しくは建築物について仮登記上の権利、買戻しの特約その他の権利の消滅に関する事項の定めの登記若しくは処理の権利若しくは帰属について争いがあるときは、それらの権利者又は争いの相手方の同意を得なければ、同項の規定による金銭の給付の希望を申し出ることができる。

6 施行者は、第二項の規定による決定をしたときは、速やかに、その旨を公告しなければならない。

7 次条第一項の申出に係る宅地又は同項若しくは同条第三項の申出に係る建築物が存する宅地について、第五項の規定による指定宅地の公告があつたときは、同条第一項又は第三項の申出は、なかつたものとみなす。

8 施行者が第二百三十六条第一項の規定により設立された事業組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第一項の申出は、同条第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。

(権利交換を希望しない旨の申出等)

第二百三条 施行地区内の宅地(指定宅地を除く。)の所有者若しくは借地権者又は施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に権原に基づき建築物を所有する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める公告があつた日から起算して三十日以内に、施行者に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該宅地、借地権又は建築物について第一項の規定による権利の交換を希望せず、それらに代えて金銭の給付を希望し、又は当該建築物を施行地区外に移転すべき旨の申出をすることができる。

4 第一項の期間経過後六月以内に第二百六十六条の規定による権利交換計画の縦覧の開始(個人施行者が施行する防災街区整備事業における権利の交換を希望しない旨の申出をすることができる。

5 第一項第二号に掲げる場合においては、同号に定める公告があつた日から起算して三十日以内に、国土交通省令で定めるところにより、同項第一号又は第三号に掲げる場合において同項の期間内に行つた同項又は第三項の申出を撤回することができる。



て関係権利者のすべての同意があつたとき。

## 二 宅地と建築物又は借地権と建築物とが同一の担保権等の登記に係る権利の目的となつており、かつ、それらのすべての権利の順位が、宅地と建築物又は借地権と建築物とにおいてそれぞれ同一であるとき。

3 借地権の設定に係る仮登記上の権利(指定宅地に係るものと除く。)があるときは、仮登記権利者が当該借地権を有する場合を除き、宅地の所有者が当該借地権を別個の権利として有するものとみなして、権利変換計画を定めなければならない。

4 宅地に関する権利又は建築物(指定宅地に存するものを除く。)に関する権利に関して争いがある場合において、その権利の存否又は帰属が確定しないときは、当該権利が存するものとして、又は当該権利が現在の名義人に属するものとして権利変換計画を定めなければならない。ただし、借地権以外の宅地(指

区内的宅地(指定宅地を除く。)の所有者に対する防災施設建築敷地の所有権が与えられるよう定めなければならない。

2 二以上の防災施設建築敷地がある場合において、各宅地(指定宅地を除く。)の所有者に与えられる防災施設建築敷地は、個別利用区

のうち建築物の敷地及び公共施設の整備に関する事業を、土地区画整理事業として施行したならば、当該各宅地につき換地と定められるべき土地の属すべき防災施設建築敷地とする。

3 一の防災施設建築敷地について二人以上の宅地(指定宅地を除く。)の所有者が所有権を与えられるときは、当該防災施設建築敷地は、各宅地の価額に応ずる割合によりこれらの者の共有に属するものとする。

4 第二百三十三条第一項の申出に係る宅地については、施行者をその宅地の所有者とみなして前三項の規定を適用する。

(**権利変換計画の決定の基準**)

第二百六条 権利変換計画は、特定防災機能を確保し、都市環境を改善するとともに、防災施設建築物、防災施設建築敷地及び個別利用区内の宅地の合理的な利用を図るように定めなければならない。

2 権利変換計画は、関係権利者間の利害の衝突に十分の考慮を払つて定めなければならない。

### (**防災施設建築敷地**)

第二百七条 権利変換計画は、一個の防災施設建築物の敷地を一筆の土地となるものとして定めなければならない。

2 一個の防災施設建築物の敷地の地積は、基

準面積以上でなければならない。

3 権利変換計画は、防災施設建築敷地に、防災施設建築物の所有を目的とする地上権が設定されるものとして定めなければならない。

4 第二百五条第一項第二号に掲げる者が取得することとなる防災施設建築物の所有を目的とする地上権の共有持分及び当該防災施設建築物の所有を目的定めることにより、その者が取得することとなる防災施設建築物の一部の位置及び床面積を勘案して定めなければならない。

第二百八条 権利変換計画においては、施行地

るよう定めなければならない。参加組合員又は特定事業参加者に対しても、同様とする。

2 前項前段に規定する者に対して与えられる防災施設建築物の一部等は、それらの者が権利を有する施行地区内の土地又は建築物の位置、地積又は床面積、環境及び利用状況とそ

れらの者に与えられる防災施設建築物の一部

の位置、床面積及び環境とを総合的に勘案し

て、それらの者の相互間に不均衡が生じない

よう、かつ、その価額と従前の価額との間

に著しい差額が生じないよう定めなければ

ならない。この場合において、二以上の防災

施設建築敷地があるときは、その防災施設建

築物の一部は、特別の事情がない限り、それ

らの者の権利に係る土地の所有者に前条第一

項及び第二項の規定により与えられることと

定められる防災施設建築敷地に建築される防

災施設建築物の一部としなければならない。

3 宅地(指定宅地を除く。)の所有者に対して

は、その者に与えられる防災施設建築敷地に

第二百二十二条第一項本文の規定により地上

権が設定されることによる損失の補償として

防災施設建築物の一部等が与えられるよう

定めなければならない。

4 権利変換計画においては、第一項又は前項の規定により与えられるよう定められる防

災施設建築物の一部等以外の防災施設建築物

の一部等は、施行者に帰属するよう定めな

ければならない。

5 権利変換計画においては、第二百三十三条第三項の申出をした者を除き、施行地区内の土地

(指定宅地を除く。)に権原に基づき建築物を

所有する者から当該建築物について借家権の

設定を受けている者(その者が更に借家権を

設定しているときは、その借家権の設定を受

けている者)に対しては、第一項の規定によ

り当該建築物の所有者に与えられることとな

る防災施設建築物の一部について、借家権が

与えられるよう定めなければならない。ただし、当該建築物の所有者が同条第一項の申出をしたときは、前項の規定により施行者に帰属することとなる防災施設建築物の一部について、借家権が与えられるよう定めなければならない。

### (**個別利用区内の宅地等**)

第二百十条 権利変換計画においては、指定宅地の所有者はその使用収益権を有する者に

対しては、それぞれ個別利用区内の宅地又はその使用収益権が与えられるよう定めなければならない。

2 個別利用区内の各宅地の地積は、基準面積以上でなければならない。

3 指定宅地の所有者に対して与えられる個別利用区内の宅地は、それらの者が所有する指

定宅地の相互の位置関係、地積、環境、利用

状況等と当該指定宅地に対応して与えられる

こととなる個別利用区内の宅地の相互の位置

関係、地積、環境、利用状況等ができる限り

照応し、かつ、その価額と従前の価額との間

に著しい差額が生じないよう定めなければならない。

4 権利変換計画においては、第一項の規定により与えられるよう定められる宅地以外の

個別利用区内の宅地は、施行者に帰属するよ

うに定めなければならない。

5 指定宅地の使用収益権を有する者に対して与えられる個別利用区内の宅地の使用収益権

は、従前の使用収益権の目的である指定宅地の所有者に対して与えられることとなる個別

利用区内の宅地の上に存するものとして定めなければならない。

### (**担保権等の登記に係る権利**)

第二百十一条 施行地区内の宅地(指定宅地を除く。)若しくはその借地権又は施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に権原に基づき所有される建築物について担保権等の登記に係る権利が存するときは、権利変換計画において

は、当該担保権等の登記に係る権利は、その権利の目的たる宅地に対応して与えられるものとして定められた防災施設建築物の一部等に係る権利又はその権利の目的たる借地権若しくは建築物に対応して与えられるものとして定められた防災施設建築物の一部等の共有持分若しくは防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは防災施設建築物の一部等に関する権利又はその権利の目的たる借地権若しくは建築物に対応して与えられるものとして定められた防災施設建築物の一部等のとして定められた防災施設建築物の一部等に係る権利の上に存するものとして定めなければならない。この場合において、借地権の設定に係る仮登記上の権利は、当該借地権に對応して与えられる権利につき、当該仮登記に基づく本登記がされるための条件が成就することを停止条件とする当該対応して与えられる権利の移転請求権として定めなければならない。

前項の場合において、関係権利者間の利害の平衡を図るため必要があるときは、施行者は、当該存するものとして定められる権利につき、これらの者の意見を聽いて、必要な定めをすることができる。

指定宅地又はその使用収益権について担保権等の登記に係る権利が存するときは、権利変換計画においては、当該担保権等の登記に係る権利は、その権利の目的たる指定宅地又はその使用収益権に對応して与えられるものとして定められた個別利用区内の宅地又はその使用収益権の上に存するものとして定めなければならない。

(床面積が過小となる防災施設建築物の一部の処理)

第二百二十二条 権利変換計画を第二百六条第一項の基準に適合させるため特別な必要があるときは、第二百九条第二項又は第三項の規定によれば床面積が過小となる防災施設建築物の一部の床面積を増して適正なものとすることができる。この場合においては、必要な限度において、これらの規定によれば床面積が大で余裕がある防災施設建築物の一部の床面積を減ずることができる。

2 行施者は、前項の過小な床面積の基準を定めようとするときは、権利交換計画の決定又は変更に先立つて、政令で定める基準に従い、審査委員の過半数の同意を得、又は防災街区整備審査会の議決を経て定めなければならない。この場合において、防災街区整備審査会の議決は、第百八十七条第四項第一号（第百九十条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる委員の過半数を含む委員の過半数の賛成によつて決する。

3 権利交換計画においては、前項の規定により床面積の基準が定められたときは、当該基準に照らし床面積が著しく小である防災施設建築物の一部又はその防災施設建築物の一部についての借家権が与えられることとなる者に対しても、第二百九条並びに前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、防災施設建築物の一部等又は借家権が与えられないよう規定することができる。

(床面積が過小となる防災施設建築物の一部  
の使用収益権の上に存するものとして定めな  
ければならない。  
指定宅地又はその使用収益権について担保  
権等の登記に係る権利が存するときは、権利  
変換計画においては、当該担保権等の登記に  
係る権利は、その権利の目的たる指定宅地又  
はその使用収益権に対応して与えられるもの  
として定められた個別利用区内の宅地又はそ  
の使用収益権の上に存するものとして定めな  
ければならない。

2  
第二百八条第三項の割合の基準となる宅地の価額は、当該宅地に関する所有権以外の権利が存しないものとして、前項の規定を適用して算定した相当の価額とする。  
(防災施設建築敷地及び個別利用区内の宅地等の価額等の概算額の算定基準)  
第二百四十四条 権利変換計画においては、第二百五条第一項第四号、第九号、第十四号又は第十五号の概算額は、国土交通省令で定めるところにより、防災街区整備事業に要する費

用及び基準日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍類似の土地若しくは近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額を基準として定めなければならない。

(公共施設の用に供する土地の帰属に関する定め)

第二百五十五条 権利交換計画においては、防災街区整備事業により從前の公共施設に代えて設置される新たな公共施設の用に供する土地は、従前の公共施設の用に供される土地の所有者が国であるときは國に、地方公共団体であるときは当該地方公共団体に帰属し、その他的新たな公共施設の用に供する土地は、当該公共施設を管理すべき者(その者が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務(以下単に「第一号法定受託事務」という))として当該公共施設を管理する地方公共団体であるときは、國に帰属するよう定めなければならない。

(権利交換計画の縦覧等)

第二百六十六条 個人施行者以外の施行者は、権利交換計画を定めようとするときは、権利交換計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。この場合においては、あらかじめ、縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するとともに、施行地区内の土地又は土地に定着する物件に關し権利を有する者及び参加組合員又は特定事業參加者にこれら的事項を通知しなければならない。

2 施行地区内の土地又は土地に定着する物件に關し権利を有する者及び参加組合員又は特定事業參加者は、縦覧期間内に、権利交換計画について施行者に意見書を提出することができる。

3 施行者は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認める

ときは権利交換計画に必要な修正を加え、その意見書に係る意見を採択すべきでないと認めるときはその旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

4 施行者が権利交換計画に必要な修正を加えたときは、その修正に係る部分について更に前三項に規定する手続を行わなければならぬ。ただし、その修正が国土交通省令で定める軽微なものであるときは、その修正部分に係る者にその内容を通知することをもつて足りる。

5 前各項の規定は、権利交換計画を変更する場合(国土交通省令で定める軽微な変更をする場合を除く。)について準用する。

(審査委員及び防災街区整備審査会の関与)

第二百七十七条 施行者は、権利交換計画を定め、又は変更しようとするとき(国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、審査委員の過半数の同意を得、又は防災街区整備審査会の議決を経なければならない。この場合においては、第二百二十二条第二項後段の規定を準用する。

2 前項の規定は、前条第二項の意見書の提出があつた場合において、その採否を決定するときについて準用する。

(価額についての裁決申請等)

第二百八十八条 第二百五十五条第一項第三号、第八号、第十六号又は第十七号の価額について第二百六十六条第三項の規定により同条第二項の意見書を採択しない旨の通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して三十日以内に、収用委員会にその価額の裁決を申請することができる。

3 行を停止しない。

2 前項の規定による裁決の申請は、事業の進

土地収用法第九十四条第三項から第八項まで、第二百三十三条及び第二百三十四条の規定は、第一項の規定による収用委員会の裁決及びその裁決に不服がある場合の訴えについて



ものとする。

2 収用委員会は、前項の規定による補償を受けるべき者に対し第二百八条第一項の規定による裁決をする場合において、その裁決で定められた価額が前項に規定する相当の価額として施行者が支払った額を超えるときは、次に掲げる額の合計額を支払うべき旨の裁決を併せてしなければならない。

一 その差額につき基準日から権利交換計画公告の日までの前項に規定する物価の変動に応ずる修正率を乗じて得た額及び権利交換計画公告の日から権利交換期日までの間の同項に規定する利息

二 前号の額につき権利交換期日後その支払いを完了する日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合による過怠金

3 土地収用法第九十四条第十項から第十二項までの規定は、前項の裁決に関し、第二百十八条第三項の規定による訴えの提起がなかつた場合について準用する。

第二百二十七条 都市再開発法第九十二条の規定は前条に規定する補償金(利息を含む。)及び過怠金(以下この条において「補償金等」という。)の支払に代えて行う供託について、同法第九十三条の規定は供託された補償金等について、同法第九十四条の規定は補償金等の支払の対象となる権利について差押さえ又は仮差押さえがある場合について準用する。この場合において、同法第九十二条第三項中「第七

十三条第四項」とあるのは「密集市街地整備法第二百五十四条第一項」と、同法第九十四条第一項中「第九十一条第一項」とあるのは「密集市街地整備法第二百二十六条第二項」と読み替えるものとする。

第四目 土地の明渡し等

(占有の継続)

第二百二十九条 権利交換期日において第二百二十九条の規定により失った権利に基づき施行地区内の土地又は建築物を占有していた者及びその承継人は、第二百三十二条第一項の規定により施行者が通知した明渡しの期限までは、従前の用法に従い、その占有を継続することはできる。ただし、第二百九十七条の規定により施行者が通知した明渡しの期限までは、従前の用法に従い、その占有を継続することはできない。

(工事のための施行地区内の土地の使用)

第二百二十九条 施行者は、権利交換期日以後防災街区整備事業に係る工事のため必要があるときは、新たに施行地区内の土地について権利を有することとなつた者の同意を得ることなく、当該土地を使用することができる。

(個別利用区内の宅地の使用収益の停止)

第二百三十条 権利交換期日以後個別利用区内の宅地又はその使用収益権を取得した者は、

第二百四十四条第一項の公告があるまでは、当該宅地について使用し、又は収益することができる。ただし、第二百二十八条本文の規定により当該宅地の占有を継続することができる場合は、この限りでない。

(土地の明渡し)

第二百三十二条 施行者は、権利交換期日以後防災街区整備事業に係る工事のため必要があるときは、施行地区内の土地又は当該土地に

存する物件を占有している者に対し、期限を定めて、土地の明渡しを求めることができる。ただし、第二百二十八条本文の規定により前指定宅地であった土地を占有している者又は当該土地に存する物件を占有している者に対する明渡しの請求をするまでは、土地の明渡しを求めることができない。

2 前項の規定による明渡しの期限は、同項の請求をした日の翌日から起算して三十日の期間経過後の日でなければならない。

3 第二項の規定による明渡しの請求があつた

土地(従前指定宅地であつた土地を除く。)又は当該土地に存する物件を占有している者は、明渡しの期限までに、施行者に土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。ただし、第二百二十六条第一項又は次条第三項の規定による支払がないときは、この限りでない。

4 第二項の規定による明渡しの請求があつた土地(従前指定宅地であつた土地に限る。)又は当該土地に存する物件を占有している者は、明渡しの期限までに、施行者に土地を引き渡し、又は物件を移転し、若しくは除却しないと定めなければならない。ただし、第二百二十六条第一項による支払がないときは、この限りでない。

5 第二百二十八条本文の規定により建築物を占有する者が施行者に当該建築物を引き渡す場合において、当該建築物に、第二百九十七条の承認を受けないで改築、増築若しくは大修繕が行われ、又は物件が付加増置された部分があるときは、第二百二十二条第二項の規定により当該建築物の所有権を失つた者は、当該部分又は物件を除却して、これを取得することができる。

6 第二項に規定する処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

(土地の明渡しに伴う損失補償)

第二百三十二条 施行者は、前条の規定による土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転若しくは除却により同条第一項の土地の占有者及び物件に係る権利を有する者が通常受ける損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償額については、施行者と前条第一項の土地の占有者又は物件に関する権利を有する者が協議しなければならない。

3 施行者は、前条第二項の明渡しの期限までに第一項の規定による補償額を支払わなければならぬ。この場合において、その期限までに前項の協議が成立していないときは、審査委員の過半数の同意を得、又は防災街区整備審査会の議決を経て定めた金額を支払わなければならぬものとし、その議決については、第二百二十二条第二項後段の規定を準用する。

2 第二項の規定による協議が成立しないときは、損失を受けた者は、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による補償額の裁決を申請することができる。

3 第二百二十九条第二項及び第三項並びに第二百二十六条第二項及び第三項の規定並びに都市再開発法第九十二条第二項及び第九十三条の規定は、第二項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同法第九十二条第三項中「第七十三条第四項」とあるのは、「密集市街地整備法第二百五十四条第四項本文」と第四項の場合において次の各号のいずれかに該読み替えるものとする。

4 第二百三十三条 第二百三十一條第三項又は第二百三十二条第三項及び代行及び代執行の規定により当該建築物の所有権を失つた者は、当該部分又は物件を除却して、これを取得することができる。

5 第二百三十三条 第二百三十一條第三項又は第二百三十二条第三項及び代行及び代執行の規定により当該建築物の所有権を失つた者は、当するときは、市町村長は、施行者の請求により、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転し、若しくは除却すべき者に代わって、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転し、若しくは除却しなければならない。

6 第二項に規定する処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

(土地の明渡しに伴う損失補償)

第二百三十二条 施行者は、前条の規定による土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転し、若しくは除却すべき者がその責務に帰することができない理由によりその義務を履行することができないとき。

2 施行者が過失がなくて土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転し、若しくは除却すべき者を確定することができないとき。

3 第二百三十三条第三項又は第四項の場合において土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転し、若しくは除却すべき者がその義務を履行しないとき、履行しても十分でない

ができる。

#### 特定防災施設建築物の敷地等の譲渡)

第二百三十九条 特定建築者は、特定防災施設建築物の建築工事を完了したときは、速やかに、その旨を施工者に届け出なければならない。

とき、又は履行しても明渡しの期限までに完了する見込みがないときは、都道府県知事は、施工者の請求により、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)に定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

3 前項の場合において、都道府県知事は、義務者及び施工者にあらかじめ通知した上で、当該代執行に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、義務者が施工者から受けるべき前条第一項の補償金を義務者に代わって受けることができる。

4 施工者が前項の規定に基づき補償金の全部又は一部を都道府県知事に支払った場合においては、この法律の適用については、施工者が都道府県知事に支払った金額の限度において、前条第一項の補償金を支払つたものとみなす。

#### (費用の徵収)

第一百三十四条 市町村長は、前条第一項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転し、若しくは除却するに要した費用を第二百三十一條第三項又は第四項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転し、若しくは除却すべき者から徵収するものとする。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により市町村長が費用を徵収する場合について準用する。

3 市町村長は、第一項に規定する費用を前項において準用する前条第三項の規定により徵収することができないとき、又は徵収することが適当でないと認めるときは、第一項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額並びに納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。

4 市町村長は、前項の規定により通知を受けた者が同項の規定により納付すべき金額を経過しても同項の規定により納付すべき金額を

完納しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

5 前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに第三項の規定により納付すべき金額を納付しないときは、市町村長は、国税滞納処分の例によつて、これを徵収することができます。この場合における徵収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

#### (第五目 防災施設建築物の建築等の特例)

(施工者以外の者による防災施設建築物の建築)

第二百三十五条 施工者は、防災施設建築物(権利変換計画において施工者以外の第二百五条第一項第二号に掲げる者及び参加組合員又は特定事業参加者(次項において「権利床等取得者」という。)がその全部を取得するよう定められたものを除く。)の建築を他の者に行わせることができる。

2 前項の規定により防災施設建築物の建築を施工者以外の者に行わせるときは、権利変換計画においてその旨及び防災施設建築物(権利変換計画において権利床等取得者が取得するよう定められた部分を除く。)の全部又は一部のうち防災施設建築物の建築を行う者(以下「特定建築者」という。)に取得させるものを定めなければならない。

3 施工者は、前項の規定により特定建築者を決定するときは、あらかじめ、都道府県又は公団等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)にあつては国土交通大臣の、個人施工者、事業組合、事業会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事の承認を受けなければならない。

(建築計画等の提出)

第二百三十七条 特定建築者となろうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、施工者に特定防災施設建築物の建築計画並びに管理及び処分に関する計画を提出しなければならない。

(特定防災施設建築物の建築等)

第二百四十二条 施工者は、特定建築者が建築計画に従つて特定防災施設建築物を建築しなかつた場合においては、その者を特定建築者とする決定を取り消すことができる。

2 施工者は、前項の規定により同項の決定を取り消した場合には、特定建築者及び特定防災施設建築物の敷地又は当該敷地に存する物件を占有している者に対し、相当の期限を定めて、当該敷地の明渡しを求めることができる。

3 前項の規定により明渡しの請求があつた特定建築者及び特定防災施設建築物の敷地又は当該敷地に存する物件を占有している者は、引

き渡し、又は物件を移転しなければならない。

2 特定建築者は、前項の通知を受けたときは、建築計画に従つて特定防災施設建築物を建築しなければならない。

3 前項の場合においては、特定建築者は、当該特定防災施設建築物の敷地を使用すること

4 施行者は、第一項の規定により同項の決定

を取り消した場合においては、新たに特定建築者を決定するときを除き、自ら当該特定防災施設建築物の建築を行わなければならぬ。

5 第二百三十六条第三項の規定は第一項の規定により同項の決定を取り消す場合について、第二百三十三条第一項及び第二項並びに第二百三十四条（第二項を除く。）の規定は第三項の場合について準用する。

6 施行者は、特定建築者に対する報告、勧告等

第一項の規定により同項の決定を取り消す場合について、第二百三十三条第一項及び第二項並びに第二百三十四条（第二項を除く。）の規定は第三項の場合について準用する。

7 第二百三十六条第三項の規定は第一項の規定により同項の決定を取り消す場合について、第二百三十三条第一項及び第二項並びに第二百三十四条（第二項を除く。）の規定は第三項の場合について準用する。

#### （防災施設建築物に関する登記）

第二百四十五条 施行者は、防災施設建築物の建築工事が完了したときは、遅滞なく、防災施設建築物及び防災施設建築物に関する権利について必要な登記を申請し、又は嘱託しなければならない。

2 防災施設建築物に関する権利については、前項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができない。

3 借家条件の協議及び裁定

第二百四十六条 権利交換計画において防災施設建築物の一部等が与えられるよう定められた者と当該防災施設建築物の一部について

第二百四十七条 施行者は、防災街区整備事業の工事が完了したときは、速やかに、当該事業に要した費用の額を確定するとともに、国土交通省令で定めるところにより、その確定

2 第二百四十四条第二項の公告の日までに前項の規定による協議が成立しないときは、施行者は、当事者の一方又は双方の申立てに基づき、審査委員の過半数の同意を得、又は防災街区整備審査会の議決を経て、次に掲げる事項について裁定することができる。この場合においては、第二百十二条第二項後段の規定を準用する。

3 貸借の目的

第二百四十四条第二項の規定による協議が成立しないときは、施行者は、当事者の一方又は双方の申立てに基づき、審査委員の過半数の同意を得、又は防災街区整備審査会の議決を経て、次に掲げる事項について裁定することができる。この場合においては、第二百十二条第二項後段の規定を準用する。

4 第二項の規定による裁定が成立したときは、施行者は、前項の規定による裁定をするところにおいては、その地方法における一般の慣行を考慮して定めなければならない。

5 施行者は、防災施設建築物の建築工事が完了したときは、速やかに、その旨を、公告するとともに、第二百二十二条第二項又は第五項の規定により当該宅地又はその使用収益権を取得した者に通知しなければならない。

6 施行者は、防災施設建築物の建築工事が完了したときは、速やかに、その旨を、公告するとともに、第二百二十二条第二項又は第五項の規定により当該防災施設建築物に関する権利を取得する者に通知しなければならない。

項は、国土交通省令で定める。

6 第二項の裁定に不服がある者は、その裁定があつた日から起算して六十日以内に、訴えをもってその変更を請求することができる。

7 前項の訴えにおいては、当事者の他の方を被告としなければならない。

（防災施設建築物の一部等の価額等の確定）

第二百四十七条 施行者は、防災街区整備事業の工事が完了したときは、速やかに、当該事業に要した費用の額を確定するとともに、国土交通省令で定めるところにより、その確定

2 第二百三十五条第三項の規定により特定建築者が特定防災施設建築物の一部を取得する場合においては、施行者は、特定建築者が取

得する部分以外の部分に係る特定防災施設建築物の整備に要した費用の額を国土交通省令で定めるところにより確定し、当該費用の額

と第二百三十九条第二項の規定による譲渡の対価の額とに差額があるときは、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。

3 清算金の供託及び物上代位についての都市再開発法の準用

第二百四十九条 都市再開発法第百五条の規定

は、前条第一項に規定する宅地、使用収益権又は建築物が先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記若しくは買戻しの特約の登記に係る権利の目的となつていた場合について準用する。

4 第二項の規定による裁定が成立したときは、施行者は、前項の規定による裁定をするところにおいては、その地方法における一般の慣行を考慮して定めなければならない。

5 第二項の規定による裁定が成立したときは、施行者は、前項の規定による裁定をするところにおいては、その地方法における一般の慣行を考慮して定めなければならない。

6 施行者は、防災施設建築物の建築工事が完了したときは、速やかに、その旨を、公告するとともに、第二百二十二条第二項又は第五項の規定により当該宅地又はその使用収益権を取得した者に通知しなければならない。

7 前項の規定により当該防災施設建築物に関する権利を取得する者に通知しなければならない。

第二百四十八条 前条第一項の規定により確定した防災施設建築敷地若しくはその共有持分、防災施設建築物の一部等又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権の価額とこれら権利を取得した者がこれらに応する

権利として有していた施行地区内の宅地、使用収益権又は建築物の価額とに差額があるときには、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。同項の規定により確定した防災施設建築敷地の地代の額と第二百二十二条第一項ただし書の規定により支払った地代の概算額とに差額があるときも、同様とする。

（清算金の徴収）

第二百五十条 第二百四十八条第一項の規定により徴収すべき清算金は、権利交換計画で定めるところにより、利子を付して分割して徴収することができる。

2 個人施行者以外の施行者は、第二百四十八條第一項の規定により徴収すべき清算金（前項の規定により利子を付したときは、その利

（清算）

2 施行者は、防災施設建築物の建築工事が完了したときは、速やかに、その旨を、公告するとともに、第二百二十二条第二項又は第五項の規定により当該宅地又はその使用収益権を取得した者に通知しなければならない。

3 前項の規定により当該防災施設建築物に関する権利を取得する者に通知しなければならない。

4 第二項の規定による裁定が成立したときは、施行者は、前項の規定による裁定をするところにおいては、その地方法における一般の慣行を考慮して定めなければならない。

5 第二項の規定による裁定が成立したときは、施行者は、前項の規定による裁定をするところにおいては、その地方法における一般の慣行を考慮して定めなければならない。

6 施行者は、防災施設建築物の建築工事が完了したときは、速やかに、その旨を、公告するとともに、第二百二十二条第二項又は第五項の規定により当該宅地又はその使用収益権を取得した者に通知しなければならない。

7 前項の規定により当該防災施設建築物に関する権利を取得する者に通知しなければならない。



及び変更を生じる。

5 前項の規定による借地権の設定について  
は、地方自治法第二百三十八条の四第一項及  
び国有財産法第十八条第一項の規定は、適用  
しない。

6 第一項の場合におけるこの法律の適用につ  
いての必要な技術的読替えは、政令で定め  
る。

(指定宅地の権利者のすべての同意を得た場  
合の特則)

第二百五十六条 施行者は、権利変換期日に生  
ずべき権利の変動その他権利変換の内容につ  
き、指定宅地又はこれに存する物件に関し権  
利を有する者のすべての同意を得たとき(次  
条第一項前段に規定する場合を除く。)は、第  
二百五十五条第二項の規定は、前項の場

合における権利変換計画について準用する。

2 第二百五十五条第二項の規定は、前項の場  
合における権利変換計画について準用する。  
3 第一項の規定により権利変換計画を定めた  
場合においては、第二百二十二条、第二百二  
十二条(第四項を除く。)、第二百二十三條及  
び第二百二十四条の規定にかかわらず、権利  
変換計画で定めるところにより、権利変換期  
日において第一項に規定する者について権利  
の得喪及び変更を生じる。

4 第二百五十五条第五項の規定は、前項の規  
定による借地権の設定について準用する。

5 第一項の場合におけるこの法律の適用につ  
いての必要な技術的読替えは、政令で定め  
る。

### 第三款 個人施行者等の事業の代行

#### (事業代行開始の決定)

第二百五十八条 都道府県知事は、防災街区整  
備事業について、個人施行者、事業組合又は  
事業会社の事業の現況その他の事情により個

3 第一項の規定により権利変換計画を定めた  
場合においては、第二百二十二条第一項(指  
定宅地に係る部分に限る。)、第二百二十三條  
及び第二百二十四条第二項の規定にかかわら  
ず、権利変換計画で定めるところにより、権  
利変換期日において第一項に規定する者につ  
いて権利の得喪及び変更を生じる。

(施行地区内の権利者等のすべての同意を得  
た場合の特則)

第二百五十七条 施行者は、権利変換期日に生  
ずべき権利の変動その他権利変換の内容につ  
き、施行地区内の宅地又は物件に関し権利を  
有する者及び参加組合員又は特定事業参加者  
のすべての同意を得たときは、第二百五十五条第

二項から第四項まで、第二百七条第一項、第  
三項及び第四項、第二百八条、第二百九条、第  
二百十条第三項から第五項まで、第二百十  
一条、第二百十三条並びに第二百十四条の規  
定によらないで、権利変換計画を定めること  
ができる。この場合においては、第二百十六  
条、第二百四十六条、第二百四十七条、第二  
百五十二条第一項の規定は、適用しない。

2 第二百五十五条第二項の規定は、前項の場  
合における権利変換計画について準用する。

3 第一項の規定により権利変換計画を定めた  
場合においては、第二百二十二条、第二百二  
十二条(第四項を除く。)、第二百二十三條及  
び第二百二十四条の規定にかかわらず、権利  
変換計画で定めるところにより、権利変換期  
日において第一項に規定する者について権利  
の得喪及び変更を生じる。

4 第二百五十五条第五項の規定は、前項の規  
定による借地権の設定について準用する。

5 第一項の場合におけるこの法律の適用につ  
いての必要な技術的読替えは、政令で定め  
る。

(事業代行終了の公告)

第二百六十二条 事業代行者は、個人施行者、  
事業組合又は事業会社の事業の継続が困難と  
なるおそれがなくなったとき、又は第二百四  
十五条第一項の規定による登記が完了したと  
きは、都道府県知事にあつては事業代行を終  
了する旨を公告し、市町村長にあつてはその  
旨を都道府県知事に通知しなければならな  
い。

第二百六十三条 防災街区整備事業に要する費  
用は、施行者の負担とする。ただし、第二百  
三十五条第一項の規定により施行者以外の者  
が防災施設建築物の建築を行う場合の建築に  
要する費用は当該施行者以外の者、第二百  
四十三条の規定により公共施設の管理者又は  
管理者となるべき者に公共施設の工事を行わ  
せる場合の工事に要する費用は当該管理者又  
は管理者となるべき者の負担とする。

#### (費用の負担)

第二百六十三条 防災街区整備事業に要する費  
用は、施行者の負担とする。ただし、第二百  
三十五条第一項の規定により施行者以外の者  
が防災施設建築物の建築を行う場合の建築に  
要する費用は当該施行者以外の者、第二百  
四十三条の規定により公共施設の管理者又は  
管理者となるべき者に公共施設の工事を行わ  
せる場合の工事に要する費用は当該管理者又  
は管理者となるべき者の負担とする。

#### (費用の負担等)

第二百六十三条 防災街区整備事業に要する費  
用は、施行者の負担とする。ただし、第二百  
三十五条第一項の規定により施行者以外の者  
が防災施設建築物の建築を行う場合の建築に  
要する費用は当該施行者以外の者、第二百  
四十三条の規定により公共施設の管理者又は  
管理者となるべき者に公共施設の工事を行わ  
せる場合の工事に要する費用は当該管理者又  
は管理者となるべき者の負担とする。

に規定する防災施設建築物の一部」と、同条  
第二項中「第百一条第一項」とあるのは「密集  
市街地整備法第二百四十五条第一項」と読み  
替えるものとする。

#### (費用の負担)

第二百六十四条 公團等は、公團等が施行する  
防災街区整備事業の施行により利益を受ける  
地方公共團体に対し、その利益を受ける限度  
において、その防災街区整備事業に要する費  
用の一部を負担することを求めることができる。

第二百六十四条 公團等は、公團等が施行する  
防災街区整備事業の施行により利益を受ける  
地方公共團体に対し、その利益を受ける限度  
において、その防災街区整備事業に要する費  
用の一部を負担することを求めることができる。

第二百六十五条 施行者は、防災街区整備事業  
の施行により整備されることとなる重要な防  
災公共施設その他の公共施設で政令で定める  
ものの管理者又は管理者となるべき者に対  
し、当該公共施設の整備に要する費用の全部  
又は一部を負担することを求めることができ

(事業代行の開始を決定する  
準用)

第二百六十二条 都市再開発法第百六十六条及び  
第一百八十八条の規定は、事業代行をされた事業  
組合の債務について準用する。この場合にお  
いて、同条第一項中「施設建築物の一部」とあ  
るの「密集市街地整備法第二百四十五条第一項」と  
あるのは「密集市街地整備法第二百四十五条第一項」と読み  
替えるものとする。

#### (費用の負担については、

前項の規定による費用の負担については、

前項の規定による費用の負担については、

あらかじめ、個人施行者、事業組合又は事業会社が施行する防災街区整備事業にあつては、当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者の承認を得、その他の防災街区整備事業にあつては当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者と協議し、その者が負担すべき費用の額を事業計画において定めておかなければならない。

<sup>(資金の調達等)</sup>  
第二百六十六条 国及び地方公共団体は、施行者に対し、防災街区整備事業に必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

第五款 雜則

者等の責務)  
第二百六十七条 施行者は、施行地区内の建築物の借家権者の居住の安定の確保に努めなければならない。  
国及び地方公共団体は、施行地区内の建築物の借家権者の居住の安定の確保を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。  
(報告、勧告等)

**第二百六十八条** 国土交通大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県知事は個人施行者、事業組合、事業会社又は市町村に対し、市町長は個人施行者、事業組合又は事業会社に對し、それぞれその施行する防災街区整備事業に關し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する防災街区整備事業の施行の

2 都道府県知事は、個人施行者、事業組合又は事業会社に対し、防災街区整備事業の施行の促進を図るために必要な措置を命ずることができること

第二百六十九条 都道府県知事は、個人施行者

査をしなければならない。

の施行する防災街区整備事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の处分又は規準、規約、事業計画若しくは権利交換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認めるときは、当該個人施行者に対し、その違反を是正するため必要な限度において、当該個人施行者のした処分の取消し、変更若しくは停止又は当該個人施行者のした工事の中止若しくは変更その他の必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、個人施行者が前項の規定による命令に従わないときは、権利交換期日前に限り、当該個人施行者に対する防災街区整備事業の施行の認可を取り消すことができる。

3 一都道府県知事は、前項の規定により認可を取り消したときは、速やかに、その旨を公告しなければならない。

(事業組合に対する監督)  
第二百七十九条 都道府県知事は、事業組合の施

行する防災街匡整備事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは権利交換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、当該事業又は会計の状況を検査することができる。

2 都道府県知事は、事業組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、当該事業組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の处分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは権利変換計画に違反する疑いがあることを理由として当該事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その検

査をしなければならない。

合員から総代の解任の請求があつた場合にお

7 いて、事業組合がこれを組合員の投票に付さないときも、同様とする。

に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。

**(事業会社に対する監督)**  
第二百七十七条 都道府県知事は、事業会社の施行する防災街区整備事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政の处分又は規準、事業計画若しくは権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、当該事業又は会計の状況を検査することができる。

有権又は借地権を有するすべての者の十分の一以上の同意を得て、当該事業会社の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政の処分又は規準、事業計画若しくは権利交換計画に違反する疑いがあることを理由として当該事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その検査をしなければならない。この場合には、都市再開発法第百二十五

3 条の二第二項後段の規定を準用する。  
都道府県知事は、前二項の規定により検査を行つた場合において、事業会社の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の处分又は規準、事業計画若しくは権利交換計画に違反していると認めるときは、当該事業会社に対し、その違反を是正するため必要

な限度において、当該事業会社のした処分の

取消し、変更若しくは停止又は当該事業会社のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

4 都道府県知事は、事業会社が前項の規定による命令に従わないときは、権利交換期日前に限り、当該事業会社に対する防災街区整備事業の施行の認可を取り消すことができる。

5 都道府県知事は、前項の規定により認可を取り消したときは、速やかに、その旨を公告しなければならない。

6 事業会社は、前項の公告があるまでは、認可の取消しによる防災街区整備事業の廃止をもって第三者に対抗することができない。

(都道府県及び市町村に対する是正の要求)

第二百七十二条 國土交通大臣は都道府県に対し、都道府県知事は市町村に対し、これらの法律又はこれに基づく國土交通大臣若しくは都道府県知事の処分に違反していると認める者が施行者として行う処分又は工事が、この法律又はこれに基づく國土交通大臣若しくは都道府県知事の処分に違反していると認めるときは、防災街区整備事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、その処分の取消し、変更若しくは停止又はその工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 國土交通大臣は、市町村に対し、その施行取消し、変更若しくは停止又はその工事の中止若しくは停止又は工事が、この法律又はこれに基づく都道府県知事の処分に違反していると認める場合は、防災街区整備事業の施行の緊急を要するところにおいて、緊急を要すると認めると認めるときは、防災街区整備事業の施行のため必要な限度において、その処分の取消し、変更若しくは停止又はその工事の中止若しくは停止又は工事を講ずべきことを求めることができる。

2 都道府県又は市町村は、前二項の規定による要求を受けたときは、当該処分の取消し、変更若しくは停止又はその工事の中止若しくは停止又は工事を講じなければならない。

ない。

(技術的援助の請求)

第二百七十三条 個人施行者若しくは事業会社となるうとする者、事業組合又は事業会社を設立しようとする者は都道府県知事及び市町

村長に対し、個人施行者、事業組合又は事業会社は市町村長に対し、防災街区整備事業の施行の準備又は施行のために、それぞれ防災街区整備事業に関し専門的知識を有する職員

の技術的援助を求めることができる。

(処分、手続等の効力)

第二百七十四条 防災街区整備事業の施行に係る土地又はその土地に存する建築物等その他の物件について権利を有する者の変更があつたときは、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は規準、規約、定款若しくは施行規程の規定により前回のこれららの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれららの者に対する処分、手続その他の行為は、新たにこれららの者となつた者に対するしたものとみなす。

(土地の分割及び合併)

第二百七十五条 施行者は、防災街区整備事業の施行のために必要があるときは、所有者に代わって土地の分割又は合併の手続をすることができる。

2 施行者は、一筆の土地が施行地区の内外又は二以上の工区にわたる場合において、権利交換手続開始の登記を申請し、又は嘱託をするときはあらかじめ、その土地の分割の手続をしなければならない。

(不動産登記法の特例)

第二百七十六条 施行地区内の土地及びこれに存する建物の登記については、政令で、不動産登記法の特例を定めることができる。

(建物の区分所有等に関する法律の特例等)

第二百七十七条 施行者は、政令で定めるところにより、公団等(市のみが設立した地方住

宅供給公社を除く)にあつては國土交通大臣の、個人施行者、事業組合、事業会社又は市ののみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事の認可を受け、都道府県にあつては國土交通大臣に、市町村にあつては都道府県知事に協議し、その同意を得て、防災施設建築物及び防災施設建築敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、

府県知事に協議し、その同意を得て、防災施設建築物及び防災施設建築敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、

都道府県知事に協議し、その同意を得て、防災施設建築物及び防災施設建築敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、

信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で差し出されたときは、送付に要し

た日数は、期間に算入しない。

2 前項の文書は、その提出期間が経過した後においても、容認すべき理由があるときは、受理することができる。

第七章 防災都市施設の整備のための特別の措置

(防災都市施設の施行予定者等)

第二百八十二条 防災都市施設に関する都市計画について、都市計画法第十二条第二項に定める事項のほか、國の機關又は地方公共団体のうちから、当該防災都市施設に関する都市計画事業の施行予定者(以下この章において「施行予定者」という。)を定めることができるものと定めなければならない。

2 施行予定者を定める防災都市施設に関する都市計画の案については、当該施行予定者の変更の案についても、同様とする。

3 施行予定者が定められた防災都市施設に関する都市計画は、これを変更して施行予定者を定めなければならないものとすることができる。

4 期間満了日は、施行予定者を定める防災都市施設に関する都市計画の決定又は防災都市施設に関する都市計画に施行予定者を定める

都市計画の変更に係る都市計画法第二十条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む)の規定による告示の日から起算して五年を超えてはならない。

(施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域についての特例)

第二百八十二条 施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域については、期間満

了日までは、都市計画法第五十三条から第五十七条までの規定は適用せず、次条から第二百八十六条までに定めるところによる。

**第二百八十三条 施行予定者が定められている建築物の制限**

防災都市計画施設の区域内において、建築物の建築を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの  
二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

**三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為**

これに準ずる行為として政令で定める行為又は前項の規定は、都市計画法第六十五条第一項に規定する告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。

**3 都市計画法第四十二条第二項 第七十九条、第八十一条及び第八十二条の規定**

一項の規定による許可及び建築の制限について準用する。この場合において、同法第四十二条第二項「前項ただし書」とあるのは「密集市街地整備法第二百八十三条第一項本文」と、同法第八十一条第一項第一号及び第二号中「この法律若しくはこの法律」とあるのは「密集市街地整備法第二百八十三条若しくは同条の規定」と、同項から同条第三項まで及び同法第八十二条第一項中「国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市等の長」とあり、及び「国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第八十一条第一項中「建築物その他」の工作物若しくは物件(以下この条において「工作物等」という。)とあり、並びに同項第一号及び同条第四項中「工作物等」とあるのは「建築物」と読み替えるものとする。

(土地建物等の有償譲渡及び買取りについて)

第一類第十号 國土交通委員会議録第二十五号 平成十五年五月二十七日 の都市計画法の準用)

**第二百八十四条 都市計画法第五十二条の三の規定は、施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内の土地又は土地及びこれに定着する建築物等の有償譲渡及び当該施行予定者による買取りについて準用する。この場合において、同条第一項中「市街地開発事業等予定区域に関する都市計画についての第十二条第一項(第二十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による告示」とあるのは、「密集市街地整備法第二百八十二条の三の規定による告示」と読み替えるものとする。**

**(土地の買取請求についての都市計画法の準用)**

**第二百八十五条 都市計画法第五十二条の四第一項から第三項までの規定は、施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内の土地の当該施行予定者に対する買取請求について準用する。**

(損失の補償)

**第二百八十六条 施行予定者が定められている防災都市施設に関する都市計画について、期間満了日までの間に施行予定者が定められており、防災都市計画施設の区域が変更された場合において、その変更により当該区域外となった土地の所有者は、使用者のうち、当該都市計画の変更があったことにより損失を受けた者があるときは、当該施行予定者は、その損失を補償しなければならない。**

(認可又は承認の申請)

**2. 都市計画法第二十八条第二項及び第三項並びに第五十二条の五第二項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。**

**3 特定防災街区整備地区**

**2 特定防災街区整備地区は、防火地域又は準防火地域が定められている土地の区域のうち、防災都市計画施設(防災都市計画に係る都市計画施設をいう。以下同じ。)と一体となつて特定防災機能を確保するための防災街区として整備すべき区域その他の当該密集市街地における特定防災機能の効果的な確保に貢献する防災街区として整備すべき区域に定めるものとする。**

**3 特定防災街区整備地区に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。**

**一 建築物の敷地面積の最低限度**

**2 特定防災機能の確保又は土地の合理的かつ健全な利用を図るためにあつては、壁面の位置の制限**

**3 特定防災街区整備地区に関する都市計画に規定する建築物に対する制限の付加**

第一類第十号 國土交通委員会議録第二十五号 平成十五年五月二十七日 の申請をしなければならない。

(都市計画事業の認可等に関する処理期間)

**第二百八十八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、前条の申請を受理した日から二月以内に、同条の認可又は承認に関する処分を行うものとする。**

第三章の次に次の二章を加える。

**第四章 特定防災街区整備地区**

**第三十一条 密集市街地内の土地の区域について**

では、当該区域及びその周辺の密集市街地における特定防災機能の確保並びに当該区域における土地の合理的かつ健全な利用を図るために、都市計画に、特定防災街区整備地区を定めることができる。

**2 特定防災街区整備地区は、防火地域又は準防火地域が定められている土地の区域のうち、防災都市計画施設(防災都市計画に係る都市計画施設をいう。以下同じ。)と一体となつて特定防災機能を確保するための防災街区として整備すべき区域その他の当該密集市街地における特定防災機能の効果的な確保に貢献する防災街区として整備すべき区域に定めるものとする。**

**3 特定防災街区整備地区に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。**

の申請をしなければならない。

(都市計画事業の認可等に関する処理期間)

**第二百八十八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、前条の申請を受理した日から二月以内に、同条の認可又は承認に関する処分を行うものとする。**

施設と一体となつて特定防災機能を確保する建築物を整備するため必要な場合にあっては、建築物の防災都市計画施設に係る間接道路又は壁面線との関係等に改める。

部分の長さの敷地の防災都市計画施設に接する部分の長さに対する割合をいう。)の最低限度及び建築物の高さの最低限度

低限度及び建築物の高さの最低限度

部分の長さの敷地の防災都市計画施設に接する部分の長さに対する割合をいう。)の最低限度及び建築物の高さの最低限度

低限度及び建築物の高さの最低限度

部分の長さの敷地の防災都市計画施設に接する部分の長さに対する割合をいう。)の最低限度及び建築物の高さの最低限度





区域内に宅地、借地権若しくは権原に基づき存する建築物を有する者又は当該地区内の建築物について借家権を有する者であつて、当該地区内における他の市街地再開発事業又は土地区画整理法による土地区画整理事業、密集市街地整備法による防災街区整備事業若しくは都市計画事業の施行に伴い当該宅地、借地権、建築物又は借家権を失い、かつ、当該権利に対応する権利を与えられないものの居住又は業務の用に供するため特に必要があるとき。

五 その他国土交通省令で定める場合

第一百十条第一項中「者及び」の下に「参加組合又は」を加え、同条中第三項を第四項とし、二項の次に次の一項を加える。

前項の規定による借地権の設定については、地方自治法第二百三十八条の四第一項及び国有財産法第十八条第一項の規定は、適用しない。

第一百八十六条第四項を同条第五項とし、同第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

第七条の二第五項の規定は、前項の規定により同意を得る場合について準用する。この場合において、同条第五項中「所有権を有する者」とあるのは「譲受け希望の申出をした所有権を有する者」と読み替えるものとする。あるのは「譲受け希望の申出をした借地権を有する者」と読み替えるものとする。

第一百八十六条第六項を「第一百八十六条の六第三項」を「第一百八十六条の六第六項」に改める。

第一百五十五条の二第二項に後段として次のよう加える。

この場合において、所有権又は借地権が数人の共有に属する宅地又は借地があるときは、

は、当該宅地又は借地について所有権を有する者又は借地権を有する者の数をそれぞれ一とみなし、同意した所有権を有する者の共有持分の割合の合計又は同意した借地権を有する者の共有持分の割合の合計をそれぞれ当該宅地又は借地について同意した者の数とみなす。

第六条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。  
第三十七条第一項中第七号を第九号とし、第八号を第十号とし、第九号を第十一号とする。  
（都市再生特別措置法の一部改正）  
備事業」に改める。

号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

## 六 密集市街地整備法による防災街区整備事業に関する都市計画

第三十七条第一項中第三号を第四号とし 第二号の次に次の一号を加える。

三  
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九

号。以下「密集市街地整備法」という。)第三十一条第一項の規定による特定防災街区整

## 備地区に関する都市計画

第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二、密集市街地整備法第一百二十二条第一項

から第三項まで、第一百五十七条第一項、第一百六十五条第一項、第一百七十二条第一項、

第一百七十九条第一項後段(密集市街地整備去第百八十四条において準用する場合を除く)

(第百八十八条第一項の規定による。)又は第百八十八条第一項の規定による。

認可

「四号」に改める。  
(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

七条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第号)の一部を次のように改正す

第一一三号、貢品二十二、（西二十二）・（ス）  
金酒銅鏡  
銀の一部を以て、古玉

第十一條第一項第三号から第五号までを次のように改める。

三 既に市街地を形成していいる区域において、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和

四十四年法律第三十八号)による市街地再

定建築者となるうとする者(都市再開発法第九十九条の三第二項の規定により特定建築者となることができるものに限る)又は防災特定建築者となるうとする者(密集市街地整備法第二百三十六条第二項の規定により防災特定建築者となることができるものに限る)がいない場合において、当該市街地再開発事業の特定建築者は改築(以下「増改築」という)及び譲渡を行うこと。

施設建築物又は特定防災施設建築物の建設を行い、並びにそれらの管理、増築又は改築(以下「増改築」という)及び譲渡を行うこと。

第十一条第一項第八号中トをチとし、ロからハまでをハからトまでとし、イの次に次のよう加える。

#### 口 防災街区整備事業

第十一条第二項第四号中「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十一条」を「密集市街地整備法第三十条」に改め、同条第三項第四号イ中「市街地再開発事業」の下に、「防災街区整備事業」を加える。

第十四条第一項中「又は土地区画整理法」を「若しくは土地区画整理法」に改め、「により実施するもの」の下に「又は防災街区整備事業(国)の施策上特に供給が必要な賃貸住宅の建設と併せて行うものを除く。」に係るもの」を加える。

第十七条第一項第一号及び第十八条第一項中「市街地再開発事業」の下に、「防災街区整備事業」を加える。

附則第二十五条中「改める」を「改め、同表密集中市街地における防災街区の整備に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項第一号及び第二号中「公団等」を「機構等」に改める」に改める。

附則第六十三条を次のように改める。  
(密集市街地整備法の一部改正)

第六十三条 密集市街地整備法の一項を次のよう改正する。

目次中「都市基盤整備公団の業務の特例」を「独立行政法人都市再生機構の行う受託業務」に、「都市基盤整備公団等」を「独立行政法人都市再生機構等」に改める。

「第三節 都市基盤整備公団の業務の特例」を「第三節 独立行政法人都市再生機構の行う受託業務」に改める。

第三十条第一項中「都市基盤整備公団は、六号」を「独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構(平成十五年法律第六号)を「公団法第二十八条第三項各号」を「機構法第三号」に、「公団法」という。第二十八

都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十号)を「機構法」という。第十一条第一項」に、「公団法第二十八条第三項各号」を「機構法第六号」に改める。

第十二条第一項中「公団等」を「都市基盤整備公団」を削り、同条第三項中「公団等」を「都市再生機構等」に改める。

第二百五十六条第三項及び第四項中「公団等」を「都市再生機構等」に改める。

第二百五十八条第一項中「第二百六十八条第二項」を「第二百六十八条第三項」に改める。

第二百六十八条中第二項を第三項として、第十一条第三項各号」に改め、同条第二項を削る。

第四十六条第四項中「第二百二十三条」を「第二百二十三条第一項」に改める。

第四十七条第四項中「第二百二十四条及び」を「第二百二十四条第一項及び第三項並びに」に改める。

第二百二十三条第一項及び第三項並びに」に改める。

第二百四十七条第四項中「第二百二十四条及び」を「第二百二十四条第一項及び第三項並びに」に改める。

第二百四十六条第四項中「第二百二十三条」を「第二百二十三条第一項」に改める。

第二百四十七条第四項中「第二百二十四条及び」を「第二百二十四条第一項及び第三項並びに」に改める。

第二百四十六条第四項中「第二百二十四条及び」を「第二百二十四条第一項及び第三項並びに」に改める。

第二百四十七条第四項中「第二百二十四条及び」を「第二百二十四条第一項及び第三項並びに」に改める。

第二百四十六条第四項中「第二百二十四条及び」を「第二百二十四条第一項及び第三項並びに」に改める。

第二百四十七条第四項中「第二百二十四条及び」を「第二百二十四条第一項及び第三項並びに」に改める。

第二百四十六条第四項中「第二百二十四条及び」を「第二百二十四条第一項及び第三項並びに」に改める。

第二百四十七条第四項中「第二百二十四条及び」を「第二百二十四条第一項及び第三項並びに」に改める。

機構等」に改め、同条第二項中「、都市基盤整備公団」を「、独立行政法人都市再生機構」に、「都市基盤整備公団総裁」と、地域振興整備公団に置かれるものについては「地域振興整備公団総裁」を「独立行政法人都市再生機構理事長」に改める。

第二百九十五条第一項並びに第三百条第一項第一号及び第二号中「公団等」を「都市再生機構等」に改める。

第三百九条第二号、第三百十条第二号及び第三百十一条第二号中「第二百六十八条第二号」を「第二百六十八条第三項」に改める。

「防災機構」に改める。

第二百九十五条第一項並びに第三百条第一項第一号及び第二号中「公団等」を「都市再生機構等」に改める。

第三百九条第二号、第三百十条第二号及び第三百十一条第二号中「公団等」を「都市再生機構等」に改める。



(地方税法の一部改正)

第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十一条の三第七項中「第一百六十六条第一項」を「第二百八十九条第一項」に改め、「防災街区整備推進機構」及び「供する土地」の下に「(政令で定めるものに限る。)」を加え、「第一百七条第三号」を「第二百九十条第三号」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の二第二項第八号及び第六十五条の四第一項第八号中「第一百六十六条第一項」を「第二百八十九条第一項」に改め、「防災街区整備推進機構」の下に「(政令で定めるものに限る。)」を加える。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第十一条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「第一百六十六条第一項」を「第二百八十九条第一項」に改め、「防災街区整備推進機構」及び「規定する土地」の下に「(政令で定めるもの)」を加え、「第一百七十七条第三号」を「第二百九十条第三号」に改める。

#### 理由

密集市街地について計画的な再開発又は開発整備による防災街区の整備の一層の促進を図るために、防災再開発方針を防災街区整備方針に改め、これに新たに防災公共施設等の整備に関する計画を定めることとし、都市計画の地域地区として特定防災街区整備地区を創設するとともに、申出により宅地から宅地への権利交換を認める多様な権利交換手法により防災施設建築物、防災公共施設等を整備する防災街区整備事業及び防災都市施設の整備のための施行予定者制度を創設する等所要

の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



平成十五年六月十二日印刷

平成十五年六月十三日發行

衆議院事務局

印刷者  
國立印刷局

D